シエラレオネ共和国 カンビア県地域開発能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

平成 22 年 5 月 (2010 年)

独立行政法人国際協力機構 経済基盤開発部

日本政府はシエラレオネ共和国の要請に基づき、同国の「カンビア県 平和の定着のためのコミュニティ開発プロジェクト」に係る詳細計画策定調査を行うことを決定し、独立行政法人 国際協力機構は平成21年4月1日から5月20日まで詳細計画策定調査団を派遣しました。同調査においては、首都フリータウンおよび調査対象地域のカンビア県、ポートロコ県においてシエラレオネ側関係者との協議やヒアリング、現地踏査、情報収集を行った後、先方実施機関である内務地方自治地域開発省、カンビア県議会およびポートロコ県議会と協議を行い、協議議事録(M/M)の署名を取り交わしました。あわせて、平成21年9月22日から10月4日まで詳細計画策定調査団(その2)を派遣し、討議議事録(R/D)の署名を取り交わしました。

本報告書は、同調査団の調査・協議結果を取りまとめたものであり、今後の技術協力プロジェクトの実施、その他関係者の参考として広く活用されることを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し心より感謝申し上げます。

平成 22 年 5 月

独立行政法人国際協力機構

経済基盤開発部長 小西 淳文

目 次

序文

目次

シエラレオネ共和国地図

カンビア県地図

ポートロコ県地図

写真

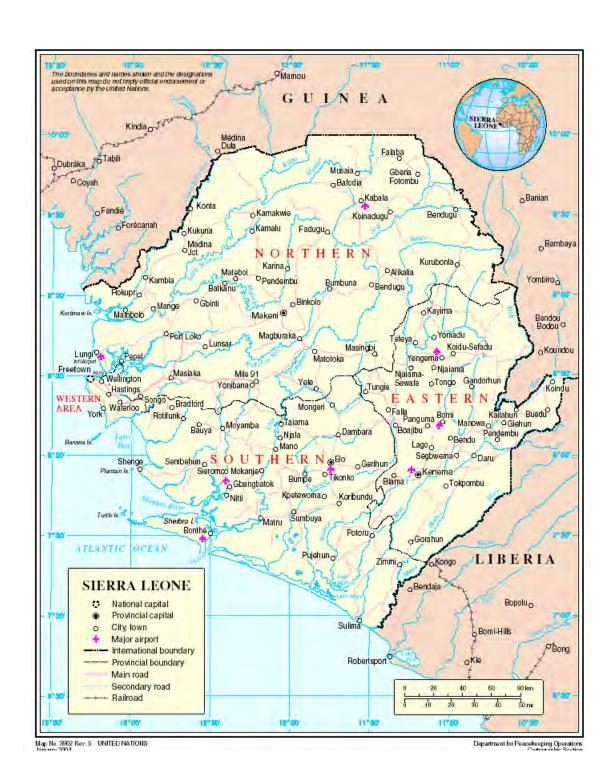
略語表

| 第 1 | 章 | 要請の背景 | 1 |
|-----|----|--------------------------------|----|
| 第2章 | 章 | 調査結果概要 | 2 |
| 2- | -1 | 団員の構成 | 2 |
| 2- | 2 | 調査日程 | 2 |
| 2- | -3 | 主な面談者 | 2 |
| 2- | 4 | 団長所感 | 5 |
| 2- | -5 | 調査方法・内容 | 6 |
| 2- | 6 | ワークショップの結果 | 6 |
| 2- | 7 | PDM 及び PO に係る協議内容 | 12 |
| 2- | 8 | 5 項目評価結果 | 16 |
| 2- | 9 | 技術協力プロジェクト実施にあたっての留意点 | 18 |
| 第 3 | 章 | 地域開発の現状 | 25 |
| 3- | 1 | 地方行政制度の概要 | 25 |
| 3- | 2 | カンビア県及びポートロコ県の概要 | 28 |
| 3- | 3 | カンビア県及びポートロコ県で実施されている地域開発事業の概要 | 38 |
| 3- | 4 | 子供・青年支援調査フォローアップ概況 | 40 |
| 3- | -5 | 地方行政に係る関係機関及び他ドナー | 42 |
| 3- | 6 | 県議会等の能力強化に向けた取り組み | 51 |
| 3- | 7 | 既存地域開発計画 | 54 |
| 3- | 8 | 地域開発に係る予算執行状況 | 71 |
| 3- | 9 | 調達制度等 | 78 |
| 3- | 10 |) 建設事情等 | 84 |

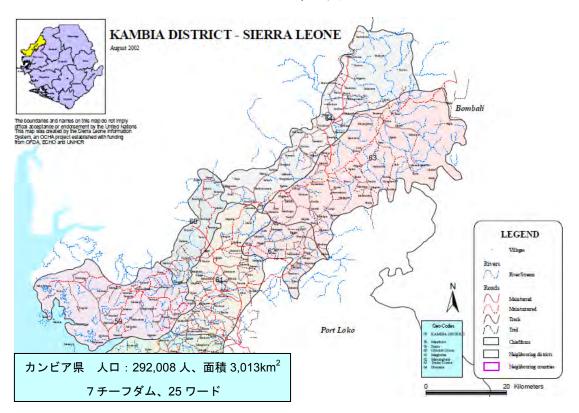
付属資料

- 1. Record of Discussion
- 2. Minute of Meetings

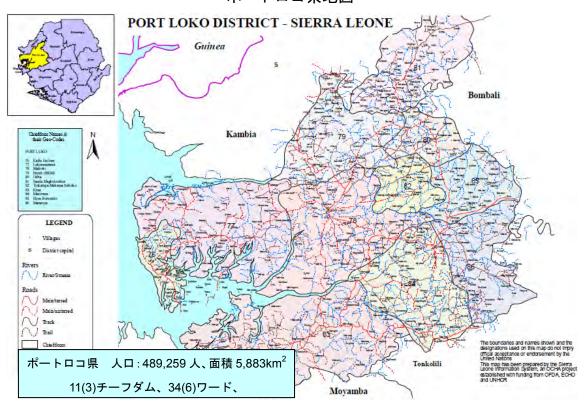
シエラレオネ共和国地図



カンビア県地図



ポートロコ県地図



出典: Data Pack、Sierra Leone Information System、2004

写 真



聞き取り調査



ワークショップ(カンビア県)



ワークショップ (フリータウン)



コミュニティによる種子銀行



コミュニティによる学校建設



雨期で崩壊したカルバート



村の風景 (カンビア県)



村までのアクセス (ポートロコ県)



内務地方自治地域開発省



フリータウンの街中



MM 協議



MM 署名式

略語表

第1章 要請の背景

シエラレオネ共和国(以下、「シ」国)では 1991 年から政府軍と反政府軍との間で戦闘が続いていたが、2001 年 5 月に停戦合意が成立し、2002 年 1 月にはカバ大統領によって内戦終結が宣言された。わが国は 2004 年平和構築・復興支援分野のプロジェクト形成調査、平和構築アセスメント (PNA) を実施し、特に内戦中戦闘の激しかった地域のひとつである北部州のカンビア県(面積 3,013km²、人口 292,008 人)を中心に復興支援を開始し、カンビア県地域開発支援プログラムとして、2005 年には「カンビア県子供・青年支援調査」を皮切りに、農業、給水、保健分野のプロジェクトを実施した。「シ」国においては我が国を含めた国際社会の支援や自助努力により、「シ」国の社会・経済状況は徐々に回復し、復興から開発への移行段階にある。一方で、人間開発指数は 177 位/177 位 (2007 年)と著しく貧しい状況を脱しておらず、支援が必要な状況に変化はない。また、地方部と都市部との格差も大きく、内戦で損なわれた施設や制度の改善は十分ではなく、地方分権化の受け皿と人材や経済的能力は十分ではない。特に内戦の被害が比較的大きく、開発の遅れているカンビア県における状況は深刻であり、例えば、安全な飲料水へのアクセス、食糧自給に関する指数、生徒に対する教員数は全国平均よりも低い状態となっており、地方分権に伴う当該分野に対する人材育成や権限の移譲はいまだ進んでいない状況である。

このような背景の中、内務地方自治地域開発省(MIALGRD)から「カンビア県子供・青年支援調査」の成果と教訓、行政・コミュニティの現状・ニーズ等を踏まえ、コミュニティおよび地域の持続可能な開発、幅広いコミュニティからのニーズへの対応のために、シエラレオネ政府が推進している 2004 年制定の地方自治法に沿った、地方行政強化を通じた地域開発への支援要請を受けた。特に地域開発計画策定プロセス、事業実施モニタリング、情報管理、縦・横の情報共有と連携の強化、および県議会職員およびコミュニティのみならず、MIALGRD の職員を対象とした能力向上の要請があった。また、支援対象地域として、カンビア県 7 チーフダムおよびポートロコ県の中で地域開発の最も遅れている 3 チーフダムがあげられた。

以上の要請を受けて、独立行政法人 国際協力機構は詳細計画策定調査団を派遣し、グ協力の妥当性及び具体的な協力内容についての検討を行った。

なお、本プロジェクトは「カンビア県 平和の定着のためのコミュニティ開発プロジェクト」として要請されたが、詳細計画策定調査の結果、コミュニティのみならずカンビア県全体の地域開発能力の向上に向けた活動を行うこととなり、プロジェクト名を「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」に変更している。

第2章 調查結果概要

2-1 団員の構成

(1)詳細計画策定調査(その1)

団長/総括 : 平井 敏雄 (JICA 経済基盤開発部 参事役) コミュニティ開発 : 平林 淳利 (JICA 経済基盤開発部 特別嘱託)

協力企画 : 荒 仁(JICA 経済基盤開発部)

評価 :柿沼 潤((株) アースアンドヒューマン コーポレーション)

地域開発/建設事情 :十倉 将((株) レックス・インターナショナル)

(2) 詳細計画策定調査(その2)

団長/総括 : 佐藤 仁 (JICA ガーナ事務所次長) コミュニティ開発 : 平林 淳利 (プロジェクトリーダー)

2-2 調査日程

詳細計画策定調査 (その1): 2009年4月2日~2009年5月19日 詳細計画策定調査 (その2): 2009年9月22日~2009年10月4日

2-3 主な面談者

<在ガーナ日本大使館>

1)参事官 中村 温 2) 広報オフィサー 近藤 千里

<国際協力機構(JICA)>

1) ガーナ事務所 所長 山内 邦裕 2) ガーナ事務所 次長 熊谷 真人 3) ガーナ事務所 所員 田中 幸成 4) シエラレオネ フィールドオフィス 企画調査員 小林 英里子 5) シエラレオネ フィールドオフィス 企画調査員 佐野 明平 6) シエラレオネ フィールドオフィス 在外専門調査員

<シエラレオネ政府>

<内務地方自治地域開発省(MIALGRD)>

- 1) Mr. Raymond I. Kabia, Deputy Minister
- 2) Mr. Kadiru I. Kaloko, Deputy Minister

コロマ 紀代美

- 3) Mr. L.B. Kevua, Permanent Secretary
- 4) Mr. Raymond K.M. Bindi, Deputy Secretary
- 5) Mr. A.J.B. Lebbie, Director of Local Government
- 6) Mr. Michael. Samai, Acting Director of Rural Development Department
- 7) Mr. D.N. Kamara, Deputy Director of Local Government
- 8) Mr. Josephus Kpanga, Senior Local Government Officer
- 9) Mr. Thomas Lansana, Senior Assistant Secretary
- 10) Mr. Yaja, Assistant Secretary
- <財務経済省地方行政財務局>
- 1) Mr. Michael T. H. Dauda, Senior Local Government Financial Officer
- <Institutional Reform and Capacity Building Project (IRCBP) >
- 1) Mr. Emmanuel Gama, Project Coordinator
- <地方分権事務局(DECSEC)>
- 1) Mr. Alhassan Joseph Kanu, Programme Manager
- 2) Mr. Victor Kalie Kamara, Rapid Result Approach Coordinator (Coach)
- 3) Mr. Sullay B. Sesay, Project Manager, GoBiFo
- <公共事業、住宅インフラ省(MOWHI)>
- 1) Mr. Abdul Barrie, Deputy Minister
- 2) Ms. Nancy Tengbeh, Deputy Secretary
- 3) Mr. A.J. Fofanah, Senior Assistant Secretary
- 4) Mr. Edward Ganda, Assistant Professional Head
- <教育・青年・スポーツ省(MOEYS)>
- 1) Mr. S.A.T. Tamu, Permanent Secretary
- <農業・森林・安全省(MOAFFS)>
- 1) Mr. Mohammed Tejan Kella, Programme Coordinator
- <シエラレオネ 道路局 (SLRA)>
- 1) Mr. Salamu. M. Koroma, Director of Administration
- 2) Mr. David. K. Fonnie, Director of Feeder Road Department
- 3) Mr. Daniel. T. Kanu, Road Foreman, Kambia District Office
- 4) Mr. Alpha Kobba, District Engineer, Port Loko District Office
- <ドナー、NGO>
- <世界銀行>
- 1) Mr. Brendan Glynn, Senior Public Sector Consultant
- <UNDP: Kanema District Economic Recovery Programme>
- 1) Mr. Pious S. Bockarie, Project Team Leader
- 2) Ms. Ai Watanabe, Programme Officer

- <GTZ: Employment Promotion Programme>
- 1) Dr. Robert Moikowa, Senior Org Development Advisor,

<0XFAM>

- 1) Mr. Florie de Jager Meezenbroek, Governance Programme Manager <ENCISS>
- 1) Ms. Sybil Bailor, Executive Director
- <コントラクター>
- <MoDCoN>
- 1) Mr. Mustapha M.A. Zayat, Managing Director <CSE>
- Mr. Momar Diop, Deputy Project Manager
 <landmark >
- 1) Mr. Osman Swaray, General Manager
- <Nimo Construction & Trading Enterprise>
- 1) Mr. E.N. Assamany, Managing Director
- <Sierra Construction System (SCS) >
- 1) Mr. K.N. Nassar, Managin Director
- <Sierra Engineering Group (SEG) >
- 1) Mr. Ilan Gil, General Director
- <コンサルタント>
- <International Construction Service (ICS)>
- 1) Mr. Gaiva Paul Lavaly, Managing Director
- <Edward Davies & Associates (EDA) >
- 1) Mr. Sam Leigh, Chief Executive Officer
- <カンビア県>
- <カンビア県議会 行政部門>
- 1) Mr. Foday M. Bangura, Deputy Chairperson
- 2) Mr. Alfred. M. Samura, Chief Administrator
- 3) Mr. Alie Bfofaneh, Deputy Chief Administrator
- 4) Mr. Patrick, Financial Officer
- 5) Mr. Jaro, Procurement Officer
- 6) M&E Officer
- <カンビア県議会議員、パラマウントチーフ>
- 1) Mr. Samuel, .S. Sanko, Chairperson (from Tonko Limba Chiefdom)
- 2) Bramaia Chiefdom Regent Chief (Acting Paramount Chief)

- 3) Councilor Ward Code #131(SLPP), Bramaia Chiefdom
- 4) Councilor Ward Code #132 (APC: Ruling Party), Bramaia Chiefdom
- 5) Councilor Ward Code #133(SLPP), Bramaia Chiefdom
- 6) Councilor Ward Code #126 (APC), Masungbala Chiefdom

<ドナー、NGO>

- 1) NaCSA (National Commission for Social Action)
- 2) ABC Development (Association for the wellbeing of rural communities and development)
- 3) KADDRO (Kambia District Development Rehabilitation organization)

<ポートロコ県>

<ポートロコ県議会 行政部門>

- 1) Mr. Mohammed Sherick Krrgbo Chief Administrator
- 2) Mr. Kamara, Finance Officer
- 3) Procurement Officer
- 4) Mr. Shek Gbrilltry, Development Officer

<ポートロコ県議会議員、パラマウントチーフ>

- 1) Mr. Hamid Fofanah, Chairperson (from Makofi Chiefdom)
- 2) Paramount Chief, Sanda Magbolonthor Chiefdom
- 3) Councilor, Ward Code #180 (APC): Sanda Magbolonthor Chiefdom

2-4 団長所感

2-4-1 開発の現状と方向性

シエラレオネは、我が国や世銀をはじめとする多数のドナーを含む国際社会の支援と自助努力により内戦終了後の復興から既に開発の段階に移行しており、政府による平和の定着と社会・経済の発展に向けた取り組みの成果が徐々に発現してきている様子が伺える。 具体的には、ドナーの支援による首都と地方部をつなぐ幹線道路の整備や、首都および周辺地域において多数の住宅建設が進んでいるなど、首都および周辺地域を中心とした開発事業の実施および経済活動は着実に進展しているものと思われる。

一方、地方部における社会・経済状況は人間開発指数に示されるとおり厳しい貧困状態が続いている。調査で視察した本件技術協力プロジェクトの対象予定地域のカンビア県、ポートロコ県のコミュニティでは保健医療施設、学校施設などの課題とともにアクセス道路、電力供給などの社会インフラ関連の課題など、住民の生活向上に向けて取り組むべき課題は未だ数多く残されており、依然として地方部における開発支援ニーズは大きいものがある。特に地方部のコミュニティの中にはアクセス道路が十分に整備されていないため、雨季の降雨量の影響で数ヶ月にわたり孤立してしまう地域もある。したがって、都市部と地方部の格差是正を図るためにはコミュニティレベルの開発課題の解決とともにアクセス

道路や電力設備の整備など広域的なインフラ整備事業を同時に進めていくことも重要と考えられる。

2-4-2 プロジェクトの重要性

シエラレオネが直面している厳しい貧困状態を改善し住民の生活向上を通じて平和の安定をさらに確実なものとしていくことは極めて重要である。したがって、地方開発支援に重点を置いた我が国の援助方針に沿いつつ地方部の貧困削減に資する協力を実施する意義は大きい。本件プロジェクト目標である持続的な開発に必要な中央政府、地方政府、コミュニティ各レベルにおける能力強化は、住民の生活向上を推進する上で不可欠であり、プロジェクト実施の重要性は大きい。

今回の調査で訪れたいずれのコミュニティにおいても、住民自身の開発に向けた意欲と 関心は強く、開発ポテンシャルは基本的に高いものがある。したがって、住民が真に求め る開発ニーズを行政サービスに確実に繋ぎニーズに合致した開発を実現させるための仕組 みを構築する重要性は大きい。

2-5 調査方法・内容

本調査において、まずは 2008 年 5 月~6 月に実施したプロジェクト形成調査結果の現況 確認を行った。特に 2004 年に制定した地方自治法の進捗および内容改訂の動き、関係機関の実施体制の確認のため、内務地方自治地域開発省、県議会および関係機関を中心に聞き取りおよび資料収集を行った。また、2009 年 2 月までに実施した子供・青年支援調査フォローアップ協力の整理のための現地踏査及び聞き取り、カンビア県およびポートロコ県の基礎情報の収集、県議会プロジェクト関係者を招いての問題分析ワークショップ、他関係省庁、ドナー・NGO など事業関係者への現在の活動にかかる聞き取り、資料収集を行った。あわせて、収集した情報の分析を行い、本プロジェクトの詳細計画策定に反映させることとした。

2-6 ワークショップの結果

地方行政の現況と本プロジェクトが取り組む課題の確認を行い、詳細計画策定に反映させるために、「シ」国中央政府とカンビア県において、カウンターパート機関を中心に政府関係者、ドナーおよび NGO を招いて、問題分析ワークショップを実施した。

更にプロジェクト要請のあったカンビア県とポートロコ県において、「シ」国政府からの要請書および問題分析ワークショップの結果に基づいて作成した PDM 案(プロジェクト目標やアウトプット)に沿い、①プロジェクト関係者自らが活動計画を作成することでオーナーシップを高めること、②ワークショップの結果を最終 PDM(案)及び POs(案)作成に反映させる、ことを目的とし、活動計画作成ワークショップを実施した。

2-6-1 問題分析ワークショップ

(1) フリータウンで実施したワークショップ

4月9日にフリータウンで実施したワークショップには、カウンターパートであるMIALGRD 本省及びDECSEC、各関係省、ドナー(UNDP, GTZ等)が参加して、地方行政にかかる問題について活発な議論が行われた。地方行政にかかる課題は中央省庁の地方分権に対する理解不足および抵抗、チーフダム議会と県議会との関係が希薄であること、組織・人員体制の未整備、予算執行率の低さ、モニタリング体制の弱さ、他省庁・県議会・他関係者間の情報共有の不足など、組織、財務、人事、機能など多様な視点から問題分析が行われた。

表 2.1 ワークショップの主な結果

| 構造的な課題 | ・ 中央省庁の地方分権に対する理解不足と抵抗。 |
|---------|---------------------------------|
| | ・ チーフダム議会と県議会との関係が良好ではない。 |
| | ・ チーフダム議会と県議会の連携の希薄さ。 |
| | ・ 中央と県議会、他の関係機関の間で情報が共有されていない。 |
| | ・ モニタリング体制が整備されていない。 |
| | ・ 調達方法が未整備である。 |
| 財政的課題 | ・ 財務省からの予算執行が遅れている。 |
| | ・ 県議会の歳入が不足している。 |
| | ・ 財務の透明性が低く、会計システムが整備されていない。 |
| | ・ 県議会とチーフダム議会の歳入の割り当てが不明確である。 |
| 人的資源の課題 | ・ 人材育成の体制が未整備である。 |
| | ・ 県議会の人材の能力が不足している。 |
| | ・ DECSEC が県議会に派遣しているコーチが不適格である。 |

(2) カンビア県で実施したワークショップ

4月15日にカンビア県で実施したワークショップには、県議会関係者、県の出先事務所、 NGO関係者などが参加して行われた。県の抱える課題の抽出と優先順位付け及び地方行政の 課題について活発な議論が行われた。

県の優先分野及び優先課題は高い順に道路、農業、教育、保健が挙げられた。また、県議会の課題としては、計画策定、モニタリング体制、職員の能力向上、情報管理、などが挙げられ、本プロジェクト計画に大いに参考になるものが得られた。また以下の通り優先分野の課題について分析が行われた。

表 2.2 結果の概要

| 道路分野の課題 | ・ 維持管理体制が弱い。 | |
|---------|--------------|--|
|---------|--------------|--|

| | ・ ダメージを受けたカルバートや橋が多い。 |
|-----------|---|
| | ・明確な開発計画がない。 |
| | 雨期にアクセスできなくなる道路が多い。 |
| 農業分野の課題 | ・ 機械化が遅れている。 |
| | ・ 種子の供給が遅れている。 |
| 水分野の課題 | ・ タウンの配水管が不足している。 |
| | ・ 井戸の維持管理が不十分である。 |
| | ・ 安全な飲料水が不足している。 |
| 保健分野の課題 | ・ 技能訓練を受けた人材が不足している。 |
| | ・ 規格外の薬が増加している。 |
| | ・ 医療機器が不足している。 |
| 教育分野の課題 | 教員の手配がタイムリーに行われていない。 |
| | ・ 教員への給料の支払いが遅れている。 |
| | ・ 教員の管理が適切に行われていない。 |
| 電力分野の課題 | ・ 電気の不足 |
| | ・ 工業化が進んでいない。 |
| 社会福祉分野の課題 | ・ 人材に対する研修が不適切である。 |
| 県議会の課題 | ・ 県議会への予算執行が遅れている。 |
| | ・ 事務機材が未整備。 |
| | ・ 人材能力が低い。 |
| | ・ モニタリング体制が未整備。 |

(3) キャパシティアセスメントの必要性

ワークショップの結果から、本プロジェクトで取り組む課題を確認すると共に、「シ」国 関係者と共有することができた。また、本ワークショップは、参加者との関係構築に大い に貢献し、その後の調査において、貴重な情報の提供につながった。

一方、本プロジェクトによる効率的および効果的な支援の実現のためには、コミュニティニーズに基づいた計画策定、事業実施プロセスの実態把握および分析など県議会、ワード委員会、コミュニティのキャパシティアセスメントを実施したうえで普及すべき地域開発の仕組みを策定するプロセスが必要であることが確認された。

特に、活動状況、連携、コミュニティの動員および協働体制などについて県議会、ワード 委員会、コミュニティのキャパシティアセスメントは、地域開発の仕組みを探るうえで重要 な項目であり、本プロジェクト開始後、一定の期間をかけて実施する必要がると思われる。

2-6-2 活動計画作成ワークショップ

JICA 関係者および本省、県議会との協議で作成した PDM 案に基づいて、カンビア県、ポ

ートロコ県関係者と共に、活動計画について議論するためワークショップを行った。参加 者は県議会関係者と協議した結果、それぞれの県議会職員、セクター委員会の議長を務め る県議員、各セクターの県事務所職員とした。

ワークショップでは冒頭、プロジェクトサイクルや PCM 手法の概要を説明した。その後、要請書および上記問題分析ワークショップの結果に基づいて作成した PDM 案のコピーを参考資料として参加者に配布した。各アウトプットで 3~5 名程度のグループに分かれ、必要と思われる活動とその手順について、付箋に考えを書く参加型形式で行った。最後に各アウトプットの順番に結果を発表し、質疑応答およびラップアップを行った。

(1) カンビア県でのワークショップ

5月6日、カンビア県県議会において実施した。結果の概要は以下のとおりである。

表 2.3 カンビア県ワークショップの結果

| | 2.3 カンピア宗グーグショックの和未 |
|-------------|---------------------------------|
| 主な成果 | 主な活動項目 |
| ベースライン調査 | ・ チーフダムやコミュニティへの支援について情報共有する |
| | ために NGO と会議を行う。 |
| | ・ 対象地域や受益者を確認する。 |
| | ・ 県議会と協議を行う。 |
| | ・ 県議会やワードに対しての質問表を作成する。 |
| | ・ ワード委員会とベースライン調査についての準備会議を行 |
| | う。 |
| | ・ コミュニティのニーズ、資源等調査を行う。 |
| | ・ 調査結果を分析する |
| 能力開発 | <コミュニティ レベル> |
| | コミュニティを組織化する。 |
| | ・ 地方分権化についての意識化を進める。 |
| | ・ 県議会やNGOとの連携について研修する。 |
| | <県議会 レベル> |
| | ・ 県議会の責任と役割について研修する。 |
| | ・ 法律について研修をする。 |
| | <mialgrd レベル=""></mialgrd> |
| | ・ 県議会政策の形成と実施について研修する。 |
| ニーズに合った開発計画 | ・ 関係者と協議を行う。 |
| の策定 | ・ 開発分野の優先順位を決める(農業、水と衛生、教育等) |
| 調達手続の改善 | ・ 公正で円滑な調達意識を高める。 |
| | ・ 調達ガイドラインを作成する。 |
| | ・ 入札の準備を行う。 |

| | ・ 調達手続きを行う。 |
|-----------|--|
| | ・ プロジェクト予算を見直す。 |
| | モニタリングを通じて評価を行う。 |
| ハンドブックの作成 | ・ 関係者の識字能力を調査する。 |
| | ・ 利用者と協議を行う。 |
| | ハンドブック作成のコンサルタントを選定する。 |
| | ハンドブック試行を行う。 |
| | ・ 内容のレビューを行う。 |
| | ・ インパクト報告書を作成する。 |

(2)ポートロコ県で実施したワークショップ

5月8日、ポートロコ県県議会において実施した。結果の概要は以下のとおりである。

表 2.4 ポートロコ県ワークショップの結果

| | .ャ ハードロコボン フンコフフの相木 |
|-------------|--|
| 主な成果 | 主な活動項目 |
| ベースライン調査 | ・ コミュニティ及びワード委員会と会議を行う。 |
| | ・ 職務責任者を確認する。 |
| | ・調査を実施する。 |
| | ・ 技術者を募集する。 |
| | ・ 効果的なモニタリングを行う。 |
| | ・ 最終報告書と提言をまとめる。 |
| 能力開発 | ・ 研修の必要性を確認するために主要な関係者が会議を行 |
| | う。 |
| | ・ コミュニティの意識化を促進する。 |
| | パラマウントチーフとニーズについて協議する。 |
| | ・ 研修など能力開発事業を計画する。 |
| | ・ 研修教材を準備する。 |
| | ・ 研修実施の管理をする。 |
| | ・ 事業の評価を行う。 |
| ニーズに合った開発計画 | ・ パラマウントチーフ、地元の有力者(年長者)及びワード |
| の策定 | 委員会の委員と会議を行う。 |
| | ・現場を訪問する。 |
| | ・ 現地の市民団体や NGO と会議を開く。 |
| | ・ 女性、青年、子供グループと会議を開く。 |
| | ニーズに順位をつける。 |
| | ・ 活動計画を作成する。 |
| | ・ 優先順位にそって調査結果をとりまとめる。 |

| 手続きの改善 | ・ 県議会と会議を開く。 |
|-----------|-----------------------------|
| | ・ 県の関係者と会議を開く。 |
| | ・ 情報を収集及び分析する。 |
| | ・ プロジェクトの優先順位を決め選択する。 |
| | ・ 承認を得るために調達計画を県議会に提出する。 |
| | ・ 調達の入札書類を準備する。 |
| | ・ 契約業務を実施する。 |
| ハンドブックの作成 | ・ プロジェクトの教訓を収集するタスクフォースの設立。 |
| | ・ 伝統的権力者、ワード委員会、関係者と会議を行う。 |
| | ・ 技術委員会が情報収集と分析を行う。 |
| | ・ ハンドブック案を作成する。 |
| | ・ 関係者にハンドブック案が認められる。 |
| | ・ 県議会での承認を受ける。 |
| | ・ ハンドブックの製本、配布される。 |

ワークショップにおけるグループ活動では、今年 JICA の本邦研修に参加し、PCM 手法について学んだポートロコ県議会の主席行政官 (Chief Administrator: CA) が、関係者への補足説明やグループ別活動の進行を担うなど、ワークショップに積極的に関与し、本邦研修の成果発現を確認できた。

また、ワークショップでは全般的に参加者が自らの経験に基づいた詳細な活動計画が盛り込まれた。必要な手順についても調査団が準備した POs(案)をさらにブラッシュアップするために大いに参考となった。特に、カンビア県のワークショップにおいて指摘された調達に関する詳細な手順は、本プロジェクト PDM 中の活動3 (Develop procedures) に参考になると思われる。これまでの関係者との議論によって作成した PO 案とワークショップでまとめられたものとは、方向性、手順が合致していることも確認できた。

さらに、今回のワークショップにおいて、参加者が活動内容やその手順を協議し、ブレーンストーミングしたことで、プロジェクト開始にあたり、その内容を十分理解した上でプロジェクト関係者が事業を実施することが期待される。

(3) ワークショップの成果

問題分析ワークショップおよび活動計画作成ワークショップの結果を参考に、PDM 案にとりまとめるにあたり必要な活動を追加した。追加した活動と理由は、以下のとおりである。

1)「1.1 ECDC モデルのレビューを行う。」

子供・青年支援調査の対象となっていなかった地域(特にポートロコ県)で、過去の開発調査によるコミュニティアプローチをレビューし、パイロットプロジェクトでその有効性の検証を行うことが、その後のプロジェクトの発展に重要であるため。

2)「1.2 パイロット活動を通じてワード委員会の能力を評価する。」

コミュニティと県議会とを結ぶ重要な役割を担うワード委員会の実態及び能力はベースライン調査だけでは把握することは難しい。従って、パイロット活動を実施し、各ワード委員会のパフォーマンスをモニタリングしながら、その能力を評価する必要がある。パイロット活動ではコミュニティによるリソースマップ作成を通じた地域資源および課題の把握、活動全般を通じてプロジェクト関係者の能力向上のための研修計画にも役立てることが必要である。

2-7 PDM 及び PO に係る協議内容

2-7-1 プロジェクトタイトル

本プロジェクトでは、コミュニティだけではなく、県議会やワード委員会を中心に県全体の開発事業計画・実施能力の向上を図ることとした。また、カンビア県とポートロコ県をターゲットエリアとするものの、「シ」国全体への普及・定着を念頭にプロジェクトを実施することとした。これを踏まえ、プロジェクトタイトルを次のように変更した。

和文 変更前 カンビア県平和の定着のためのコミュニティ開発プロジェクト 変更後 シエラレオネ国カンビア県地域開発能力向上プロジェクト

英文 変更前 "Capacity Building of Local Councils and communities to enhance sustainable rural development in Sierra Leone"

変更後 "Capacity Development for Comprehensive District Developments in the Northern Region of Sierra Leone".

2-7-2 プロジェクトの内容

本調査では問題分析ワークショップ、関係者分析ワークショップをカンビア県、ポートロコ県、そして内務地方自治地域開発省等で実施し、現在の問題点を共有した。あわせて、世銀やUNDP等の他ドナーの活動や県議会の活動状況を確認し、それを踏まえプロジェクトの内容を検討した。その結果、プロジェクト目標を「効果的・効率的に地域開発を実施するためのメカニズムが強化される」とし、この目標を達成するために、「人」、「組織」、「仕組」各々の強化を図ることとした。具体的には、MIALGRD、県議会職員、ワード委員等関係者の能力向上を図るとともに、地域開発実施に向けたモデルの形成を通じ「組織」の強化、「仕組」の改善を図るもこととした。また、これらの活動とあわせ、本プロジェクトの成果の「シ」国への確実な定着を図るために、地域開発ハンドブック (Handbook for

また、このモデルの概要は次のとおり。

District Development)の作成も主要活動の一つとした。

● コミュニティのニーズに基づいたワード開発計画を作成する (ワードにコミュニ

ティによる計画策定の取りまとめ機能とサポート機能を担う)

- ワード開発計画を県の開発計画やセクター別の開発計画に反映させる。
- これらの開発計画に基づき県が実施するプロジェクトを透明性や説明責任を確保 した形で選定する。
- 必要な場合によっては外部のサポートを活用し、選定された事業を確実に実施する。

2-7-3 プロジェクトのポイント

(1)段階的アプローチ

次の理由から本プロジェクトではプロジェクトを*①現状把握及びプロトタイプ形成期、 ②モデル開発期、③普及(一般)モデル作成期*に分け、段階的なアプローチをとることとした。

- 2012 年の地方選と大統領選によって MIALGRD や県議会の体制が変更される可能性がある。また、本プロジェクトで主要な役割を担うワード委員会の構成が大幅に変更される可能性がある。本プロジェクトでは幅広い関係者を巻き込みこれらのリスクに備えた活動を行っていく予定であるが、2012 年後半から 2014年の活動は、選挙後の環境変化を踏まえて検討することが必要である。
- 現在、県議会による地域開発事業の主要資金リソースである LGDF (Local Government Development Fund) は 2011 年までとなっている。世銀等へのヒアリングによると 2012 年以降も継続される可能性もあるが、この資金リソースの動向を踏まえることが必要である。
- 地域の現状や本プロジェクトで地域開発の主要プレーヤーの一つと位置づけているワード委員会の能力等によって複数のケースを設定しケーススタディを通じモデルを形成する計画である。このため、第一ステップのキャパシティアセスメントの結果によって、第二ステップ(モデル形成期)の活動や投入の内容が変わる。

(2) キャパシティアセスメントに基づくモデルの形成

本プロジェクトは「子供・青年支援調査」の後継プロジェクトであり、カンビア県の現状はある程度把握されている。しかし、ワード委員会が2004年の地方自治法に基づき形成されたものであるとともに、右調査ではワード委員会と村落の中間に位置する学校を中核に位置づけていたこともあり、その現況は不明である。

ワード委員会は行政組織ではなく、CBOの代表の集まりのような組織であり、委員は無給で活動している。MIALGRDはワード委員会の強化を図るとしているが、実際にどのような役割を担うことができるのか、計画策定(村落のニーズの把握及び集約)と事業実施・維持管理に係る能力を把握することが必要である。これらから、具体的なパイロット活動

を通じ、幅広い地域を対象にキャパシティアセスメントを行うこととした。

(3)「シ」国資金・人材の活用

本プロジェクト終了後も継続して本プロジェクトの成果である「仕組み」が活用されるためには研修等を通じ関係者の育成を図るとともに、使いやすい、そして身の丈にあった「仕組」とすることが必要である。「シ」国の会計制度や調達制度に基づき事業を実施することによって、この活用可能性はより高いものとなる。また、ステップ2のモデル形成期ではJICA専門家自身がファシリテーター、コミュニティ調査、土木・建築、農業等の分野で直接的にワード委員会やコミュニティに働きかけるとともに計画・事業を策定・実施することが考えられるのに対し、ステップ3の普及(一般)モデル形成期では、ステップ2でJICA専門家の担っていた役割を「シ」国人材が担い、研修やハンドブックの作成の他にJICA専門家は「シ」国人材へのアドバイス等を行う計画である。このように、本プロジェクトでは第三ステップを普及(一般)モデルの形成期としJICAの投入を段階的に減らし、「シ」国関係者による事業実施を促す計画であるが、このステップ3はもとよりステップ2でも「シ」国資金を積極的に活用していくことが必要である。また、民間やNGO等の地域の人材を有効に活用できるよう、ステップ0~2の段階から人材リソースの発掘・育成、活用方法等を検討していくことが必要である。

(4)県3カ年計画への反映

世銀の支援を受けた地方分権化事務局(DECSEC)の支援により県の3カ年計画等の計画策定が行われていることから、県全体の計画策定は本プロジェクトの活動に直接的に含めず、PO上は Incorporate として表現した。上で記したように本プロジェクトで形成された事業に予算を配布するためには、この県全体の開発計画、そしてこれに基づく予算計画に確実に反映させることが必要である。このためには地方分権化事務局から各県に派遣されているコーチと連携を密にし、情報共有を的確に実施していくことが必要である。

(5) セクター開発計画への反映

LGDFが道路とその他、世銀がこれからスタートする基金についてもセクターごとに割当がなされるなど、セクターとの単位では予算計画作成・執行における県議会の裁量は大きくない。このため、本プロジェクトにより把握されたニーズは県議会や県の開発計画だけでなく、セクターの開発計画に反映させていくことが必要である。現在も4半期に一度、県議会と各セクターの協議会が開催されており、これらの既存の仕組みを有効に活用していくことが必要である。また、世銀の資金的な支援についても、その資金の流れと事業決定過程における県議会と各セクター事務所の関係をフォローしていくことが必要である。

(6) カンビア県全体及びポートロコ県全体、そして他地域への普及

本プロジェクトでは今後の他県への普及をにらみ MIALGRD と緊密に連携するとともに、ポートロコ県も対象地域としていえる。また、2県を対象とすることにより、両県が切磋琢磨し相乗効果が発現することも期待できる。具体的な活動としては、ハンドブックの作成やスタディーツアー、普及・啓発ワークショップの開催等を予定しているが、この実施にあたってはカンビア県、ポートロコ県以外の県も視野に入れて実施していくことがのぞまれる。

また、「子供・青年支援調査」のフォローアップ活動では、セミナーに参加した他地区の住民が自発的に ECDC を形成した事例がある。県外への普及とともに県内での普及・定着のために、小規模なスタディーツアーやワード間の意見交換の機会を積極的に設けていくことが必要である。また、この実施にあたっては、プロジェクト初期に実施するキャパシティアセスメントに係る活動の成果を有効に活用することが必要である。

(7) 学区に基づいたコミュニティへのアプローチの有効活用

「子供・青年支援調査」で形成された ECDC は学区をベースにしたコミュニティのグループ形成および活動が推進されたとして先方の評価は高い。ECDC にはワード委員会と村落を結ぶ役割を担うことが期待されている。これまでの協力の成果を活用し、村落→学区をベースにしたコミュニティグループ→ワード委員会→県議会のチャンネルを強化するとともに、コミュニティグループやワード委員会への技術的サポート体制を確立し、その機能強化を図っていくことが必要である。

(8) 他ドナー・関係機関との連携

UNDPのケネマ県での活動や世銀支援による地方分権化事務局の活動、EUによるフィーダー道路の整備、ワード委員会の能力向上を目的としたNGOの活動等、「シ」国では地方分権化ならびに地域開発分野で様々な協力が行われている。MIALGRD との協議でも、他ドナーや関係機関による様々な活動の成果を盛り込み、わかりやすい形で整理することの必要性が先方よりあげられている。MILGRD の能力向上を図る活動や県議会やワード委員会を対象とした研修、ハンドブックの作成等では、特にこれら他ドナーや関係機関と連携し、カンビア県とポートロコ県だけではなく他県での実践を活用しながら、また研修教材や研修講師などでは相互に情報共有・相互活用を進めていくことが必要である。

(9) その他

1) 資金協力との融合

「シ」国北部に位置するカンビア県とポートロコ県は電力、水、道路等の社会基盤施設の整備状況が低い地域である。EU等によりフィーダー道路の整備に係る協力が行われているものの、LGDF の規模も1県あたりの規模は約1千万(人口規模によって割り当て金額

が異なる)と小さく、技術協力とともに資金協力へのニーズが高い。技術協力と資金協力 の融合との観点からも、本技術協力プロジェクトとあわせ、マルチセクターを内容とする コミュニティ開発支援無償等の検討が求められる。

2)協力プログラムの核プロジェクトとして

本プロジェクトは地方における行政サービスの実施主体である県議会をCPの一つとしていることから、カンビア県への協力プログラムの核プロジェクトとしての役割が期待されている。本プロジェクトの観点からも、他セクター計画への住民ニーズの反映、住民ニーズの把握方法(ニーズ調査の効率・効果的な実施)、事業実施にあたってのセクター省庁による技術的な支援の確保、維持・管理でのセクター象徴の支援等、他プロジェクトとの様々な形での連携が求められる。

2-8 5 項目評価結果

詳細調査の結果を通して、評価 5 項目の視点からプロジェクトの正当性があるといえる。 以下のとおり、詳細調査団により評価結果を記述する。

2-8-1 妥当性

(1)シエラレオネ政府の政策との整合性

「シ」国政府の新しい貧困削減戦略書 (PRSP II) である" An Agenda for Economic and Social Empowerment (2008-2012)"では、戦略的優先分野として①全国的電力供給の強化、②全国を対象にした交通機関の開発、③農漁業の生産性強化、④持続的な人間開発、をあげるとともに、この優先分野の目標を達成するための前提条件として地方政府を強化し地方分権化を推進するとしている。本プロジェクトでは県議会を主要なカウンターパートとして位置付け、県議会職員等の地域開発計画策定能力そして地域開発事業実施能力の向上を図るものであり、「シ」国政府の政策と合致するものである。

(2)日本の援助方針との整合性

2005年5月に実施された日本とシエラレオネ政府の政策対話協議において、1) 平和の定着、2) 地方農村開発が重点協力課題に掲げるとともに、重点地域は首都フリータウン及びカンビア県とされた。本プロジェクトは、カンビア県を対象地域とするために地方農村開発の推進に必要となる県議会の能力強化を図るものであり、我が国の援助方針とも合致している。

2-8-2 有効性

プロジェクト目標「カンビア県において、コミュニティ、ワード委員会、県議会の密接 な連携のもと、効果的・効率的に地域開発事業を計画・実施する仕組み(コミュニティ、 ワード委員会、県議会が主体となる地域開発モデル)が形成される。」であるが、実際に活用可能な「仕組み」を構築するためには、個人、組織、手続き・制度各々の向上が必要である。本プロジェクトでは研修やOJTによる人材育成を行うとともに、パイロット活動を通じ組織や制度の改善を行う計画である。このように、必要とされる項目が複合的にカバーされていることから、本プロジェクトの有効性は高いと判断される。

2-8-3 効率性

以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- コミュニティとワード委員会、そして県議会を結ぶ仕組みの構築にあたっては、2005 年~2008 年に実施された開発調査「カンビア県子供・青年支援調査」でその有効性 が実証されている ECDC モデルを活用する計画である。また、右調査を通じ育成され た様々な人的資源や人的ネットワークを活用することができる。
- 本プロジェクトではカンビア県とともにポートロコ県を対象としており、両県が相 互にプロジェクトの進捗状況や実施方法について情報交換や意見交換を行うことに よって、より現地に即した「地域開発モデル」が作成されることが期待できる。
- 研修の実施にあたっては、研修リソースや研修マテリアルの作成等で世銀の支援受け活動を行っている地方分権化事務局 DECSEC (Decentralization Secretariat)や UNDP と連携する計画である。

2-8-4 インパクト

本プロジェクトのインパクトは次のように予想される。

- 中央省庁である内務地方自治地域開発省の強いコミットメントが確認されているが、本プロジェクトでは他県の県議会職員を対象としたセミナーを開催するとともに、内務地方自治地域開発省主導の汎用性の高い「地域開発ハンドブック」を作成する計画である。これらの活動により、本プロジェクトで形成された仕組み(「地域開発モデル」)がプロジェクト対象地域以外の県で実施されることが期待される。
- 本プロジェクトでは、パイロット活動を通じ、地域開発事業を効率的、そして確実に実施する仕組みを作成する計画であり、本プロジェクト終了後も県議会に配分されるLGDF等を活用し地域開発事業が実施され、これによりプロジェクト対象地域の社会経済状況が改善されることが期待される。

2-8-5 自立発展性

以下の理由によりプロジェクトの成果はプロジェクト終了後も「シ」国政府によって持続することが見込まれる。

(1)政策面

● 本プロジェクトは「シ」国の地方分権化の方針に基づくものである。また、本プロジェクトではカンビア県とともに内務地方自治地域開発省にも専門家を派遣し、内務地方自治地域開発省の能力向上を図るとともに、内務地方自治地域開発省が主体となる「地域開発ハンドブック」の作成を支援する計画である。これらは「シ」国の地方分権化の方針を具体化するものであり、これらを活用し、プロジェクト終了後も「シ」国が継続し地域開発を推進することが予想される。

(2)組織・財政面

- 本プロジェクトでは中央政府と地方政府(内務地方自治地域開発省と県議会)、協議会や委員会といった具体的な「仕掛け」、「場」の作成を通じ、県議会とコミュニティ(県議会、ワード委員会、コミュニティ)という「縦」の関係強化を図るとともに、県議会と道路、保健、教育等のセクター省庁という「横」の関係強化を図る計画である。本プロジェクトで行われる「人」の育成とあわせ、これらの「仕掛け」や「場」が有効に活用され、プロジェクト終了後も「シ」国が継続し地域開発を推進することが予想される。
- 「シ」国の財政状況は厳しいものの、2011 年までマルチドナー信託基金による地方 自治体開発割当金(LGDG Local Government Development Grant)が配分され、2015 年 までは世銀による地方分権セクター資金が支援される計画であり、地域開発事業を 実施するための財源も確保されるといえる。

(3) 技術面

「地域開発モデル」の作成にあたり、「シ」国の現状に基づいたものとするために、キャパシティアセスメントを十分に実施する計画である。また、「地域開発モデル」をただ作成するだけでなく、その一般化のための活動を十分に行う計画であり、プロジェクトを通じ作成された「地域開発モデル」を「シ」国自身が持続的に活用することが期待される。

2-9 技術協力プロジェクト実施にあたっての留意点

(1) 中央、地方、ワード、コミュニティの能力向上

本プロジェクトは地域住民のニーズに応えコミュニティに裨益する持続的な地方開発の 実施体制を整備するために必要な組織および人材の能力強化を目指している。具体的には 中央政府、地方議会、ワード委員会、コミュニティと4段階の階層の意思決定メカニズム を有機的に繋ぎ機能させることが大きな狙いである。言い換えると、それぞれの組織が担 うべき役割と責任を確実に遂行することで効果的な地方開発の推進が約束されるが、一方 で4段階のどこかの機能が脆弱である場合、メカニズムとして効果的な機能を十分に発揮 できないことが懸念される。したがって、開発モデル形成においては、階層毎に必要とさ れる能力強化を確実に行っていくことが持続性の観点からも非常に重要となる。

(2) 実施体制

プロジェクトの目標として行政機関の能力強化が大きな柱となっている。しかしながら中央政府および県議会の人的資源の配置状況を含む現行の組織体制は必ずしも十分と言えず脆弱である。したがってプロジェクト目標の達成のためには限られた人的資源の中で重要な役割を担う人材を的確に確保することが非常に重要となる。方策として JICA 研修に参加した経験を有する人材を有効に活用する視点も大切。プロジェクト実施中も適宜本邦研修や第3国研修への参加機会を組み合わせる工夫も必要と考えられる。

特に、広域をカバーする県議会の人的資源は限られていることから、必ずしも行政組織の中に人材を確保するのではなく、例えば教員やソーシャルワーカーなど地域の人的資源をプロジェクト活動の中に組み入れ有効活用を図るなど、持続性に配慮した人材配置が求められる。

(3) 住民主体アプローチと地方行政との有機的な結合

プロジェクトのアプローチとしては、カンビア県子供・青年支援調査により開発された ECDC モデルの成果と教訓を最大限活用し、ボトムアップによる地域開発ニーズに応えコミュニティに裨益する事業を推進することを目指す。

子供・青年支援調査においては行政機関の関与が希薄であったが、本プロジェクトでは 行政機関の能力強化と ECDC モデルで試みられた学区を通じたコミュニティへのアプローチ を有機的に組み合わせることで、コミュニティと行政機関による一体的な開発を目標とし ている。今回の調査でコミュニティを数箇所訪問したが、行く先々で様々な集会が行われ ており住民自身がコミュニティ活動に意欲と関心を持っている様子が確認できた。以上か ら、ワード委員会・コミュニティグループなど既存の関係者の状況を把握し、住民主体の アプローチと地方行政支援を結びつけることが重要である。

(4) MDTF の動向および他ドナーとの連携・協調

ドナーによる財政支援が国家財政を支えていることからも、ドナーによる支援動向に対する留意が必要である。基本的には本プロジェクトと他ドナーによる地方開発に向けた協力の方向性は同じであり、プロジェクトの実施においては連携・協調を通じて中央レベル、県議会レベル、コミュニティレベルでの成果の拡大を図って行く視点が大切となる。

1) MDTF の最大ドナーである EC および DFID の資金管理をしている世銀は、政府による地方分権の取り組みを評価しているものの 2011 年以降の継続的な財政支援については今後の正式な評価結果により決定される見通しである。一方、新たな支援スキームも計画されているなど地方分権化の推進に対する継続的な支援が続く可能性は高いと考えられるが、支援の動向、内容については留意する必要がある。

- 2) UNDP が 2012 年までの計画で実施しているケネマ県に対する支援は本件プロジェクトと共通する部分もあり、研修関連も含めて連携・調整を図りつつ、政府への働きかけを強化していくことが大切である。
- 3) 地方行政強化に深く関わる世銀、UNDP については、本プロジェクトの JCC のオブザーバーとして参加してもらい、連携強化の配慮をする。MIALGRD に対する地方行政強化の政策に関わる働きかけは、JICA 単体で行うというよりは、ドナーと一体となって促進することがより効果的である。

(5) 2004年地方自治法の改訂の動向

現在、MIALGRD が中心となり、2004 年制定の地方自治法の見直しを行っている。改訂には少なくともあと半年以上を要する見込みである。同省としては県議会とワード委員会の間に、チーフダム議会を正式な行政機関として位置づけたいとの強い意向がある。その理由として、県議会と伝統的なチーフダム議会との権限(特に税金徴収など)による相容れない体制の統一化を図りたいとの考えがある。2009 年 5 月現在、全国で同省が関係者を招いてチーフダム議会リフォームのためのワークショップを実施している。チーフダムの徴収している地方税について県議会との配分の調整を必要とし、改訂にはまだ時間がかかるものと推察される。

本調査では、現行の地方自治法における仕組みに従って本プロジェクトを進めることを MIALGRD 及び県議会と確認した。地方自治法が上記の方針に従って改訂された場合、本プロジェクトのアプローチの中にチーフダム議会を加えることを検討することとなる。 MIALGRD と連絡を密にして動向を把握していく必要がある。

(6) 県開発計画策定および予算化プロセスとスケジュール

県開発計画策定のスケジュールと実態が異なるので、その動向については注意する必要がある。予定では 8-9 月ころ州の予算会議が行われることとなっているが、実際には 12 月に行われている。また、予算執行も常に遅れていることも注意が必要である。

(7) 大統領選挙及び地方選挙の実施(2012年)

大統領選挙および地方選挙が 2012 年に行われる予定である。実施時期はまだ確定していないが、7月~9月ころが有力という話もある(2007年の大統領選挙は9月に実施されている)。選挙前後は特に都市部では活動の停止、政権の交代によるプロジェクト関係者の交代も考えられる。

本プロジェクトも同選挙前、選挙後のフェーズでとらえ、先方政府と協議の上、2012 年 選挙までに見据えた成果の発現を考慮した計画とする必要がある。

(8) 地方分権事務局 (DECSEC) 本省統合の動向 (2011 年以降)

2011 年以降、本省に吸収される見通しである(吸収後の組織図案、機能案については資料収集済み)。現在の公務員給与と同事務局スタッフの給与格差は大きく、2011 年以降の吸収後も給与のトップアップを世銀に主張している。2011 年で世銀から同事務局への支援が終了した場合、現在の職員のほとんどは転職すると思われる。

本省統合のプロセス、および統合後の関わりについては、地方行政強化のアプローチ・ 連携について本プロジェクトと大きく関係するため注意して動向を把握する必要がある。

(9) 政治勢力、民族バランスおよび社会配慮

1) 政治勢力

カンビア県の県会議員、27名のうち、与党(APC)は23名。野党(SLPP)は2名。いずれもBramaia chiefdomのワードからの選出である。残り2名は無所属(Gbinle Dixing, Samu Chiefdom)。ポートロコ県は37名の県会議員全員が与党(APC)党員。両県ともに圧倒的に与党勢力の強い県であることがわかる。なお、中央政府においては、内務地方自治地域開発大臣、農業省大臣、公共事業大臣はカンビア県出身である。

2008 年 7 月の地方選挙で一気に県議会議員の顔ぶれが変わっている。従って、次回の選挙で、仮に政権交代となった場合には、議員の顔ぶれ一変により、行政にも大きな影響が出よう。また、パイロット事業選定において。与党が強いが一部野党が強いチーフダムもあり、配慮が必要。また、県議会議長の出身地への支援が優先あるいは集中傾向にあるとの話もあり、パイロット事業選定には注意が必要である。

2) 民族バランス

民族も一様ではなく、チーフダム及びワードにより民族の分布は異なる。単一民族(主にテムネ)からなるワードと複数の民族が混在するワードがある。従って、本プロジェクトで裨益する民族のバランスについても配慮が必要である。

3) 社会配慮

2002 年に終結した内戦においては、社会的に阻害された若者が戦闘に駆り出された。また戦闘中女性は多くの被害者を受けている。一方、今回の現地踏査においては、訪問した全ての村で女性グループおよび若者グループが何らかの活動を行っていることが確認されている。

平和の定着を促進する上で、過去に社会的に阻害された若者と女性のコミュニティ活動への関わりを促進する配慮は本プロジェクトにおいて必須である。また本プロジェクトの持続性を高めるためには、若者グループ、女性グループといった既存グループの活用が欠かせない。

(10) ワード委員会の実態

ワード委員会については、昨年の地方選挙後に議員の大幅な入れ替わりにより新しく設立された。新しいワード委員会としての活動は始まったばかりであり、地方分権事務局および NGO などがワード委員会に対して研修を行っている。今回ワード委員会のメンバーである県議員へのインタビューで同委員会の実態を調べたが、コミュニティを動員した同委員会の開発計画策定および管理能力については本プロジェクト開始後に事業を動かしながら把握する必要がある。

(11) 雨期を考慮した活動計画の策定

本格的な雨期になる 6-9 月、その中でも 8-9 月にはアクセスがかなり悪くなり、ところによっては迂回しないと現地に行けない地域もある。本プロジェクトにおけるモデル事業の工期および、県開発計画実施のうえで、雨期を十分考慮した計画の策定が必要であろう。

(12) 各セクター担当機関との連携について

インターワード・プロジェクトの選定ならびに実施に際しては、県議会と各セクターとの連携が望まれる。プロジェクトの選定段階では、各セクターの担当機関を含めたワークショップを開催するとともに、プロジェクトの実施においては技術的支援ならびに実施後の維持管理を適切に行ううえで、担当機関を取り込むことが望まれる。

(13) 識字率の配慮

シエラレオネの識字率 (特に女性の識字率) は相対的に低い (2005 年:成人識字率 34.8% 外務省ホームページシエラレオネ 主要開発指数より) ことから、プロジェクトの概要はもちろん、地方自治法や調達法、ジェンダー法、またこれらの法に記載されているワード委員会の役割りに関する適切な理解がプロジェクトに影響することが予測される。従って、NGOs (Oxfam, ENCISS) が実施しているように、「地方行政にかかわる様々な事項をわかりやすい言葉で説明し、理解を促進すること」が重要となる。研修や情報の提供も文章による資料より、共通言語を活用したラジオ放送など多くの人々が共有できるメディアを利用することによりプロジェクトの有効性、効率性を高める配慮が必要であろう。

(14) 基礎データの作成について

カンビア県及びポートロコ県の開発計画及び優先プロジェクトの選定を行ううえで、客観的な検討を行うために、各種の統計資料及び地図が求められる。国勢調査及び各セクターの空間計画が作成されていないため、プロジェクト実施において基礎データを構築する必要がある。

既存の統計資料として 2008 年に実施された地方選挙による人口統計ならびに UNDP により 2004 年に作成された Data Pack が存在する。既存の県開発計画は UNDP にて作成された データを現在も使用している。UNDP のデータは既に 5 年を経過しており、内戦の終了直後の復興期から発展期へと移行している現状において、データの更新が必要である。特に既存施設の整備状況を把握するための現況地図が必要となろう。既存の開発計画においても改修すべき道路の延長やカルバートの施設数を示しているが、具体的な路線や位置は示されていない。

プロジェクト実施にあたっては、ワード委員会を中心とした住民参加によるニーズ分析において、各ワードのリソースマップを作成し、基礎データの更新ならびに基礎地図の作成を行うなどの取り組みが望まれる。

(15) 業者の能力を考慮したインターワード・プロジェクトの実施

インターワード・プロジェクトとして、既存の開発計画ならびに各ワードにおいて、ニーズの高い道路およびカルバート改修が含まれる可能性が高い。他方、EUによる幹線道路の改修工事は外国系企業により実施されており、フィーダー道路の改修工事は現地企業の育成を目的として実施されており、現在の現地企業の能力は成長過程の段階である。

したがって、インターワード・プロジェクトの実施に際しては、プロジェクトのロット分けや工期に余裕を持たせるなどの工夫が望まれる。例えば、フィーダー道路の改修の場合においては、1 ロットを 10~15km 程度とし、EU のフィーダー道路改修事業により育成された企業の活用を考慮するとともに、工事開始時期を雨期明けの 9 月から着工となるよう入札図書の作成ならびに業者選定を行うことなどの配慮が望まれる。

また、現地業者の資金力は脆弱であり、円滑に着工するために①Advance Payment の割合、②Security Bond の適用、③着工時の邦人専門家による監理などの工夫が望まれる。

(16) 優先プロジェクトの選定方法について

既存の開発計画では、コミュニティ参加型による優先セクターの選定が図られている。 コミュニティ参加型による検討は、地域住民のニーズを取り込むうえで望ましい方法であ り、コミュニティレベルのプロジェクトの選定には有効であるが、インターワード・プロ ジェクトの選定においては客観的な分析を含めることが望ましい。

客観的分析における基礎データには、リソース・マップ及び更新データを活用するとともに、裨益人口及び経済・財務分析などの数値的な検討が望まれる。地方開発資金(LGDG)の財源は限られており、上位の優先セクターの限られたプロジェクトにおいて裨益人口及び経済分析などの数値的な検討が必要である。この際、県議会の人員ならびに技術的な能力は限られているため、外部リソース(邦人もしくは現地専門家)の活用が望まれる。

(17) 現状に対する先方政府の認識について

開発計画の作成ならびにプロジェクトの実施状況などに対して、先方政府の認識は関連 法令及びガイドラインなどに示されたあるべき像に従っている傾向にあり、実状ならびに 問題点を十分に認識していない傾向にある。

本プロジェクトの実施に際しては、先方政府との協働作業を通じて、実状及び問題点を 先方政府と共有することが肝要である。また、県レベルにおける実状及び問題点について 中央政府の認識を促すよう努めることが望まれる。

(18) 伝統的自治組織との調整

現在の地方自治法に定められている枠組みと、伝統的自治組織のリーダーであるパラマウントチーフおよびチーフダム議会の整合性がとれていないことが指摘されている。特に徴税制度におけるそれぞれの権限および役割の明確化について、地方自治法の改訂の主な議題になっている。

パラマウントチーフのうち 2 名が県議会議員に含まれているうえ、ワード委員会のアドバイザーもしくは委員として関わっていることから、本プロジェクトの実施に際してはチーフダム議会とプロジェクトに係る情報共有に努めることが重要である。

子供・青年支援調査に関わったスタッフからの聞き取りによると、同調査の対象地域におけるチーフダムの行政部門の存在ならびに具体的な活動について、住民から耳にすることはなかったようである。本調査における住民への聞き取りにおいても、チーフダム議会の行政部門の実態はほとんどないと思われる。

ワードに複数存在するセクションチーフは、パラマウントチーフの出先としての役割を持つ伝統的な権威者である。ビレッジ開発委員会(VDC: Village Development Committee)の長であるビレッジチーフはセクションチーフの下に位置する。それぞれの伝統的権威者の影響力は実態として計り知れないが、現地踏査の際には現地の人々から伝統的権威者への挨拶を促されることから、それぞれ行政の枠組みに入っていないが、プロジェクト実施の上では、パラマウントチーフ、セクションチーフ、ビレッジチーフとの情報共有には配慮する必要があろう。

第3章 地域開発の現状

3-1 地方行政制度の概要

3-1-1 地方行政の変遷と地方自治法の制定

シエラレオネでは英国植民地時代(1808年~1961年)に伝統的な自治組織を活用した地方自治が開始され、フリータウン市議会を始めとして、12の県議会及び5つの市議会が設立された。当時の地方自治は、中央政府の管理機能の出先として位置づけられ、当時の内務省(MIF: Ministry of Internal Affair)の管轄下にあり、住民や地域への責任を果たすという意味あいでは、不完全な制度であった。

シエラレオネが 1971 年に共和制へ移行したことを契機として、今後の地方自治のあり方について協議された。同協議の結果、地方議会は解散となり、地方での事務機能は中央省庁へと移管された。1972 年以降、地方部の統治は中央集権化されることとなったが、地方部では世襲的なパラマウントチーフ¹による恣意的な支配が行われた。このため、地方部での社会経済サービスは不十分となり、中央との格差も拡大していった。

2002 年に内戦が終了し、地方制度改革が推進されるに至った。民主的に選出された代表からなる地方議会を中央政府とチーフダムの中間層に設け、同議会を強化することを趣旨としたものである。同改革は、2002 年に就任したカバ大統領の重要政策のひとつとして位置づけられ、地方分権化へ向けた地方自治法(Local Government Act)が 2004 年に制定された。

3-1-2 地域区分及び地方議会の構成

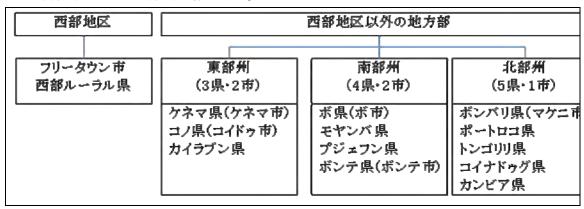
シエラレオネの地方自治の核となる地方議会(Local Council)は、全国に19あり、主に 県議会(District Council)と市議会(City Council)から構成されている。両議会は、旧宗主 国である英国と同様に、議会としての法律ならびに予算の審議を行うだけでなく、行政機 関としての役割も担っており、日本における議会と執行機関を合わせた組織となっている。

2004 年の地方自治法において、地方議会を設立するに際し、伝統的な自治組織を取り込むために、チーフダムを正式に政府の出先機関として認め、チーフダム議会と地方議会の組織及び役割を明確にし、効果的な地方行政の推進が意図された。

シエラレオネの地方議会の構成を整理するうえで、国内の地域区分に照らして概観する。 国内は首都フリータウンを含む西部地区と東部州、北部州及び南部州から成る合計 4 つの 地域に区分される。地方議会の構成においては、西部地区は市議会及び西部ルーラル議会 から構成されているのに対して、西部地区以外の 3 州では県議会及び市議会が同じ階層の 地方自治体として存在している。すべての市議会及び県議会の下には、議会の選挙区とな るワードごとに形成されるワード委員会(Ward Committee)が存在し、市・県議会への選挙 区であると同時に開発計画策定時の住民のニーズや情報収集のための直接の出先機関なっ

¹ パラマウントチーフは伝統的な自治組織のリーダー。保護領時代に英国による間接統治を行う際、それまでの支配体系のまま、慣習法を活用し、チーダム域内のすべてのチーフを統括する意味で「パラマウント」の称号を与えられ、伝統的な機能を残しつつ、正式な行政機関の統治者として認められた。

ている。シエラレオネの地域区分及び議会の構成を下図に示す。西部地区以外の 3 州には 12 の県議会と 5 つの市議会が存在する。



注:市は市議会を有する自治体であり、県は県議会を有する自治体である。

図3.1 シエラレオネの地域区分及び地方議会の構成

各議会の位置付け及び役割を以下に示す。

(1) 県議会 (District Council) 及び市議会 (City Council)

西部地区以外の 3 州において県議会及び市議会が設立されており、地方自治の中心となっている。地方議会は、各委員会を構成する地方議員の部分と、行政官で構成する行政部門に分かれている。それぞれの人員及び地方議会の役割は下表のとおりとなる。

表 3.1 地方議会の人員とその役割

| 役 職 | 概要・役割 |
|-----------------------|---|
| 議長 | • 2008 年選挙から直接選挙により選出される。 |
| (Chairman) | ● 任期は4 年間であり、再選はない。 |
| | • 市議会では市長(Mayor)と呼称する。 |
| | ● 議会の3分の2以上の決議により解任される。 |
| 副議長 | • 選出された地方議会議員のなかから過半数の賛成によって選出される。 |
| (Deputy Chairman) | • 任期は4 年間であり、議長を補佐し、必要な場合は代理を務める。 |
| 県会議員 | • 議長の下で、開発計画、予算財政等の各種委員会を構成する。 |
| (Councilors) | ● 通常議会は月1度の頻度にて開催され、特別議会は3分の1の議員の要請に |
| | より開催される。 |
| | • 12 名以上で構成されており、過半数をもって決議となる。定足数は4 分の3 |
| | である。 |
| | • ワード委員会あるいはチーフダム議会と密接な連絡関係を維持し、地方議会 |
| | で審議される事項につき、地方議会及び住民と十分に協議し、行政区におけ |
| | るコミュニティあるいは他の開発活動を促進する。 |
| 首席行政官 | • 地方議会によって任命される。 |
| (Chief Administrator) | • 議長の下、地方議会書記、運営の長を務める。 |
| | • 地方議会の指示に対して責任を負い、従う。 |
| | • 地方議会の他の職員は首席行政官に対して責任を負う。 |
| その他の部局 | • 総務、計画開発、会計経理、内部監査など |

各セクターにわたって、2004年にMIALGRDにより定められた地方自治体規則(機能想定)により、各省庁について権限委譲のスケジュールが記されている。2008年予算年度の終了(12月)までに2004年地方自治法に記されている権限委譲が完了することを規定しているが、MIALGRDによると2009年5月時点では80の権限のうち、半数強の43項目のみ移譲されている。

(2) チーフダム議会 (Chiefdom Council)

県を分割した区域がチーフダムである。地域内で20人の納税者を単位として代表する部族代表(チーフダム議員と称す)で構成されるチーフダム議会が地方行政機関として法律で位置付けられている。チーフダムを統治するのはパラマウントチーフであり、地方議会の行政官を通して中央政府への責任をもち、域内住民の統治を行う。議員を取りまとめ、各チーフダム議会で議会の代表事務局となるチーフダム委員会(Chiefdom Committee)を設置し、域内の行政サービスを協議・実施している。チーフダム委員会の構成は以下のとおり。

- パラマウントチーフ (議長、ポスト不在の場合は代理)
- チーフダムスピーカー (副議長)
- セクションチーフなどのチーフダム議会議員(2名の域内ワード代表)
- 秘書官(大臣から推薦された識字者)
- 財政官
- 治安担当官
- 保健担当官、福祉担当官、伝達係、雑務担当など、その他の財政官から給料を もらう職

委員会の人員配置や人数などは各チーフダムによって異なり、通常 5 名以上から 15 名となっている。地方自治法 (2004) では、地方議会とチーフダム議会の協調関係が明記されており、地方行政事務での密接な関係が意図されている。チーフダム議会の基本的な役割は、以下の事項である。

- 犯罪の予防
- 不法賭博行為の禁止あるいは制限
- 条例の制定及び履行
- チーフダム内の土地の維持

従来、チーフダムに託されていた権限は、法秩序、土地利用規制、慣習法、慣習と伝統の管理と実施であったが、地方自治法(2004)により、チーフダムの権限は、治安と法規範を中心に残されることとなった。地方自治法により、地方議会の自主財源となる税収に関しても地方議会に対して権限委譲が行われたが、チーフダム議会は歴史的に税の徴収を実施してきたこともあり、地方議会の税収等はチーフダムからのプリセプト(税収一部委譲)という形をとっている。

現在、MIALGRDが中心となって地方自治法の改訂作業を進めている。主な改訂内容はチーフダム議会の権限、機能の見直しとなっている。MIALGRDとしては、今年中には同法を改訂したい意向だが、予定はまだ確定していない状況である。

(3) ワード委員会 (Ward Committee)

ワードは、面積と人口のサイズから割り出された選挙区である。国家選挙委員会(NEC: National Election Committee)によって制定されているワードは 1958 年に線引きされたものを、2004 年の地方選挙及び地方自治制度において引き続き活用している。ワードは選挙区として人口分布により境界線を定めているため、チーフダムの境界線とは整合しておらず、複数のチーフダムを含むワードが存在する。ワード委員会は、地域の開発のために地方議会の出先となることがねらいとされている。ワード委員会の構成は、以下のとおりである。

- ワード選出の議員
- チーフダムが存在するワードの場合は当地のパラマウントチーフ
- 10 名以下の住民(5 名以上は女性であること)

ワード委員会は地方自治法により位置づけられたが、本格的に行政機関としての機能を発現さるための動きは、2008 年の地方選挙以降であると考えられる。県議会はワード委員会を通じて、ニーズの汲み上げ及び開発計画策定など、住民との橋渡し的な役割を推進している。各ドナー及びNGO も地方自治法に沿い、ワード委員会を住民へのエントリーポイントとして認識しており、世銀支援による地方分権化事務局を始めとして、OXFAM 及びGTZ などはワード委員会を含めた強化研修を行っている。資金面においても、ワード委員会を対象とした補助金が 2009 年度から中央政府から予算化され、本調査において第一四半期の予算執行も確認できた。主な使途は会議及び学校の実態調査などの費用とされている。

(4) セクション (Section)、タウン (Town)、ビレッジ (Village) 及びコミュニティ (Community)

セクションは、チーフダムを地理的に分割し、タウン及び村で構成される区域をセクションと呼び、セクションチーフによって統治されている。パラマウントチーフの下、チーフダム議会の出先として位置付けられている。

地理的にセクション内にあり、一定の集落の固まりを呼称したものとして、面積や人口が大きいものから順に、タウン、ビレッジ、コミュニティと呼ばれている。タウンチーフ (タウンヘッドマン)、ビレッジチーフ、コミュニティヘッドなどにより統治され、セクションチーフのために働く出先として位置付けられている。地方自治法により、比較的大きな 5 つのタウンに議会が設置された後、市に昇格された。タウンと市の大きな違いは、融資やローンが直接受けられる、国際的市連盟などに連携することにより国際的な地位を確立することができ、姉妹都市連携なども可能になることである。

3-2 カンビア県及びポートロコ県の概要

カンビア県は国内の北西端に位置し、北側にギニアとの国境を有している。西側は大西洋と面し、南側はポートロコ県と接している。ポートロコ県はフリータウンの北東部に位

置し、カンビア県と同様に西側に大西洋と面している。カンビア県及びポートロコ県の位 置図を下図に示す。

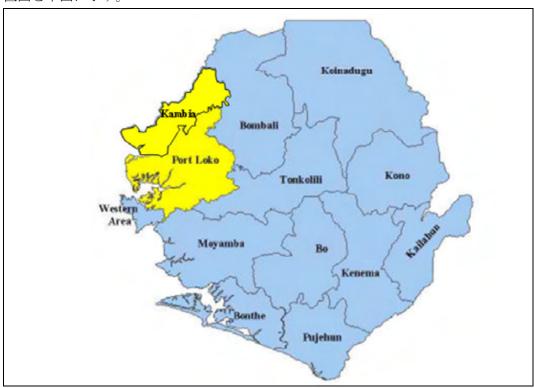


図3.2 カンビア県及びポートロコ県の位置図

シエラレオネの県別の人口(2008年)を下表に示す。フリータウン市が最大の人口規模(約83万人)を有し、東部州のケネマ県の約53万人が続く。カンビア県は第9位の人口規模(約29万人)であり、ポートロコ県は第3位(約49万人)である。

表 3.2 シエラレオネの県別の人口(2008年)

| 地域 | 県 | 人口 | 順位 |
|------|--------|-----------|----|
| | カイラフン | 385,748 | 6 |
| 東部州 | ケネマ | 529,671 | 2 |
| | コノ | 361,012 | 8 |
| | ボンバリ | 438,897 | 5 |
| | カンビア | 292,008 | 9 |
| 北部州 | コイナドゥグ | 286,940 | 10 |
| | ポートロコ | 489,259 | 3 |
| | トンコリリ | 374,177 | 7 |
| | ボ | 484,882 | 4 |
| 南部州 | ボンテ | 150,761 | 14 |
| | モヤンバ | 279,187 | 11 |
| | プジェフン | 243,391 | 12 |
| 西部地区 | 西部ルーラル | 183,390 | 13 |
| 얼마╨스 | フリータウン | 825,634 | 1 |
| 合計 | | 5,324,957 | |

出典: 2008 年地方選挙における人口統計

3-2-1 カンビア県の現況

カンビア県は約3,013km²の行政面積を有し、県内は7つのチーフダムに区分されている。 チーフダムはさらに25のワードに小区分されている。人口密度は96.9 人/km²。各ワードの 人口は約8,000~18,000 人であり、村落数は2~59 と幅が広い。ワードは比較的人口の多い タウンシップと散村からなるものに大別できる。県内の主要な産業は農業であり、人口の 約70%が農業就業者である。

同県は概ね海抜 $50\sim80$ m の低地に位置しており、豊富な樹木、ヤシの木、アカシアなどを有するサバンナ地帯である。県内を Great Scarcies 川が北部から西部へ流下しており、同川の流域に森林が分布している。熱帯性気候に属し、雨期(6月~9月頃)と乾期(10月~5月頃)を有している。カンビア県の概要を表 3.3 に示し、チーフダム別及びワード別の人口を表 3.4 に示す。

表 3.3 カンビア県の概要

| 項目 | 単位 | 指標 |
|------------|-----------------|---------|
| 行政面積 | km ² | 3,013 |
| 人口 | 人 | 292,008 |
| 県別人口における順位 | | 9位/14県中 |
| 人口密度 | 人/ km² | 96.9 |

| 項目 | 単位 | 指標 |
|--------|-------|--------------|
| チーフダム数 | チーフダム | 7 |
| ワード数 | ワード | 25 |
| ワードの規模 | 人 | 8,000~18,000 |

注:人口は2008年7月現在の数値。

表 3.4 カンビア県のチーフダム別及びワード別の人口(2008年)

| No. | チーフダム | ワード | 人口 | 村落数 |
|-----|-------------|-----|--------|-----|
| | | No. | | |
| 1 | Magbema | 119 | 12,819 | 2 |
| | | 120 | 8,996 | 18 |
| | | 121 | 8,384 | 19 |
| | | 122 | 14,049 | 1 |
| | | 123 | 13,009 | 23 |
| | | 130 | 11,401 | 10 |
| | | 小計 | 68,658 | 73 |
| 2 | Masumgbala | 124 | 8,984 | 33 |
| | | 125 | 9,157 | 21 |
| | | 126 | 12,641 | 29 |
| | | 小計 | 30,782 | 83 |
| 3 | Tonko-Limba | 127 | 17,969 | 40 |
| | | 128 | 13,698 | 38 |
| | | 129 | 10,571 | 34 |

| No. | チーフダム | ワード No. | 人口 | 村落数 |
|-----|---------------|------------|---------|-----|
| 5 | Gbinle-Dixing | 134 | 9,675 | 26 |
| | | 135 | 11,457 | 37 |
| | | 小計 | 21,132 | 63 |
| 6 | Samu | 136 | 13,139 | 32 |
| | | 137 | 8,144 | 26 |
| | | 138 | 17,171 | 19 |
| | | 139 | 10,239 | 18 |
| | | 140 | 12,713 | 17 |
| | | 小計 | 61,406 | 112 |
| 7 | Mabolo | 141 | 12,444 | 35 |
| | | 142 | 10,889 | 10 |
| | | 143 | 13,199 | 18 |
| | | 小計 | 36,532 | 63 |
| 合計 | | | 292,008 | 635 |

| | | 小計 | 42,238 | 112 |
|---|---------|-----|--------|-----|
| 4 | Bramaia | 131 | 11,540 | 59 |
| | | 132 | 10,366 | 28 |
| | | 133 | 9,354 | 42 |
| | | 小計 | 31,260 | 129 |

注:人口は2008年7月現在の数値。

県内の各ワードの基礎情報について、ワード委員会メンバーおよび各ワードから選出された県議員への聞き取りを行い、民族構成、宗教、雨期のアクセス性、優先課題などの観点からプロファイリングを実施した。要旨について以下のとおり。

| 項目 | 要点 |
|----------|---|
| 民族構成 | Temnes 族単一のワードが 15 あり、Susu 族、Fulas 族、Limbas 族、Mende 族、Bullom 族、Kono 族などが混在するワードが存在する。 |
| 県議員の出身政党 | カンビア県全 27 議員のうち、24 議員は与党 APC 出身。その他、Bramaia の 2 議員は野党、Gbileh Dixon に無所属の議員が 1 名。 |
| 宗教 | イスラム教徒のみのワードとイスラム教とキリスト教徒が混在するワードがある。 |
| 雨期のアクセス | 道路が冠水するために、ボートを介して移動せざるを得ないワードが 存在する。 |
| 優先課題 | 道路の改修へのニーズが最も高く、農業、給水及び教育などにおける 改善が続く。 |
| 社会サービス施設 | 聞き取りにより確認された各ワードに整備されている施設数は、小学校は298ヶ所、中学校は25ヶ所、PHUは51ヶ所、病院は1ヶ所、水源(井戸)は66ヶ所である。 |

表 3.5 カンビア県のワード別の現況

| | | | | , | 民族 | | | | 宗 | 教 | | 期の セス | | | 優先課題 | | | | 社会サービス施設 | | | | | | | |
|----------------|-------|--------|------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-----------|-----------------------|----------|--------------------------|---------------|------|----|----|----|----------|----|----|------------|-----|-----|--------------------------------|--------|
| チーフダム | ワードNo | Temnes | Susu | Fulas | Limbas | Mende | Bullom | Kono | Muslim | Christian | Vehicle and Motorbike | Boat | Bicycle and Walk on Foot | 県都からの所要時間(hr) | 道路 | 農業 | 給水 | 教育 | 保健 | 衛生 | 電力 | コミュニティセンター | 小学校 | 中学校 | PHU (Periphery Health Unit) | 水源(井戸) |
| M | 124 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | | 1.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 12 | | 1 | 0 |
| Masun gbala | 125 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | | 1.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 6 | 1 | 2 | 2 |
| <i>S</i> | 126 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | | 1.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 19 | | 2 | 9 |
| | 119 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0.50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 9 | 3 | 2 | 3 |
| | 120 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 1.50 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 9 | 1 | 1 | 3 |
| | 121 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | | 0.50 | 0 | 0 | | 0 | | | | 0 | 7 | 1 | 2 | 4 |
| Magbe ma | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0.25 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | | 10 | 3 | 1 (病院) | 3 |
| | 123 | 0 | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0.75 | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | 0 | 17 | 2 | 2 | 2 |
| | 130 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 141 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 1.50 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | | 16 | | 3 | 2 |
| Mambo lo | 142 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 1.50 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 8 | 4 | 2 | 2 |
| 10 | 143 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 2.00 | | | | | | | | | 12 | | 3 | 2 |
| | 136 | 0 | 0 | 0 | | | | | 0 | | 0 | 0 | | 1.75 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 8 | | 2 | 3 |
| | 137 | 0 | 0 | | | | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | 2.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 7 | | 2 | 2 |
| Samu | 138 | 0 | 0 | | | | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 2.00 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | 9 | | 4 | 2 |
| | 139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 140 | 0 | 0 | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 1.50 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | 10 | 2 | 3 | 3 |
| | 131 | | 0 | | | | | | 0 | | 0 | | 0 | 1.50 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | 10 | | 3 | 3 |
| Bramai a | 132 | | 0 | 0 | | | | | 0 | | 0 | | 0 | 1.50 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 11 | 2 | 1 | 3 |
| a a | 133 | | 0 | | | | | | 0 | | 0 | | 0 | 1.50 | 0 | 0 | | 0 | | | | | 12 | | 1 | 3 |
| Gbileh | 134 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0.50 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 8 | 1 | 2 | 3 |
| Dixon | 135 | 0 | 0 | | | | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0.50 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 14 | | 4 | 3 |
| | 127 | 0 | | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 1.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 24 | 2 | 2 | 2 |
| Tonko Limba | 128 | | | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 1.00 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 39 | 2 | 5 | 4 |
| Ziiiiou | 129 | | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 1.00 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | 21 | 1 | 2 | 3 |

出典:詳細計画策定調査による聞き取り

社会サービス施設の整備状況については、県開発計画にて統計データが示されているが、2004 年時点のデータを基本としているため、古くなっている。財務経済開発省(MOFED: Ministry of Finance and Economic Development)により編集された 2008 年版の資料を参考として下表に示す。ただし、データの収集時期が不明であり、施設の過不足を判断するには不十分な内容である。

表 3.6 カンビア県の既存社会サービス施設など

| 分野 | 項目 | 単位 | 数値 |
|----|----------------------|----|--------|
| 教育 | 小学生 | 人 | 67,700 |
| | 中学生 | 人 | 7,719 |
| | 小学校 | ヶ所 | 263 |
| | 中学校 | ヶ所 | 18 |
| 保健 | PHU | ヶ所 | 61 |
| 給水 | 徒歩30分以内に給水ポイントを有しない人 | % | 25 |
| | П | | |

出典: Intergovenmental Fiscal Transfer System の添付の統計書、2008、財務経済開発省(MOFED)。

データの不十分さを前提として、既存の県開発計画における現況分析を踏まえつつ、社会サービス施設の整備状況についての推察を以下に示す。

| 項目 | 要点 |
|---------|---|
| 道路 | 県内の道路はすべて未舗装道路である。ポートロコ〜カンビア〜ギニア国境区間については EU による舗装工事が実施される予定である(詳細は3-9節を参照)。この他、EUによるフィーダー道路(ラテライト舗装)の改修が進められているが、カンビア〜Kamakwe (Bombali 県の県都)区間を含む主要な道路ならびにカルバートには劣悪な区間が存在する。 |
| 給水・汚水処理 | 井戸給水を基本としている。給水アクセスを有さない人口が県内人口の 25%を占めており、河川及び雨水などからの汲みとりを活用しているものと推察される。聞き取り調査により、井戸を有さないワードが存在し、井戸 1ヶ所当たりの給水人口は 1,400~8,900 人と幅広い。水量及びアクセス性において改善が必要である。汚水については、中央式処理システムは導入されておらず、VIP ラトリン若しくは換気機能を有さない掘穴式が使用されている。 |
| 電力 | 公共の電力システムは存在せず、個人による自家発電が行われてい る。 |
| 教育 | 聞き取り調査の行われた全ワードにおいて小学校は整備済みである。政府系学校に加えてコミュニティスクール(県開発計画によれば62ヶ所)が補完しているものと推察される。ただし、県開発計画によれば①男女比率が2:1であること、②無資格の教員が72%を占めていることなどについて留意が必要である。さらに、中学校の整備されていないワードが存在する。 |
| 保健 | 聞き取り調査の行われた全ワードにおいて PHU は整備済みであるが、PHU 当たりの人口は、2,800~10,400 人と幅広い。 |

3-2-2 ポートロコ県の現況

ポートロコ県は 5,883km² の行政面積を有し、県内は 11 のチーフダムと 34 のワードが存在する。人口密度はカンビア県に比較して低く、83.2 人/km² である。沿岸部にはマングローブが植生し、内陸部は森林が占めており、サバンナ地帯が県内を覆っている。県内を Rokel川、Little Sacarcies川に加えて、Sierra Leone川の支流である Port Loko Creek川と Mabole川が流下している。気候はカンビア県と同様に乾期と雨期を有する。県都であるポートロコから首都フリータウンまでの距離は約 120km であり、渋滞を避ければ約 2 時間半で移動できる。県西部にはシエラレオネへの国際窓口となるルンギ国際空港 (Lungi)を有している。主要産業は、水産、ボーキサイト・鉄などの鉱業及び農業である。ポートロコ県の概要、及びワード別の人口について表 3.7 及び表 3.8 に示す。

表 3.7 ポートロコ県の概要

| 項目 | 単位 | 指標 | | 項目 | 単位 | 指標 | |
|------------|-----------------|----------|--|--------|-------|--------------|--|
| 行政面積 | km ² | 5,883 | | チーフダム数 | チーフダム | 11(3) | |
| 人口 | 人 | 489,259 | | ワード数 | ワード | 24(2) | |
| 八日 | | (81,877) | | ランド 奴 |)—r | 34(6) | |
| | | | | | | 9,600~21,700 | |
| 県別人口における順位 | | 3位 | | ワードの規模 | 人 | (11,700~ | |
| | | | | | | 16,300) | |
| 人口密度 | 人/ km² | 83.2 | | | | | |

注:人口は2008年7月現在の数値。

注:括弧内の数値は本プロジェクトの対象チーフダムのみの数値。

表 3.8 ポートロコ県のチーフダム別及びワード別の人口

| No. | チーフダム | ワード No. | 人口 | 村落数 | | | | | | | | |
|------|-------------------|------------|--------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 【本プロ | 【本プロジェクトの対象チーフダム】 | | | | | | | | | | | |
| | | Т | | | | | | | | | | |
| 1 | Buya Romende | 176 | 14,858 | 8 | | | | | | | | |
| | | 177 | 15,251 | 4 | | | | | | | | |
| | | 小計 | 30,109 | 12 | | | | | | | | |
| 2 | Sanda | 180 | 16,297 | 14 | | | | | | | | |
| | Magbolontor | | | | | | | | | | | |
| | | 小計 | 16,297 | 14 | | | | | | | | |
| 3 | Masimera | 199 | 11,911 | 4 | | | | | | | | |
| | | 200 | 11,868 | 4 | | | | | | | | |
| | | 201 | 11,692 | 4 | | | | | | | | |

| No. | チーフダム | ワード | 人口 | 村落数 |
|-----|--------------|-----|--------|-----|
| | | No. | | |
| 8 | Bureh Kasseh | 182 | 17,729 | _ |
| | Makonteh | | | |
| | | 183 | 17,020 | - |
| | | 小計 | 34,749 | - |
| 9 | Kaffu Bullom | 184 | 20,969 | - |
| | | 185 | 15,324 | - |
| | | | | |
| | | 186 | 13,091 | - |
| | | 189 | 9,612 | - |
| | | 190 | 10,167 | - |
| | | 小計 | 69,163 | - |

| | | 小計 | 35,471 | 12 | | | | | |
|---------------------|----------|-----|--------|----|--|--|--|--|--|
| 合計 | | | 81,877 | 38 | | | | | |
| 【本プロジェクトの対象外のチーフダム】 | | | | | | | | | |
| 4 | Maforkie | 168 | 13,189 | - | | | | | |
| | | 169 | 12,535 | - | | | | | |
| | | 170 | 12,951 | 1 | | | | | |
| | | 171 | 10,899 | - | | | | | |
| | | 172 | 17,892 | - | | | | | |
| | | 173 | 13,921 | 1 | | | | | |
| | | 181 | 14,293 | 1 | | | | | |
| | | 小計 | 95,680 | 1 | | | | | |
| 5 | Marampa | 174 | 16,664 | - | | | | | |
| | | 小計 | 16,664 | 1 | | | | | |
| 6 | T.M.S | 175 | 14,800 | - | | | | | |
| | | 小計 | 14,800 | - | | | | | |
| 7 | Dibia | 178 | 11,325 | - | | | | | |
| | | 179 | 12,766 | - | | | | | |
| | | 小計 | 24,091 | - | | | | | |

| | | 1 | Ī | 1 |
|----|------------|-----|---------|----|
| 10 | Lokomasama | 187 | 10,217 | - |
| | | 188 | 21,695 | - |
| | | 191 | 17,583 | - |
| | | 192 | 17,186 | - |
| | | 193 | 16,844 | - |
| | | 小計 | 83,525 | - |
| 11 | Koya | 194 | 13,925 | - |
| | | 195 | 12,131 | - |
| | | 196 | 11,460 | - |
| | | 197 | 14,239 | - |
| | | 198 | 16,955 | - |
| | | 小計 | 68,710 | - |
| 合計 | | | 407,382 | - |
| 総計 | | | 489,259 | 38 |

注:村落数は本プロジェクトの対象チーフダムのみの数値。

注:人口は2008年7月現在の数値。

本プロジェクトの対象地域として先方政府から要請を受けた 3 つのチーフダム (Buya Romende、Sandamagbolontor 及び Masimera) は、県内人口の約 17%に相当する約 80,000 人を有し、6 つのワードから構成されている。同チーフダムは、ポートロコ県の中でも最も開発の遅れている地域である。雨期にはアクセスが悪くなり、8 月~9 月には川を渡るための筏が使用できなくなるため、迂回しなければならなくなる。各チーフダムへのアクセスについて以下に示す。

【ポートロコタウン(県議会所在地)~Sanda Magbolontor チーフダム(中心の町)】

距離は約33kmであり、移動時間は約1時間である。同チーフダムの入り口には川があり、2台の四駆車両を積載可能な筏で渡河する。雨期の後半期となる8月~9月には川が増水するため、筏で渡る事は不可能となる。ボンバリ県を通過する迂回路を使用した場合、ポートロコ県からは3~4時間かかるようである。

【ポートロコタウン~Buya Romende チーフダム(中心の町)】

距離は約52kmであり、移動時間は約1時間半である。マケニに至る幹線道路は状態のいい舗装道路である。幹線道路から未舗装道路に入ると、今年から2年間の予定でEUが75km

のフィーダー道路の改修を行っており、途中までは状態はいい。雨期において、道路状況がどのように変わるか状況を確認する必要があろう。状態の悪い 2 箇所のカルバートがあり、1 箇所は戦争中に破壊されたもので、表面に板を並べている。

【ポートロコタウン~Masimera チーフダム (中心の町)】

距離は約66kmであり、移動時間は約1時間半である。マケニ方面の幹線舗装道路を通り、ルンサール手前で南下するルートとカンビア〜フリータウン間の主要幹線道路から東へ入るルートがある。後者のルートは移動時間が数時間かかるとのことであった。Masimura チーフダムの中心の町までのフィーダー道路は比較的整備されている。雨期には完全に冠水すると思われる湿地帯があり、対応が必要と思われる。なお、Masimura チーフダムはMIALGRD 副大臣の出身地でもある。

【ポートロコタウン~カンビアタウン(県議会所在地)】

距離は約55kmであり、移動時間は約1時間半である。舗装道路及び未舗装道路が混在している。EUによる道路改修事業として、セネガル系建設業者が工事準備を開始した。

カンビア県と同様に MOFED により編集された 2008 年版の資料を参考として下表に示す。 ただし、データの収集時期が不明であり、施設の過不足を判断するには不十分な内容であ る。

| 分野 | 項目 | 単位 | 数值 |
|----|----------------------|----|---------|
| 教育 | 小学生 | 人 | 113,557 |
| | 中学生 | 人 | 12,480 |
| | 小学校 | ヶ所 | 478 |
| | 中学校 | ヶ所 | 32 |
| 保健 | PHU | ヶ所 | 100 |
| 給水 | 徒歩30分以内に給水ポイントを有しない人 | % | 20 |
| | П | | |

表 3.9 ポートロコ県の既存社会サービス施設など

出典: Intergovenmental Fiscal Transfer System の添付の統計書、2008、財務経済開発省(MOFED)。

カンビア県と同様にワード No.200 を除く対象チーフダムの各ワードについて、プロファイリングを実施した。要旨を以下に示す。

| 項目 | 要点 |
|----------|--|
| 民族構成 | 全てのワードにおいて Temnes 族を基本としつつ、Fulas 族、Limbas 族、Mende 族、Kono 族などが混在している。 |
| 県議員の出身政党 | ポートロコ県全 36 議員が与党 APC 出身である。 |
| 宗教 | イスラム教徒のみのワードとイスラム教とキリスト教徒が混 在するワードがある。 |
| 雨期のアクセス | 道路が冠水するために、ボートを介して移動することとなるワードが存在する。 |

| 優先課題 | 道路、農業、給水、教育及び衛生などへのニーズを有している。 電力及び保健に関する関心は低い。 |
|----------|--|
| 社会サービス施設 | 聞き取りにより確認された各ワードに整備されている施設数は、小学校は99ヶ所、中学校は6ヶ所、PHUは16ヶ所、水源(井戸)は15ヶ所である。 |

表 3.10 ポートロコ県の対象 3 チーフダムにおけるワード別の現況

| | | | | | 民族 | | | | 宗 | 教 | | 期の セス | | | 優先課題 | | | | | 社会サービス施 設 | | | | | | |
|----------------------|--------|--------|------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-----------|-----------------------|----------|--------------------------|---------------|------|----|----|----|----|--------------|----|------------|-----|-----|--------------------------------|--------|
| チーフダム | ワード No | Temnes | Susu | Fulas | Limbas | Mende | Bullom | Kono | Muslim | Christian | Vehicle and Motorbike | Boat | Bicycle and Walk on Foot | 県都からの所要時間(hr) | 道路 | 農業 | 給水 | 教育 | 保健 | 衛生 | 電力 | コミュニティセンター | 小学校 | 中学校 | PHU (Periphery Health Unit) | 水源(井戸) |
| Buya | 176 | 0 | | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 1.50 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 23 | 1 | 2 | 3 |
| Romende | 177 | 0 | | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 2.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 21 | 1 | 3 | 3 |
| Sanda Magbolontor | 180 | 0 | | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1.75 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 25 | 3 | 5 | 3 |
| | 199 | 0 | | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2.00 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | 16 | 1 | 3 | 3 |
| Masimera | 200 | | | | | | | | | | | | | • | | | | | | | | | | | • | |
| | 201 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2.00 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 14 | 0 | 3 | 3 |

出典:詳細計画策定調査による聞き取り。

データの不十分さを前提として、既存の県開発計画における現況分析を踏まえつつ、対象チーフダムにおける社会サービス施設の整備状況についての推察を以下に示す。

| 項目 | 要点 |
|---------|--|
| 道路 | チーフダム内における道路は未舗装道路である。一部のフィーダー 道路については、EU において改修事業を実施している。Sanda Magbolontor 及び Masimera へのアクセスに使用されている筏は、雨 期に使用できなくなる。ただし、交通量が少ないため、橋梁の必要 性については留意すべき。 |
| 給水・汚水処理 | カンビア県と同様に井戸給水を基本とし、給水アクセスを有さない 人口が県内人口の 20%を占めている。汚水については、カンビア県 と同様に VIP ラトリン若しくは換気機能を有さない掘穴式が使用さ れている。 |
| 電力 | 公共の電力システムは存在せず、個人による自家発電が行われてい る。 |

| 教育 | 聞き取り調査の行われたワードにおいて小学校及び中学校ともに整備されている。政府系学校に加えてコミュニティスクール(県開発計画によれば48ヶ所)が補完しているものと推察される。ただし、 県開発計画によれば無資格の教員が59%を占めていることについて留意が必要である。 |
|----|---|
| 保健 | 聞き取り調査の行われたワードにおいて PHU は整備済みであり、 PHU 当たりの人口は 3,300~7,400 人である。 |

3-3 カンビア県及びポートロコ県で実施されている地域開発事業の概要

県議会によるプロジェクトの資金は中央政府からの地方行政開発交付金(LGDF)に依存している状態である(詳細は3-8節を参照)。2008年度のLGDFによるカンビア県の活動は、ボートの購入及び道路改修であり、2009年度については、ゲストハウスの建設を予定している。ポートロコ県においては、2008年度に橋及びカルバートの改修に加えて、井戸の建設が実施された。同活動には2007年度のLGDFの残余金が充当されている。

上記に加えて、JICA を含む各ドナーにより各種の案件が実施されている。ドナー別の活動内容を下表に示す。

3-3-1 JICA

- カンビア県子供・青年支援調査 (2008 年): 小学校を中心としたコミュニティ 組織を設立・育成し、同組織を起点としたコミュニティ開発を実施。
- カンビア県農業強化支援プロジェクト (2009 年):主食であるコメの増産を目的とした農業技術の普及活動を実施。
- カンビア県給水体制整備プロジェクト (2009 年):無償資金協力により 1998 年に整備され、内戦により被災したロクープル給水所及び給水網の修復ならび に運営維持管理能力の強化。無償資金協力による給水施設の構成は次のとおり。
 - 地表水を水源としたシステム: Magbema チーフダムを対象とし、重力配水による管網を含む。
 - 地下水を水源としたシステム:3つのチーフダム(Bramaia、Masungbala、 Tonko Limba)を対象とし、手押し式ポンプを使用している。井戸数は合計18ヶ所である。
- 地域保健改善事業(2010年):カンビア県における保健行政能力の向上。

3-3-2 EU

- フリータウン〜ポートロコ県〜カンビア県〜ギニア国境までを結ぶ幹線道路 の改修事業。
- カンビア県及びポートロコ県を含むフィーダー道路の改修事業。

3-3-3 NaCSA (National Commission for Social Action)

- NCRRR(National Commission for Reconstruction, Resettlement and Rehabilitation)を継承した機関である。
- 財源はアフリカ開発銀行、アラブ開発銀行、世銀などと幅広い。
- 道路改修、学校建設及びヘルスセンター建設など幅広い事業を広い地域で行っている。一方、政府系の機関であることから、スタッフは政府関係者と何らかの関係を持つものが優先して雇用されていること、コントラクターを活用して工事を行っていることから、完工しない事業が放置されているなどの問題も指摘されている。
- また、県議会と連携して事業を実施していないことも指摘されている。

各ワードにおける NGO 及びドナーによる支援内容について、聞き取り調査を実施した。 Action Aid 及び ABC Development などのローカル NGO による活動が確認された。活動内容は道路、学校、井戸、市場、コミュニティセンターなどの建設に加えて、農業(種子)、保健及び職業訓練などにおける能力強化を実施しており、多岐にわたっている。ワード別に支援内容を下表に示す。

表 3.11 NGO 及びドナーによる支援内容

| チーフダム | ワード | | 古垤内宓/古垤 | ドナー・NGO | |
|------------|-----|-------------------|--------------|----------------|--------------|
| | No | | 文版门台/文版 | (I) · NGO | |
| 【カンビア県】 | | | | | |
| Masungbala | 124 | Wells | (Action Aid) | | |
| | 125 | Schools | (NaCSA) | Schools | (SABABU) |
| | 126 | Schools | (Action Aid) | | |
| Magbema | 119 | Community centre | (NaCSA) | | |
| | 120 | | | | |
| | 121 | Schools | (JICA) | Schools | (SABABU) |
| | | Schools | (NaCSA) | Wells | (Action Aid) |
| | 122 | Schools | (Action Aid) | Health support | (JICA) |
| | | Skills training | (ABC) | Seed support | (KADDRO) |
| | | Youth empowerment | (NaCSA) | | |
| | 123 | | | | |
| | 130 | | | | |
| Mambolo | 141 | Schools | (NaCSA) | | |
| | | PHU | (NaCSA) | | |
| | 142 | | | | |
| | 143 | Schools | (SABABU) | PHU | (NaCSA) |
| | | Schools | (IDB) | | |
| Samu | 136 | Health centre | (JICA) | Market | (NaCSA) |
| | 137 | | | | |
| | 138 | | | | |
| | 139 | | | | |
| | 140 | Market | (NaCSA) | | |
| Bramaia | 131 | - | | | |
| | 132 | Community schools | (Action Aid) | Wells | (Action Aid) |
| | 133 | - | | | |

| Gbileh Dixon | 134 | Wells | (Action Aid) | Support to community school | (Action Aid) |
|------------------|-----|---------------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------|
| | 135 | Seed input support | (ABC) | | |
| Tonko Limba | 127 | Drying floors | (Catholic mission) | Schools | (Catholic mission) |
| | | Bridges | (Catholic mission) | | |
| | 128 | | | | |
| | 129 | - | | | |
| 【ポートロコ県】 | | | | | |
| Buya Romende | 176 | Road rehabilitation | (EU) | Health centre | (NaCSA) |
| | 177 | | | | |
| Sandamagbolontor | 180 | 4.8km road rehabilitation | (NaCSA) | HIV/AIDS sensitization | (NAS) |
| Masimera | 199 | | | | |
| | 200 | | | | |
| | 201 | | | | |

出典:詳細計画策定調査における聞き取り。

注:() 内は支援を実施している組織名。

3-4 子供・青年支援調査フォローアップ概況

子供・青年支援調査フォローアップ協力は2008年9月から2009年2月までカンビア県7チーフダムを対象に行われた。本フォローアップでは、開発調査で形成された教育とコミュニティ開発委員会(ECDC)の活動フォローおよびワークショップを実施し、コミュニティのグループ形成及び地域開発のためにコミュニティグループ自らによる行動の促進を働きかけた。各チーフダムのグループ形成数は以下の通り。

表 3.12 フォローアップグループ数

| チーフダム | 開発調査時形成グループ | 新規グループ形成 |
|---------------|-------------|----------|
| Magbema | 13 | 40 |
| Tonko Limba | 9 | 30 |
| Bramia | 11 | 10 |
| Gbinleh Dixon | - | 20 |
| Masongbala | - | 20 |
| Samu | - | 20 |
| Mambolo | - | 20 |
| 合計 | 33 | 160 |

出典:フォローアップ報告書

コミュニティの動員やグループ化には、ワードごとに選出される県議員が重要な役割を 果たした。一方、ECDC を通じたワード委員会、県議会といった地方行政の軸となる組織と コミュニティとの連携・協働は本プロジェクトで重点的に強化していく課題として残って いる。

同フォローアップ協力における活動は、コミュニティのグループ化および地域開発のための啓蒙活動が中心であった。活動に対する JICA からの資金支援はない状況で、新しく形成した ECDC によるコミュニティ活動は農業を中心に以下のようなものが行われた。

表 3.13 コミュニティグループによる活動

| 分野 | 全体に占め | 活動 | |
|------|-------|------------------------------|--|
| | る割合 | | |
| 農業 | 70% | キャサバ、ポテト、落花生、稲作、種子銀行 | |
| 建設 | 15% | 整地、簡易教室建設、学校キッチン建設 | |
| 道路改修 | 10% | 道路改修および維持管理、FOOD FOR WORKの準備 | |
| その他 | 5% | 学校グラウンド整地、収入向上活動のための基金集め | |

出典:フォローアップ報告書

また、開発調査時に形成した ECDC の中には、定期的な会議を持ち、収入向上、学校の一部拡張、学校運営、道路維持管理など一定の活動を継続しているグループが多いことがわかった。

コミュニティが既に行っている自助努力により達成できる範囲の把握、その理由と地方 行政との具体的な連携のあり方の整合性を探ることは本プロジェクトで最も重要な課題で ある。上記活動が実施にいたるまでの住民の動員プロセス、参加の範囲、意思決定機会、 情報共有の度合い・方法などはベースライン調査、社会調査および事業実施プロセスを通 じて、状況をより深く把握し、現地の社会構造に沿った事業展開を進める配慮が必要であ る。特に地域の社会構造、伝統的社会規範など地域社会の把握に努めると共に、コミュニ ティ活動の原動力およびコミュニティ動員の形態とその多様性を理解する。

3-5 地方行政に係る関係機関及び他ドナー

3-5-1 内務地方自治地域開発省(MIALGRD)

MIALGRD は本省と3つの州都にそれぞれ出先事務所を構えている。本省には大臣および2名の副大臣、出先事務所にも大臣がいる。本省および州の出先事務所共に局長級の管理職はそろっているものの、実務を動かすオフィサーの数が不足している。本省は名称のとおり、地方自治局、地域開発局、内務局からなる(図3.3の組織図を参照)。

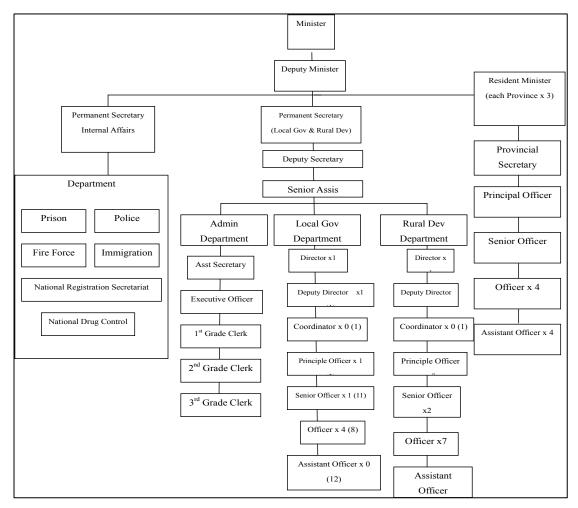


図 3.3 MIALGRD 組織図

MIALGRD のうち、本プロジェクトと関わりのある地方自治局の役割について触れる。地方自治局の主な役割は2004年に制定された地方自治法の整備および同法の啓蒙活動、進捗状況のモニタリング、地方行政強化支援の一環として、独自財源確保およびパラマウントチーフ、村長の選挙支援などである。2009年度の活動計画は以下の通りである。

表 3.14 2009 年度 MIALGRD 地方自治局の活動計画

| | 目的 | 主な活動 |
|---|------------------|----------------------|
| 1 | 効果的な政策実施と必要な調整の | パラマウントチーフ選挙支援 |
| | 実現 | 村長選挙支援 |
| 2 | 効果的および効率的な調整の実現 | 地方行政活動のモニタリング |
| 3 | 地方行政による事務所施設・財務マ | 地方行政の独自財源確保のための啓蒙活動 |
| | ネージメントの実現 | |
| 4 | 地方行政関係者の能力向上 | 伝統的権威者への研修(人権保護、良い統治 |
| | | など) |
| | | 財源確保のための研修 |
| 5 | チーフダムレベルの計画およびマ | チーフダム議会への支援 |
| | ネージメント強化 | |

地方自治局の年間活動計画に対し、車両など移動手段の不足から、四半期に一度実施予定の県議会活動のモニタリングは行われていない模様である。モニタリングおよび情報管理強化のために、車両、コンピューター、通信機器供与の要請があった。また、先方からは本省への協力として、特に、モニタリング機能強化、県の情報整理・県との連絡強化についての支援を要請された。

3-5-2 地方分権事務局 (Decentralization Secretariat: DECSEC)

地方分権事務局 (Decentralization Secretariat: DECSEC) は世界銀行が中心となって、2004年に設立した内務地方自治地域開発省傘下の時限事務局である。現在 DECSEC 事務所は本省とは違う建物にあるが、今年中に本省のあるビルに転居予定である。

EU および DFID から MDTF への財政支援を世銀が管理しているが、DECSEC への支援は 2011 年までの予定である。2009 年から 2011 年までの総予算は 14MILLION US\$。そのうち、2009 年度分が 8MILLION US\$、残り 2 年間で 6MILLION US\$と収束の見通しである。世銀からの支援が終了する予定である 2011 年以降は本省の中に組み込まれる見通しである。この動向については今後も注意してモニタリングしていく必要がある。

DECSEC は内務地方自治地域開発省下の機関とはいえ、世銀の支援が入っているため、人員もそろっている。同事務局職員には内務地方自治地域開発省出身者は一人もおらず、要職のほとんどが元コンサルタントである。同事務局スタッフは高額な給料により雇用されていることから、2011 年以降本省に吸収され、給与体系も政府規定に従うこととなった場合、同事務局スタッフの多くは離職することが予想される。

DECSEC は IRCBP (Institutional Reform and Capacity Building Project)のプログラムの一部が実施している地方分権化推進のための技術支援を行っている。本事務局の主な役割は地方分権および地方行政推進のための技術支援。県議会への開発計画策定支援、人材

育成、施設建設、政策アドバイスなどである。DECSEC は内務地方自治地域開発省傘下ではあるが、昨年まで相互の連絡関係は脆弱であったが、事務局トップを変えた昨年末から毎週定期会議が持たれるようになり、両者の関係は改善されているとのことであった。

DECSEC は、5つの unit からなる。その内訳は Legal Unit, Policy Unit, Capacity Building Unit, Gender Unit, Monitoring and Evaluation Unit である。 Capacity Building Unit では、主に地方行政関係者向けの研修を行っており。本プロジェクトでの研修事業での連携・活用が考えられる。

また、毎年、全国 19 の各県議会に対して Comprehensive Local Government Performance Assessment System (CLoGPAS)を県議会と共に行い、県議会の能力についてランク付けしている。2008 年度の結果によると、ポートロコ県は地方議会ではトップのランクでグッドプラクティスとして他の県にも参考になるだろうとの話であった。一方でカンビア県も改善しているが、ランクは中位程度とのことであった。同評価結果により、県議会のランク付けを行い、インセンティブとしてとして LGDF の追加的予算支援の仕組みが設定されている。

(1) 研修事業

DECSEC の Capacity Building 部門が、本省、県議会、ワード委員会を含む、地方行政およびコミュニティ向けに幅広く、開発計画運営管理の研修を中心に行っている。これまでは、地方分権事務局職員が講師を務めてきたが、現在はコンサルタントを活用している。

現在、DECSEC が考えている重要な研修項目は、計画策定、会計管理、モニタリング・評価、ワード委員会のスキルアップ(会計、記録など)であった。同事務局で独自に研修モジュールを開発するというよりは、研修分野によって、国内(大学、コンサルタントなど)、国外(ガーナ)の講師およびモジュールを活用して研修を行っている模様。

(2) 県議会支援のコーチ (コンサルタント)

DECSECでは計13名のコーチと呼ばれるコンサルタントを雇用し、県議会に派遣している。 コーチは、複数の県を兼轄し県議会に対して、開発計画策定、年間計画評価など幅広く技 術的支援をしている。支援方法には、県により常駐型とシャトル型がある。

カンビア県担当コーチは空席であったが、2009 年 5 月から毎月 2 週間の割合で現地に駐在し、県議会の能力向上支援を行っている。現在は UNDP の支援も受けて、5 月中に 2009 年~2011 年の 3 ヵ年県開発計画策定のプロセスを進めており、5 月中の策定を目指している。このため、県議会職員、県議員、ドナー関係者を招いて、開発計画コミティを形成し、これから各ワードを回りニーズアセスメントを行う予定である。

一方、ポートロコ県には、今年 1 年に限りコーチが常駐する見通しである。コーチの予算は 2009 年の 12 月までは確保されているとの話が世銀担当者からあった。

(3) その他

DECSEC とは本プロジェクトと支援の方向性に共通点があるため、技術支援の内容が重ならないように配慮する。また、協議の中で先方が提案した JICA に期待する支援については以下のとおりである。

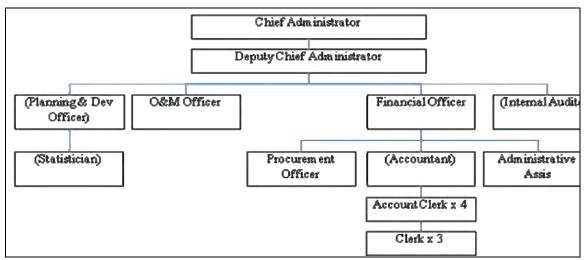
- モニタリング能力の強化:県議会活動のモニタリングシステムの構築(情報管理、 現地踏査体制整備など)、車両の供与。
- 報告システムの強化: 県議会からの定期報告の義務化、報告書のフォーマット化、 インターネットとコンピューター機能の設置。
- 人材育成:事業運営管理能力の強化など
- 他省庁との調整
- 政策:地方分権事務局と連携しての提言のまとめ。

3-5-3 県議会

(1) カンビア県議会

カンビア県議会は議長のもと、副議長を含めた27名の議員から構成されている。議員は各ワードから1名が選出されており(合計25名)、2人のパラマウント・チーフが加わっている。県議員のうち、与党(APC)が大勢の23名を占めており、野党(SLPP)は2名である。野党は両議院ともにBramaia チーフダムのワードからの選出である。残り2名は無所属であり、Gbinle Dixing 及びSamu チーフダムから選出されている。

第 3-1-2 節にて示したとおり、県議会と行政部門から構成されている。行政部門の構成を 下図に示す。計画・開発担当官及び監査役などに空席がある。



注:()内の担当官は空席。

図3.4 カンビア県議会(行政部門)の組織図

(2)ポートロコ県議会

ポートロコ県議会は議長のもと、37 名からの議員から構成されている。県議員の全員が

与党からの選出である。ポートロコ県議会の行政部門の構成を下図に示す。

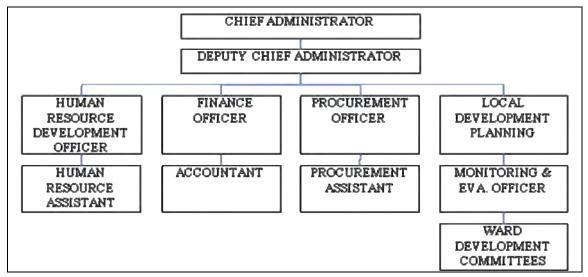


図3.5 ポートロコ県議会(行政部門)の組織図

(3) 県議会に関する活動及び考察

- 県議会の各活動において、主に Chief Administrator を長とする委員会 (Committee) が 随時設置されている。
 - ➤ 技術委員会 (Technical Committee): 県開発計画及び予算書の策定などにおいて、 農業、道路及び保健などの各セクター担当機関を含めた委員会である。月 1 回 及び必要に応じて開催されており、現状の問題点及び課題などについての協議 が行われている。
 - ▶ 調達委員会 (Procurement Committee): 県議会による入札を実施する場合に入札を管理するために設置される委員会である。入札の内容に応じて、各セクターの担当機関が招聘される。応札図書の開札時に開札委員会 (Bid Opening Committee) が開設され、評価時には評価委員会 (Evaluation Committee) が開設される。評価結果は県議会へ諮られる。
 - ▶ 調達については両県議会ともに調達担当官 (Procurement Officer) が責務を担っているが、業務内容については差異がある印象である。カンビア県の調達担当官は調達手続きの遂行に特化しており、契約図書及び業者の登録などは財務担当官 (Financial Offier) が掌握している。ポートロコ県では調達担当官が掌握している。
- 両県ともに圧倒的に与党勢力の強い県である。なお、中央政府については MIALGRD の大臣及び農業省大臣はカンビア県出身であり、MIALGRD 副大臣はポートロコ県の 出身である。
- 2008 年 7 月の地方選挙で大幅に議員の構成が変わった。次回の選挙(2012 年)において、政権交代となった場合には、議員の構成は一変する可能性を有する。この場合、行政にも大きな影響が出ることが予想される。

• パイロット事業の選定において、一部に野党の強いチーフダムが存在するため、配慮が必要である。また、県議会議長の出身地への支援が優先される傾向にあるとの指摘もある。

3-5-4 ワード委員会

ワード委員会は2004年の地方自治法制定以降、設立されていることになっている。一方、本格的に行政の枠組みの中でワード委員会の機能を強化の動きが活発化しているのは、2008年の地方選挙以降であると考えられる。また、ワードは選挙区として人口分布により境界線が引かれているため、チーフダムの境界とは一致していない。従ってワードによっては、2つのチーフダムにまたがっているものもある。

今回の調査において県議会議員への聞き取りおよび現地踏査により、調査対象地域のすべてのワードにおいてワード委員会が存在することが確認できた。

各ワード委員会の活動状況であるが、最低毎月の会合を開催している模様である。特筆すべきは、ワード委員会のメンバーが中心となって住民から基金を募り、県の教育事務所から学校建設設計の支援を受け、セカンダリースクール建設を進めているワード(SAMU Chiefdom)、女性グループを動員して小規模の農業共同体形成を推進しているなどのワードが確認できた。

県議会はワード委員会を通じた、コミュニティ主体の開発を推進している。また、各ドナー、NGO もワード委員会をコミュニティへのエントリーポイントとしてとらえており、DECSEC、OXFAM, GTZ, 他 NGO が各県 (カンビア県は含まれていない) で研修を行っている。また、今年からワード委員会のための予算が拠出されることとなった。使途は会議費のほかに指定されており、学校の実態調査の費用などである。

以上の状況から、また、地方自治法にも規定されている末端の組織であるため、本プロジェクトにおいてもコミュニティのエントリーポイントとして位置づける。一方、その実態および能力については今後分析を深める必要があり、本プロジェクトを進めながら把握していくことになる。

3-5-5 世銀

(1) MDTF および LGDF の管理

現在 MDTF には DFID および EU が拠出しており、世銀が MDTF の管理の役割をしている。MDTF への拠出による LGDG 支援は 2011 年までは確定している。2011 年以降も継続すると個人的 (担当コンサルタント)には考えているとのことであったが、手続きとしては、2010 年ある いは 2011 年初めにワシントンからの評価により 2011 年以降の計画が決定される見通しである。

(2) DECSEC 支援

2004 年から世銀が支援している DECSEC は 2011 年まで実施の予定。その後は、内務地方 自治地域開発省に吸収されるため、現在その手順を準備中である。一方、他に財政支援す るドナーが確保できた際には、DECSEC への支援が延長される可能性がある。この動向につ いては共有しつつ、将来の方向性を見定めた支援をしていくことを確認した。

(3) Institutional Reform and Capacity Building Project (IRCBP)

世銀が2004年から支援しているプロジェクトで主に3つの部門の統括・管理を行っている。①地方分権推進とキャパシティ・ビルディング(DECSEC の運営管理)、②公共財政管理リフォーム(財務省内に地方行政財務局を創設し、各県議会に開発予算を執行)、③各プロジェクトの調整・連携である。IRCBP 運営委員会は財務次官を議長としている。

①上記に関しては MIALGRD、②に関しては MOFED の傘下として機能している。

(4) 新しいプログラムについて

2009 年 9 月あるいは 10 月から 6 年間の予定で、Decentralization Service Delivery Programme (DSDP)の実施を計画している。3 年でフェーズ分けし、予算規模はそれぞれ約 20 億円 (20 million US\$) である。

事業目的は5つの分野(農業、教育、保健、村落給水、廃棄物処理)に対象を絞り、地 方行政のより効果的なサービスデリバリーによる住民の生活改善を目指す。

また、約4億円の予算は財務、開発計画、モニタリング・評価、にかかる人材育成に充てる予定である。県議会運営費としての財政支援も60億円程度見込んでいる。

現在支援している IRCBP は 2011 年で終了予定であるため、このプログラムは継続的なシエラレオネへの支援の一環として、地方行政と地域支援に焦点を当てる。本プログラムの計画はまだ最終決定していないため、進捗があれば情報共有していただくことを依頼した。

(5) その他

世銀の担当者であるが、シエラ赴任前はタンザニアで JICA 専門家と共に地方行政について仕事をした経験がある。JICA の技術協力について非常に評価しており、協力的であった。本プロジェクトの概要を共有したのち、先方より JICA プロジェクトに期待する点について以下のコメントがあった。

- プロジェクト目標、アプローチについては世銀と同じものであり、方針に賛同する。
- 対象地域についてであるが、他ドナーは複数県の支援を進めている中、何故カンビア県 に集中するのか疑問がある。
- ・ 県議会に対しては、特に計画策定、モニタリング、情報管理の能力向上が必要であり、 その分野の支援を JICA にも進めていただきたい。
- 新しいプロジェクトにおいては、県議会の歳入向上支援の一環として、固定資産税徴収

のための資産登録支援についての提案を受けた。

3-5-6 UNDP: Kenema District Economic Recovery Programme (KDERP)

KDERP は UNDP および UNCDF から資金を得て、2007 年~2012 年までの予定で、貧困削減を上位目標としたケネマ県の経済開発プロジェクトである。支援対象は MIALGRD、ケネマ県 City Council および District Council である。MIALGRD 内に同省の元地方自治局長をチームリーダーとして置いている。

プログラムの主な目的は、政策面の働きかけ、ケネマ県において市議会および県議会の行政能力強化および、県議会のプロセスに沿った社会・経済活動支援事業の実施による経済基盤の改善である。ケネマ県での事業費は年間 200,000 ドル。支援対象事業は議会を通じた要請に対し、独自のクライテリア(期待される経済効果、人口密度など)に基づいて決定している。UNCDF の予算は直接ケネマ City Council, District Council の口座に振り込まれ、UNDP の予算は、プロジェクト口座に振り込まれて執行されている 2 つの予算執行の流れがあるが故に事業実施の難しさがあることが指摘された。

コミュニティへのアプローチであるが、かつてはチーフダム委員会、ワード委員会ともに実施体制に組み込んでいたが、チーフダムとワードの間に機能の重複がみられた。ワード委員会には、パラマウントチーフがアドバイザーあるいはメンバーとして加わっていることから、現在はワード委員会を中心にして VDC(Village Development Committee)にアプローチしている。

本プログラムでは、ジェンダー配慮の計画・予算マニュアル、戦略計画策定(Strategic Planning Process)マニュアル、ワード委員会育成マニュアルを作成している。これらのマニュアルは、2004年制定の地方自治法に基づいたものであるが、本マニュアルについては、中身が多く、実用的なハンドブックの必要性について指摘があった。

本プロジェクトの概念を共有したところ、先方からはマニュアルをよりユーザー向けの 実務に焦点を当てたハンドブック作成の協力、同ハンドブックを活用した周辺県への普及 についての協働、本省への政策面での働きかけにおいて連携したい旨の提案があった。

3-5-7 NaCSA (National Commission for Social Action)

NaCSA は 1996 年に中央政府の下に設立された社会開発事業実施機関であり、現在も各ドナーの支援事業のプログラムや資金の受け皿組織として機能している。カンビア県、ポートロコ県で道路改修、学校建設、クリニック建設など幅広市事業を広域で行っている。政府系の機関であることから、スタッフは政府関係者と何らかの関係を持つものが優先して雇用されていること、コントラクターを活用して工事を行っていることから、完工しない事業が放置される等の問題も指摘されている。

3-5-8 ENCISS (Enhancin+g the Interface and Interaction between Civil Society and the State to Improve Poor People's Lives)

ENCISS は 2005 年に DFID の資金により設立され、現在は Care International の管理下にあるシエラレオネ最大の現地 NGO である。職員は全部で 63 人(本部と 3 つのプロジェクトが対象県事務所)いる。

ENCISS のこれまでの主な実績は、National Collaboration Strategy を作成し閣議で承認されたこと、地方選挙の際に女性の参加を支援したこと、2007 年に成立したジェンダー法の制定を支援したことである。

現在の主な活動は支援対象地域にリソースセンター(情報センター)を設け、住民に対し情報提供と研修を行っている。非識字者が多いことから、主に地元のテレビやラジオで現地の言葉を使い市民に情報を提供している。また、少数グループを巻き込む配慮も行っている。また、全国を対象に、さまざまなグループ(民間企業を除く)に対して資金援助(ソフトタイプに関する)を提供している。

活動の阻害要因は、県政府とのタイミングを合わせることが難しいこと、リソースセンターを本当の情報提供の場にすることである。ワード委員会については、ジェンダーバランスがとれた構成になるように指導されているが、実際は女性が家事をしていて、登録や参加が促進されていないことが課題である。

3-5-9 OXFAM

現在 OXFAM は DFID と UNICEF の資金協力を受け、シエラレオネの CBO と協力して The Promoting a Culture of Equal Representation (PACER) Project を実施している。

プロジェクト対象地域は Kailahun District (南部州) 及び Kainandugu Disrict である。 対象地選定の理由は、政治バランスへの配慮である。前者は野党(SLPP)、後者は与党 (APC) 勢力が強い地域である。また、Kailahun District では国会レベルのみの女性の参加であったこと、Kainandugu District では女性県議会議員が前回までの選挙で1人も選ばれなかったことが、選定の一つの理由でもある(今回の選挙では6人の女性県議会議員が選出された)。

主な活動内容であるが、DECSEC と協力し、国会、県議会、ワード委員会のそれぞれで、 女性の政治参加の支援(特に女性の投票や立候補の促進)を行っている。また、地方分権化 政策についても協議を行っている。また、生計向上プロジェクトに協力している。また、政 党に所属しない議員についても支援を行っている。

2008年にワード委員会が新しく設立されたが、実際はあまり民主的に機能していない(女性の参加が規定通り進んでいないなど)ので、NEC(National Election Commission)と協力して、ワード委員会の役割を紹介する活動、選挙ガイドラインの作成、ワード委員会プロファイルの作成を行っている。また、ワード委員会と県議会の対話会議を実施している。

課題は、県議会や市民が法律をどのように実現するか、県議会やワード委員会の役割を

理解すること、県議会や職員のだれにコンタクトすればいいのか、情報の公開、どのよう に調達等の問題を提示するか、がわからないことである。

3-5-10 GTZ

GTZ はシエラレオネにおいて内戦以前から支援をしているが、現在は特に若者への雇用創出、インフォーマル教育を中心に支援をしている。活動の中心は県レベルで、MIALRGD に対しては連絡・情報共有のみである。

ワード委員会を通じて Village Development Committee(VDC)というグループを中心にコミュニティグループの形成を進めている。VDC チーフダム、その下のセクションに属する伝統的な組織で、行政には組み込まれていない。

3-6 県議会等の能力強化に向けた取り組み

県議会を含む地方行政強化に係る人材育成は、世銀が支援している地方分権事務局をは じめ NGO が県議会およびワード委員会メンバーに対し実務に則した研修を実施している。 本調査における聞き取りおよび収集資料による結果は以下の通りである。

3-6-1 地方分権事務局 (DECSEC)

DECSEC の人材育成部門では、MIALGRD、県議会、ワード委員会を含む地方行政関係者及びコミュニティを対象に、開発計画運営管理を中心とした研修を行っている。これまでの研修では、DECSEC 職員が講師を務めていたが、現在はコンサルタントを活用している。

DECSEC は「研修実施計画」を策定し、地方政府で担当者に対して円滑に研修が実施されるよう、講師選定の基準や方法等の手順を示している。

DECSEC で独自に研修モジュールを開発するというよりは、研修分野によって、国内(大学、コンサルタントなど)、国外(ガーナ)の講師及びモジュールを活用して研修を行っている模様である。

ワード委員会研修マニュアルがありファシリテーターを研修する TOT(Training of Trainers)を実施している。受講生は全国を対象に公募して、これまでに 50 人以上が研修を受けた。素質があるのは教員やNGOの職員である。

現在 DECSEC が考えている重要な研修項目は、計画策定、会計管理、モニタリング・評価、ワード委員会のスキルアップ(会計、記録)などであった。

表 3.15 DECSEC の研修コース

| Course No. | Course Title | |
|------------|---|--|
| 1. | Local Government and Decentralization | |
| 2. | Administration and Management | |
| 3. | Ethic and Integrity | |
| 4. | Organizational Assessment and Institutional Development | |
| 5. | Management and Leadership Skills in Local Governments | |
| 6. | Human Resource Management In Local Governments | |
| 7. | Local government roles and responsibilities | |
| 8. | Inter-governmental fiscal relations | |
| 9. | Revenue Mobilization in Local Governments | |
| 10. | Financial Management: Budgeting and Accounting | |
| 11. | Record Management | |
| 12. | Skills Development for Ward Committees | |
| 13. | Development Planning and Management | |
| 14. | Project Planning and Management | |
| 15. | Monitoring and Evaluation | |
| 16. | Procurement and Contract Management | |
| 17. | Internal Audit and Control | |
| 18. | Civil Society Organizations and Public-Private Sector Partnership | |
| 19. | Community Participation and Mobilization | |
| 20. | Computer Skills (ICT) | |
| 21. | Gender and Decentralization | |
| 22. | Urban Management and Planning | |
| 23, | Environmental Management in Local Governments | |
| 24. | HIV/AIDS Mainstreaming and Management | |

出典: Implementation Strategy, DECSEC

前述表にある研修のうち、DECSEC 担当者が上げた最も必要性の高いと思われる研修コースは優先度の高い順にあげると以下のとおりである。

- ① No. 10 Financial Management: Budgeting and Accounting
- ② No. 14 Project Planning and Management
- ③ No. 15 Monitoring and Evaluation
- ④ No.12 Skills Development for Ward Committees
- ⑤ No.11 Records Management

上記研修コースのマニュアルや教材はあるが、標準モジュールは実施パートナーと協力して作成し、MIALGRDが活用できるように進める意向である。DECSECから講師派遣が必要である場合は、MIALGRD経由で依頼しMOUを結ぶのが手順である。

3-6-2 KDERP, UNDP

KDERPでは、ジェンダー配慮の計画・予算マニュアル、戦略計画策定 (Strategic Planning Process) マニュアル、ワード委員会育成マニュアルを作成している。これらのマニュアルは、2004年制定の地方自治法に基づいたものであるが、毎年見直しを行うことにしている。

ジェンダー配慮の計画・予算マニュアルは、地方政府を通じてジェンダーに公正な地方開発 (GELD; Gender Equitable Local Development)を実践するために、下記のとおり段階に分けてプロジェクトの実施を行っている。なお、GELDとの関連分野として、教育、保健、水と栄養を重視している。

【第1段階】

予算計画における GELD の概念を理解し歳出に関するジェンダー分析を行う。

【第2段階】

GELD に基づきボトムアップアプローチで、国の予算年度スケジュールに沿った計画と予算を策定する。(村から課題や生のプロジェクト案を確認⇒ワードによる予算審査⇒県/市政府の調達技術について合意⇒県によるプロジェクト案と予算の最終化⇒県の年間計画戦略予算を議会に提出⇒県の承認により財務省に来年度予算を提出)

【第3段階】

プロジェクト成果に基づき年間計画の見直しと改定を行う。

【第4段階】

ボトムアップと成果に基づくコミュニティの優先だけでなく、プログラム戦略やプロジェクト予算の上限等を検討し、調達と実施する。

先方は、本マニュアルについては、中身が多く、実用的なハンドブックの必要性を感じており、マニュアルをよりユーザー向けの実務に焦点を当てたハンドブック作成への協力、同ハンドブックを活用した周辺県への普及についての協働、本省への政策面での働きかけにおいて連携したい旨の提案があった。

3-6-3 OXFAM

OXFAM は DECSEC と協力して 2004 年の初版研修マニュアル作成から支援している。今年、研修マニュアルを利用しやすくするため簡素化し再編集し "WARD DEVELOPMENT COMMITTEE FACILITATOR'S MANUAL (最終案)"を作成した (ソフトコピー入手済シエラレオネ国内の

み)。プロジェクト対象地域で利用する予定である。

また、NEC (National Election Commission) と協力して、ワード委員会の役割を紹介する活動、選挙ガイドラインの作成、ワード委員会プロファイルの作成を行っている。女性に対する研修は、地方自治法に何が書かれているか、またその内容を説明するところから行っている。チーフダムに対しては、改定中の地方分権法により課税が行われることについても研修を行っている。

3-6-4 GTZ

GTZ はコミュニティアプローチのエントリーポイントとしてワード委員会の能力向上を図っている。具体的には、SWOT 分析による地域の現状把握、予算化、計画策定、グループ運営管理、参加型開発などの研修を実施している。研修の内容に応じて、講師は GTZ スタッフ、のコンサルタント、あるいはガーナからコンサルタントを招聘して、実施している。

3-6-4 ENCISS

ENCISS は DECSEC と計画・政策チームのガバナンス調整員が連絡を取り、地方自治法と PRSP に関係する支援活動を行っている。具体的には下記のとおりである。

- 県議会を対象にした研修やコミュニティとの対話促進、社会サービス(保健、教育、 農業)の改善。
- 市民による PRSP に基づくサービス提供のモニタリングおよび研修の実施。
- ワード委員会対象のジェンダーに関するリーダーシップ研修の実施。

3-7 既存地域開発計画

3-7-1 既存地域開発計画

シエラレオネにおいて、国及び地域を対象とした包括的な地域開発計画は策定されていない。他方、国レベルの開発方針を示した計画書としてビジョン 2025 及び第 2 期貧困削減 戦略書が策定されている。

(1) ビジョン 2025 (SIERRA LEONE VISION 2025: "SWEET-SALONE")

シエラレオネの長期的な国家開発目標を示すことを目的として、ビジョン 2025 が 2003 年 8 月に策定された。開発目標として 4 つの代替案を設定し、最適案として「国民の団結」、「進歩的な社会」、「魅力的な国家」(UNITED PEOPLE, PROGRESSIVE NATION, ATTRACTIVE COUNTRY)を選定し、同開発目標を達成するための戦略的課題を示している。同戦略的課題は以下の 6 つの事項である。

- 住民が参加した民間主導の競争力のある経済の達成の達成
- 高い生活水準の創造
- 教育水準の高い社会の建設

- 民主主義的価値に基づいた寛容で安定した安全な社会の建設
- 自然資源の持続可能な開発、効果的な活用と質の高い環境の維持
- 科学技術主導の国家建設

さらに各戦略的課題の実現へ向けた戦略的活動を示している。同活動の内容は、今後の改善を要する事項を整理したものであり、地域あるいは数量的な計画内容は示されていない。ビジョン 2025 は将来の国家の在り方を示したものであり、これを実現するための短中期的な計画として、貧困削減戦略書(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)及び中期支出計画(MTEF: Mid-Term Expenditure Framework)を位置付けている。

(2) 貧困削減戦略書 (PRS: Poverty Reduction Strategy 2008-2012)

第1期貧困削減戦略書(2005~2007年)は、「グッドガバナンス・平和と安全の推進」、「より貧困層を対象とした持続可能な開発」及び「人間開発の推進」などを3つの柱として策定された。

第2期貧困削減戦略書(2008~2012年)では、経済成長率が現在と同様の約6.5%にて推移した場合、大半の国民が1USD/日での生活を継続することを踏まえ、更なる経済成長の必要性を示している。同戦略書は貧困削減を図るための目標として、年率10%以上の経済成長を掲げ、次の4つの戦略的重点分野を位置付けている:「国レベルの電力システムの強化」、「国レベルの交通網の強化」、「農水産業の生産性の強化」、「持続的な人間開発の推進」。各重点分野の内容について表〇に示し、要旨を以下に示す。

電力システムについては、短期的にはフリータウンへの電力供給を安定化させ、火力発電を整備するとともに、水力発電への転換を提示している。特に水力発電においてはBumbuna 水力発電所の開発を重視している。中長期的には、発電施設の整備したうえ、配送電施設の整備ならびに地方電化を計画している。

交通網については、フィーダー道路(2,025km)及び県都内の道路(160km)の改修に加えて、都市間道路及び国際道路(モンロビア及びギニアへのアクセス)の整備を重視している。中長期的にはフリータウンの環状道路を提案している。さらに、空港へのアクセスの改善の必要性を指摘している。

基本的には、フリータウンを中心とした電力及び交通システムの改善を重視する傾向にある。さらに、全国の幹線道路、県都の道路及び空港アクセスを重点課題としている。カンビア県及びポートロコ県を含めた地方部の開発については、幹線道路及び県都の道路の改修事業が関連する事項として読み取れる。

表 3.16 第 2 期貧困削減戦略書の重点分野

| 戦略的 | 重点分野の内容 | |
|--------|--------------------------------|--|
| 重点分野 | | |
| 国レベルの | 【火力発電の改善】 | |
| 電力システム | 【水力発電の開発(特に Bumbuna 水力発電所の開発)】 | |
| の強化 | 【送配電網の改善及び拡張】 | |

| | 【電力セクターの | の統治の改善】 舌的なアプローチ】 |
|-----------------|---|---|
| 国レベルの | 【道路網の改善】 | |
| 交通網の強化 | | • Tokeh-Lumley (フリータウン市内) |
| | | • Bo-Masiaka ハイウェー (西アフリカ国際ハイウェー) |
| | | Songo-Moyamba Junction |
| | | ● フリータウ-Conakry (ギニア) ハイウェー |
| | | • Kenema-Koindu (西アフリカ国際ハイウェーの一部) |
| | | ● フリータウン-Monrovia (リベリア) (西アフリカ国際ハイウェーの |
| | | 一部() |
| | | • 新 Lungi 国際空港道路 |
| | | • フリータウンの市内道路 |
| | | • 県都及び市の域内道路 |
| | | • Matotoka-Masingbe-Kono 道路 |
| | | • Port Loko-Lungi 道路 |
| | | • フリータウンの排水路 |
| | 【河川交通の改善】 【ルンギ国際空港の改善(アクセス道路を含む)】 【フリータウン港の改善】 【鉄道交通の再導入】 | |
| 農水産業の 生産性の強化 | 【農業】 | ● 農業生産性の改善 |
| 工/工/工 :> 7五/日 | | • 民間セクターの参入による農業の商業化の推進 |
| | | ● 農業における研究の改善と配送システムの改善 |
| | | • 効果的かつ効率的な資源管理システムの推進 |
| | | • 農業における分野横断的な課題の検討 |
| | 【水産業】 | ● 水産業の監視体制の整備 |
| | | ● EU 市場への輸出向けの水産業の改善(施設整備という意味を込め |
| | | ている) |
| | | • 商業的水産業におけるインフラ及び支援サービスの改善 |
| | | ◆ 水産業従事者への支援の拡張 |
| | | ● 海洋資源省(MOMRMinistry of Marine Resources)の能力強化 |
| | | ● 持続的な資金調達 |
| 持続的な人間 開発の推進 | 【教育セクター】 | • 未就学及び女子生徒の初等教育へのアクセス及び修業率の改善 |
| NI YE WILL | | ● 初等教育の品質の改善 |
| | | • 効率的かつ効果的な教育システムへ向けた能力の改善 |
| | . | 教育に関する管理情報及び記録の強化 |
| | 【保健セクター】 | ● 包括的なリプロダクティブ・ヘルスと小児保健サービスの整備 |
| | | • 栄養面における改善 |

| | | • マラリアの管理 |
|---|---------|--|
| | | 性感染症、HIV、AIDS 及び結核への対策 |
| | | • 非伝染病及び心的健康への対策 |
| | | • 給水、汚水及び衛生における改善 |
| | | • 一次・二次・三次施設を機能させるためのインフラ整備 |
| | | • 人的資源開発及び管理の推進 |
| | | • 保健システムにおける資金調達の強化 |
| | | • 情報管理システムの整備 |
| | 【給水・汚水】 | • 西部地区での給水システムへのアクセスの改善 |
| | | 県都における給水システムへのアクセスの改善 |
| | | • 流域の保護 |
| | 【社会的保護】 | • 社会的弱者への多様な保護策の推進 |
| | 【ジェンダー】 | • 女性に対する保護策の推進 |
| | 【雇用の創出】 | • 労働市場政策及び組織改革の強化 |
| | | • 技能開発、研修基金及び公社の設立 |
| 1 | | |

出典: Poverty Reduction Strategy 2008-2012

上記の重点分野の目標を達成するための重要な前提条件として、以下の事項を位置づけており、「良好な行政の推進」が含まれている。

• 若者の雇用の推進

- 平和、安全及び良好な行政の推進
- マクロ経済の安定化
- 民間セクターの育成
- 自然資源の効果的な管理

「良好な行政の推進」における重要な活動として以下の事項を示している。

- 分権化政策の修正
- 現行法制度の修正(地方自治法の改訂を意図している。)
- チーフダム政策及びチーフダム法の整備
- 行政機能の開発へ向けた支援
- 国家分権化調整政策の整備
- 分権化プロセスを支援するための基準及びガイドラインの整備
- 計画プロセスへの支援

貧困削減戦略を実施するための必要な資金として1,920百万USDを計上している。MTEFの積算額は1,069百万USDであり、このうちの443百万USDは海外からの資金調達を想定している。さらに、貧困削減戦略の必要資金とMTEFの積算額の差額を埋めるための資金として850百万USDが求められている。

表 3.17 貧困削減戦略の必要予算額と MTEF の予算額 (百万 USD)

| 項目 | PRS 予算額 | MTEF 予算額 | 予算額の差異 |
|-----------------|---------|----------|--------|
| 戦略的重点分野の実施 | 1,343 | 731 | 613 |
| 国レベルの電力システムの強化 | 257 | 96 | 161 |
| 国レベルの交通網の強化 | 440 | 290 | 150 |
| 農水産業の生産性の強化 | 195 | 35 | 160 |
| 持続的な人間開発の推進 | 451 | 253 | 199 |
| 戦略的重点分野の前提条件の整備 | 412 | 275 | 137 |
| 平和、安全及び良好な行政の推進 | 325 | 263 | 62 |
| 民間セクターの育成 | 39 | 4 | 35 |
| マクロ経済の安定化 | 5 | - | 5 |
| 自然資源の効果的な管理 | 43 | 8 | 35 |
| 能力強化及びモニタリング・評価 | 164 | 63 | 101 |
| 合計 | 1,920 | 1,069 | 850 |

出典: Poverty Reduction Strategy 2008-2012

3-7-2 3ヵ年開発計画及び1年開発計画(カンビア県)

カンビア県の3ヵ年開発計画は2005年~2007年版が策定されて以来、改訂されていない。 次期計画として2009年~2011年の開発計画が策定されたものの、2005年~2007年版の表 紙を入れ替えたのみであり、計画内容は2005年~2007年版を踏襲している。県議会によれ ば、財源不足により計画が実施されていないため、改訂の必要性のないことが理由である。 外部からの支援が無ければ、計画は実施されず、開発計画も改訂されない状況にある。

世銀の支援により MIALGRD に設置された地方分権事務局により 2009 年~2011 年版の策定作業が開始された。カンビア県の担当コーチ(コンサルタント)が空席であったが、2009 年 5 月から担当コーチが毎月 2 週間の割合で現地に駐在し、県議会の能力向上支援を開始することとなった。同年 5 月中の計画策定を目指している。このため、県議会議員、職員及びドナー関係者による開発計画委員会を形成し、各ワードにおけるニーズアセスメントの現地踏査を通じて行う予定である。

既存開発計画では、ワードごとにニーズアセスメントを実施し、開発課題のスコアリングをもとに優先課題の順位付けを行っている。最優先課題は農業であり、フィーダー道路及び教育が続く。技術計画委員会(TPC: Technical Planning Committee)が優先順位のとりまとめを行い、NaCSA及び UNDP などがファシリテーターを務めた。PRA 手法を採用しており、TPCには UNDP、NaCSA、開発計画委員会(DPC: Development Planning Committee)、関連省庁の県事務所(保健、農業、教育、青年・スポーツ振興、SLRA)などが参加した。2005年2月に8日間にわたって20のワードのアセスメントが実施されている。

表 3.18 カンビア県 3 ヵ年開発計画(2008~2010年)における優先課題

| 開発課題 | 合計スコア | 優先順位 |
|--------------|-------|------|
| AGRICULTURE | 1,083 | 1 |
| FEEDER ROADS | 1,071 | 2 |
| EDUCATION | 1,026 | 3 |
| H/CENTER | 945 | 4 |
| WATER WELLS | 745 | 5 |
| MARKET | 581 | 6 |

| 開発課題 | 合計スコア | 優先順位 |
|--------------------|-------|------|
| TOILET | 340 | 9 |
| SKILLS TRN. CENTER | 87 | 10 |
| LORRY PARK | 54 | 11 |
| LAND PHONE | 37 | 12 |
| COURT BARRIE | 31 | 13 |
| JETTY | 28 | 14 |

| MICRO FINANCE | 517 | 7 | BANK | 27 | 15 |
|------------------|-----|---|-------------|----|----|
| COMMUNITY CENTER | 484 | 8 | CLOCK TOWER | 17 | 16 |

出典:カンビア県3ヵ年開発計画(2008~2010年)

既存開発計画では各セクターにおけるゴール(Goal)及び目標(Objective)を設定している。優先順位の高い農業では、「農業生産性の向上」をゴールとして、①食糧及び商品作物の生産量を 2010 年までに 25%の向上を図り、②農作物の生産量を 2010 年までに 30%増加させることを目標としている。道路については、「県内のアクセスの改善」をゴールとし、①主要な市場と農業生産地とのフィーダー道路の改善、②360km のフィーダー道路を 2010年までに建設、③2010年までにフィーダー道路の 80km の改修、③雨水排水の 30%の改善、④30ヶ所の橋梁の建設、⑤5ヶ所の橋梁の改修などを目標としている。

表 3.19 カンビア県 3 ヵ年開発計画 (2008~2010年) のセクター別開発目標

| カカカ. | ゴール | 日抽 |
|----------|---------------------------------|---|
| セクター | · · | 目標 |
| 農業 | 農業生産性及び生産量の向上 | • 食糧及び商品作物の生産量の 25%の向上 (25%の) 1 (25%の) 1 (25%の) 1 (25%の) 2 (25% 0) 2 |
| | | • 収穫後における食糧及び商品作物の損失の15%の改善 |
| N/s m fm | | • 農業生産量の 30%の向上 |
| 道路 | ● 県内のアクセスの向上 | • 主要な市場と農業生産地とのフィーダー道路の改善 |
| | | • 360km のフィーダー道路の整備 |
| | | • 80km のフィーダー道路の改修 |
| | | • 雨水排水の 30%の改善 |
| | | • 30 ヶ所の橋梁の改修 |
| | | ◆ 5 ヶ所の橋梁の改修 |
| 市場 | • 県内及び県外での交易の推進 | • 7 つのチーフダムに各々1ヶ所の市場の建設 |
| | | • 3 つの市場の再建 |
| | ● 職業訓練所及びコミュニティ | 各チーフダムに1ヶ所の職業訓練所の建設(2010年) |
| | 企業ワークショップの開設 | 6つのコミュニティセンターの建設 |
| 教育 | ● 教育の品質の強化 | • 良好な基礎教育へのアクセスの向上 |
| | | • 教育の品質の改善 |
| | | ● 中途退学者の割合を 30%削減 |
| | | ● 15 ヶ所の小学校の建設 |
| | | • 9ヶ所の中学校の建設 |
| | | • 10ヶ所の小学校及び12ヶ所の中学校の改修 |
| 保健 | ● 保健サービスの改善 | • 保健サービスへのアクセスの改善 |
| | | • 保健サービスの品質の改善 |
| | | • 9 ヶ所の PHU 及び職員住宅の建設 |
| | | ● 看護婦を 65 名から 200 名へ増員 |
| | | 薬剤師を6名から30名へ増員 |
| | | ● TBA を 12 名から 26 名へ増員 |
| | | ● 基礎的薬剤及び機材を 10 ヶ所の PHU、BMCHP 及び病院へ |
| | | 提供 |
| 給水・衛 | • 飲料水及び衛生の改善 | • 8 ヶ所の大きなコミュニティにおいて給水システムへのアク |
| 生 | | セス改善 |
| | | 4つのチーフダムにおいて給水管網の整備 |
| | | • 14ヶ所の困窮したワードにおいて150個の手押し式ポンプの |
| | | 整備 |
| | | • 150ヶ所の井戸における塩素消毒の導入 |
| | | ● 20 ヶ所のワードにおける 150 ヶ所の VIP ラトリンの整備 |
| | | ◆ 200 ヶ所の井戸の改修 |
| マイクロ | | • 7 つのチーフダムにおいてマイクロファイナンスの関連施設 |

| ファイナ | の整備 |
|------|--------------------------------|
| ンス | • 18 のワードにおけるグループの形成 |
| | ● 返済率の 10%の向上 |
| 銀行業 | • 1ヶ所のルーラルコミュニティ銀行の建設 |
| | • 25 の農民組合若しくはグループへの貸付のアクセス性の改 |
| | 善 |
| | • 女性グループへの貸付のアクセスの改善 |

出典:カンビア県3ヵ年開発計画(2008~2010年)

上述の開発計画を実施するための予算額として 3 ヵ年 (2008 年~2010 年) の合計として、約 50,000 百万 SLL を計上している。同 3 ヵ年に関わる期間を対象として、中期支出計画 (MTEF: $2006\sim2008$ 年) 及び 3 ヵ年の予算書 (MBD: Main Budget Document $2009\sim2011$) が作成されている。MTEF の予算総額は約 4,600 百万 SLL であり、MBD の予算総額は 13,221 百万 SLL である。

第 3-8 節に示すとおり、カンビア県における 2008 年度の歳入は 3,154 百万 SLL である。このうち、開発資金である LGDG の中央政府からの拠出額 (実績) は 257 百万 SLL である。中期予算書である MBD は実際の歳入額と類似しているが、3 ヵ年開発計画及び中期支出計画は LGDG の実績額を大幅に超過している。現在の県議会の財務状況を考慮した場合、実施することが困難な計画内容である。

表 3.20 カンビア県 3 ヵ年開発計画 (2008~2010年) における予算額 (百万 SLL)

| セクター | 2008 | 2009 | 2010 | 合計 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 農業 | 4,309 | 2,342 | 3,853 | 10,504 |
| インフラ | 5,760 | 3,083 | 3,246 | 12,089 |
| 教育 | 3,920 | 4,620 | 3,225 | 11,765 |
| 保健 | 2,108 | 2,267 | 1,870 | 6,245 |
| 給水及び衛生 | 1,805 | 1,445 | 1,275 | 4,525 |
| マイクロファイナンス | 550 | 250 | 200 | 1,000 |
| 電力 | 750 | 1,500 | 0 | 2,250 |
| 銀行業 | 0 | 750 | 0 | 750 |
| 行政 | 286 | 640 | 60 | 986 |
| 合計 | 19,488 | 16,897 | 13,729 | 50,114 |

出典:カンビア県3ヵ年開発計画(2008~2010年)

表 3.21 カンビア県中期支出計画 (MTEF: 2006~2008年) における予算額 (百万 SLL)

| セクター | 2006 | 2007 | 2008 | 合計 |
|---------|------|------|------|-------|
| 教育 | 628 | 628 | 628 | 1,883 |
| 保健 | 460 | 460 | 460 | 1,381 |
| 行政 | 138 | 138 | 138 | 414 |
| | 22 | 22 | 22 | 65 |
| 道路改修 | 300 | 0 | 0 | 300 |

| 社会インフラ | 349 | 0 | 0 | 349 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 動物の保健 | 22 | 23 | 25 | 70 |
| サービスの拡張 | 40 | 48 | 57 | 145 |
| 合計 | 1,958 | 1,318 | 1,329 | 4,606 |

出典:カンビア県 MTEF (2008~2010年)

表 3.22 カンビア県中期予算書 (MBD: 2009~2011年) における歳出入額(百万 SLL)

| 項目 | | 2009 | 2010 | 2011 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 自己収入 | 289 | 318 | 350 |
| | 行政補助金 | 304 | 335 | 368 |
| | DFG | 3,211 | 3,533 | 3,886 |
| | LGDG | 628 | 0 | 0 |
| | 合計 | 4,432 | 4,185 | 4,604 |
| 歳出 | | 3,165 | 3,486 | 3,834 |

出典: Main Budget Document 2009

MBD では県議会の注力した事業ならびに 2009 年度における優先プロジェクトを下表のとおり示している。

表 3.23 カンビア県中期予算書 (MBD: 2009~2011年) における実施案件及び優先案件

| 項目 | 2007 年度の実施案件 | 2009 年度の優先案件 |
|-----------|---------------------------------|-------------------------------|
| 案件の 内容 | ● 給水施設の整備(Tonko Limba チーフダムの | ● フィーダー道路の改修 |
| 1.174 | Madina) | • 穀物倉庫及び乾燥用建物 |
| | • 市場の建設 (Bramaia チーフダムの Kukuna) | • カシューナッツ、カッサバ及び落花生の耕作 |
| | • 職業訓練所の実施(Mambolo チーフダムの | ● 廃棄物の処理場所の整備 |
| | Malambay) | ● 廃棄物用の清掃機材の調達 |
| | • 県議会における専門職員の雇用 | ● 新規井戸の整備 |
| | • その他:稲耕作の強化、道路の改修など | • 既存井戸の塩素消毒の実施 |
| | | ● 多目的リソースセンターの整備 |
| | | ● 稲作用地の整備 |
| | | ● 職員の雇用 |
| | | ● ゲストハウスの整備 (Gbalamuya) |
| | | ● 国境都市の整備(Gbinle Dixon チーフダム) |

出典: Main Budget Document 2009

3-7-3 3ヵ年開発計画及び1年開発計画(ポートロコ県)

ポートロコ県において、3ヵ年開発計画の2005年~2007年版が策定され、次期計画として2008年~2010年の開発計画が策定された。計画内容は改訂されている。また、ポートロコ県における地方分権化事務局による支援として、担当コーチが2009年に限り1年間常駐する予定である。世銀担当者によれば、コーチの予算として同年12月まで確保されているようである。2009年~2011年版開発計画におけるゴール及びビジョンについて下表に示す。

表 3.24 ポートロコ県 3 ヵ年開発計画 (2008~2010年) のゴール及びビジョン

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| ゴール (Sectral Goals) | • 中央政府からの補助金への依存を軽減し、自己収入を向上するための県議会の |
| (Sectial Goals) | 強化 |
| | • フィーダー道路の改善 |
| | • 民主的行政の推進 |
| | • 安全な給水源へのアクセスの改善 |
| | • 食糧自給の向上へ向けた農業の多角化及び拡張 |
| | • 保健サービスの品質及び支払額の改善 |
| | • 教育の品質の向上による非識字率の改善(特に女子) |
| | • 環境的かつ水衛生の改善 |
| | • 自然資源及び海洋資源の活用 |
| | • 青年の雇用機会の増進 |
| | • 人権に関わる教育及び児童保護の強化 |
| | • 良好な行政へ向けた能力強化 |
| | • 参加式地方行政の推進 |
| | • 資源の公正な分配 |
| | • 高等教育の推進 |
| | • 技能開発及び職業訓練所の開発 |
| | • 中短期を対象とした資金調達機関の創設 |
| ビジョン及び目的 (Vision/Objectives) | • アクセス及び支払可能なサービスの提供へ向けた県議会の改革 |
| (Vision/Objectives) | • 能力強化を通じたコミュニティの強化 |
| | • 決定及び開発プロジェクトにおけるコミュニティの参加の強化 |
| | • 収入の改善 |
| | • ポートロコの社会経済及び福祉の改善 |
| | • 民間主導の経済活動及び知的労働力の形成へ向けた資源開発(人的及び物的の |
| | 双方)の強化 |
| | • コミュニティ主導によるプロジェクトへ向けたコミュニティの能力強化 |
| | • 透明性のある県議会の確立 |
| | • 民主的かつ良好な行政の推進 |

出典:ポートロコ県3ヵ年開発計画(2008~2010年)

開発計画における最優先セクターは、フィーダー道路の改修を中心とした県内のアクセス性の改善へ向けた社会インフラである。第2優先セクターは農業を中心とした生産セクターであり、保健、教育及び衛生を含む社会セクターが続く。行政に関する改善は第4位に位置付けられている。各優先セクターの開発目標を下表に示す。

表 3.25 ポートロコ県の開発計画における優先セクター別の開発目標

| セクター | <u>т газ</u> | 開発目標 |
|-------------------|-------------------|----------------------------------|
| 第1優先セクター: | <u></u> 社会インフラ | MANG CL MV |
| 【道路・交通】 | 【ゴール】 | • 地方部における主要インフラ(フィーダー道路、橋梁、カルバート |
| 【シェルター】 【公共施設】 | | など)の建設及び改修を通じた陸上・水上交通網の整備 |
| 【電力・エネルギー】 | 【目標】 | • 既存フィーダー道路及び水上交通の改善 |
| 1 | | • アクセスの改善による社会経済的成長の推進 |
| | | • 公共施設へのアクセスの改善 |
| | | • 公共施設及びシェルターへの投資 |
| | | • 電力へのアクセス及び支払い可能なシステムの整備 |
| 第2優先セクター: | | |
| 【農林業】 | 【ゴール】 | • 食糧自給及び耕作地の改善 |
| | | • 県全域における開発及び植林の推進 |
| | 【目標】 | • 食糧自給及び地方部の貧困層の生活レベルの改善 |
| | | • 環境破壊の軽減による環境保護の推進 |
| | | • 食肉の調達の改善 |
| | | • 農民の食糧自給へ向けた能力強化 |
| 【水産業】 | 【目標】 | • 養魚池及び内陸の池の整備 |
| | | • 小規模カヌー及び漁業用の道具のライセンスに関する効率的なシ |
| | | ステムの整備 |
| | | • 海洋資源の適切な管理及び保護 |
| 【貿易・ マイクロファイナ | 【ゴール】 | • 公共投資へ向けた環境整備 |
| ンス】 | | • 県民の生計の改善 |
| | 【目標】 | • 青年層への雇用機会の創出 |
| | | • 所得向上へ向けたマイクロファイナンスの推進 |
| | | 民間投資の推進 |
| 【観光・雇用創出】 | 【目標】 | • 所得向上(外国為替)へ向けた観光資源の創出 |
| | | • 美的な生活環境の創出 |
| | | 歴史資産の保全 |
| 【土地・環境】 | 【目標】 | • 政府用地の長期的な浸食の規制 |
| | | • 政府用地及びその他の土地所有者に関するデータ整備 |
| | | ● 環境破壊の防止 |
| | 1 | |

| | | • 将来の開発へ向けた土地の保全に関するチーフダム条例を整備し、 |
|-----------|-----------|--|
| | | チーフダム議会との連携の推進 |
| 【鉱物】 | | |
| 第3優先セクター: | | |
| 【保健】 | 【目標】 | • 病院及び PHU の職員の在籍率の改善 |
| | | • 保健サービスの改善 |
| | | • 栄養摂取に関する改善 |
| | | • 出生及び死亡に関する登録の強化 |
| | | • 保健に関するコミュニティの参加の強化 |
| 【給水・衛生】 | 【目標】 | • 給水・衛生状況の改善 |
| | | 給水・衛生におけるヘルスケア・スタッフの訓練 |
| 【教育・人的開発】 | 【目標】 | • 全児童に対する義務教育の推進 (特に女子) |
| | | • 基礎教育における教育方法の質の改善 |
| | | • 技能修得及び識字率の改善 |
| | | • 実習生及びインターンシップ制度などの強化 |
| | | • コミュニティスクールの教師の専門的能力における強化 |
| 【疾病に関する研 | 【目標】 | • 感染症のデータベースの構築 (種類及び有病率など) |
| 究、管理及び予防】 | | • 疾病予防及び管理に関する情報、教育及びコミュニケーションの強 |
| | | 化 |
| | | • 流行病学に関わる研究の推進 |
| 【青年開発・スポー | 【目標】 | • 技能を有する青年の雇用の確保 |
| ツ振興】 | | • 開発へ向けた青年の貢献と能力強化 |
| | | • チーフダム青年議会の創設 |
| 【社会福祉、ジェン | 【目標】 | • 弱者(老年者及び身体障害者)のニーズ及び権利の推進 |
| ダー及び児童関連】 | | • 身体障害者の社会開発への参加の推進 |
| 【ジェンダー】 | 【目標】 | • 男女平等の推進 |
| | | • 家族へのサービスの提供 |
| | | • リーダーシップ及び管理における女性の参画の強化 |
| | | ● 性別格差の認識の強化 |
| | | • 男女による共生への認識の強化 |
| 【児童関連】 | 【目標】 | • 児童のニーズ及び権利の推進 |
| | | ● 児童虐待の防止 |
| 第4優先セクター: | 良好な行政 | 1 |

出典:ポートロコ県3ヵ年開発計画 (2008~2010年)

優先セクターにて上位に位置づけられた社会インフラにおいて、優先プロジェクトとして示されているのは、ゲストハウス、橋梁、カルバート及び雨水排水路の整備である。各セクターの優先プロジェクトと各プロジェクトの優先レベルを下表に示す。

表 3.26 ポートロコ県の開発計画の優先プロジェクト

| No. | セクター | 優先的活動 | 位置 | 優先 レベル |
|-----|---------|-------------------------------|------------------------------|---------------|
| 1. | インフラ・道路 | ゲストハウス及び会議場の建設 | ポートロコタウン | 高 |
| | | 7世界1 と長辺サットリット 1 の14世 | (Maforki チーフダム) | - |
| | | 破損した橋梁及びカルバートの改修 | 11 チーフダム | 高 |
| | | 荒廃した雨水排水路の改修 | 11 チーフダム | 高 |
| | | フィーダー道路の建設及び改修 | 優先地区 | 中 |
| | | 安全器具の整備及び研修などによる海上交通の改善 | 優先地区 | 高 |
| | | 市場及び工業センターの建設及び改修 | 優先地区 | 中 |
| | | 図書館の建設及び改修 | 優先地区 | 中 |
| | | トラック駐車場、倉庫及び船着き場の改修 | Riverine 地区 | 中 |
| | | 現地運送会社及び道路使用者の能力強化 | 11 チーフダム | 中 |
| 2. | 生産 | 漁船の建設 | Kaffu Bullom 及び | 高 |
| | (農林水産業) | ネリカ米及び CCA 米の栽培 | Lokomasama チーフダム 優先チーフダム. | 高 |
| | | コミュニティ植林プロジェクト | 優先チーフダム. | 高 |
| | | コミューティ個体/フロジェクト | 547 - | |
| 3. | 41. A | | 優先チーフダム | 中高 |
| 3. | 社会 | 給水管網の改修 エポット・パン・プロサイボ | 優先チーフダム | |
| | (給水・衛生) | 手押し式ポンプの整備 | 全チーフダム | 高 |
| | | 給水施設の塩素消毒の整備 | 全チーフダム | 高 |
| | | 給水・衛生教育 | 全チーフダム | 中 |
| | | VIPラトリンの建設 | 全チーフダム | 高 |
| | | 廃棄物処理及び管理プロジェクト | 優先チーフダム | 中 |
| | | 当該セクター要員の能力強化 | 優先チーフダム | 中 |
| 4. | 保健 | MCHP、CHC 及び PHU の改修及び薬剤・機材の供与 | 全チーフダム | 高 |
| | | MCHP、CHC 及び PHU の建設及び薬剤・機材の供与 | 優先チーフダム. | 高 |
| | | 人材育成 | 優先チーフダム | 高 |
| | | 保健・リプロダクティブに関する教育 | 優先チーフダム | 高 |
| | | 医学生・看護師訓練センターの建設 | 優先チーフダム | 中 |
| | | 栄養教育の実施 | 優先チーフダム | 低 |
| 5. | 行政 | 議会職員の訓練及び事務機器の調達 | Maforki チーフダム | 高 |
| | | 県議会及びチーフダム議会の能力強化 | 全チーフダム | 高 |
| | | コミュニティの納税及び管理に関する啓蒙 | 全チーフダム | 高 |
| | | 住宅登録の実施 | 優先地区 | |

出典:ポートロコ県3ヵ年開発計画(2008~2010年)

開発計画とは別途に中期支出計画(MTEF: $2008\sim2010$ 年)が策定されている。各年度の予算額額は一般業務及び開発を含めて約6,000百万 $\sim6,600$ 百万 $\rm SLL$ である。ポートロコ県の2008年度の歳入額(実績)は3,991百万 $\rm SLL$ であり、実際の資金を超過した内容となっている。

表 3.27 ポートロコ県の中期支出計画 (MTEF: 2008~2010年) における予算額 (百万 SLL)

| 項目 | | 2008 | 2009 | 2010 | |
|----|------|------|------|------|--|
| 歳入 | 自己収入 | 225 | 236 | 248 | |

| | 行政補助金 | 289 | 303 | 318 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| | DFG | 4,671 | 4,904 | 5,149 |
| | LGDG | 810 | 850 | 893 |
| | 合計 | 5,994 | 6,294 | 6,608 |
| 歳出 | | 5,985 | 6,284 | 6,598 |

出典:ポートロコ県 MTEF (2008~2010年)

なお、ポートロコ県では短期計画 (Action Plan: Improvement of Access to Safe Drinking Water as a Means to Reduce Incidence of Diarrhoel Disease in Vulnerable Communities in the Distirct) として、給水のアクセスの改善へ向けた方針が 2009 年に策定された。安全な飲料水の整備の必要性を示したものであり、数値及び具体的な整備計画は示されていない。

3-7-4 セクター開発計画

主要なセクターにおける関係機関の構成を以下に示す。出先機関として県事務所を開設している省が存在する。県議会にとり、県事務所は専門的な見地からのインプットの役割を期待されている。セクター会議が不定期に随時行われている。メンバーは県議会、県事務所、各セクター別に有識者、ドナー関係者などである。

- a) 農業セクター: 農業・森林・安全省 (MOAFFS: Ministry of Agriculture and Food Security) の管轄である。出先機関として県事務所が設置されている。
- b) 交通セクター:公共事業・住宅・インフラ省 (MOWHI: Ministry of Works, Housing, and Infrastructure) の管轄である。ただし、道路の整備及び維持管理に関する権限はシエラレオネ道路公社 (SLRA: Sierra Leone Road Authority) へ移管されている。SLRA の出先機関として、県事務所が開設されている。道路以外の分野においても専任の公社が以下のとおり設立されており、MOWHI は主に方針の策定ならびに政府系建物の整備、開発許認可の発行などを担当している。
 - バスなどの公共交通の運営はシエラレオネ道路交通公社 (Sierra Leone Road Transport 公社) が所管している。
 - 海路については、シエラレオネ海事局(Sierra Leone Maritime Administration)による管理のもと、シエラレオネ港湾公社(Sierra Leone Ports Authority)が運営を行っている。
 - 空路については、航空局 (Civil Aviation Department) による管理のもと、 シエラレオネ空港公社 (Sierra Leone Airports Authority) が所管している。
- c) 保健・衛生セクター:保健・衛生省 (MOHS: Ministry of Health and Sanitation) が管轄 しており、県事務所が設立されている。
- d) 給水セクター:エネルギー・電力省 (MOEP: Ministry of Energy and Power) の傘下であるシエラレオネ給水公社 (SLWC: Sierra Leone Water Company) が整備及び維持管理を行っている。州都に事務所が開設されている。

e) 教育セクター: 教育・青年・スポーツ省 (MOEYS: Ministry of Education, Youth and Sport) が管轄し、県事務所が設立されている。

(1)農業セクター:農業・森林・食糧安全省(MOAFFS: Ministry of Agriculture, Forestry and Food Security)

国際連合食糧農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)による支援のもと、国家持続的農業開発計画(NSADP: National Sustainable Agriculture Development Plan)が策定中である。FAOによる支援期間は2008年~2010年であり、予算額は455,000USDである。また、MOAFS大臣の方針により、稲作に特化した国家稲作開発戦略(NRDS: National Rice Development Strategy)が2009年に策定された。NRDSは稲の増産へ向けたビジョン及び活動内容を示している。一方、地域レベルでの具体的な計画は示されていない。

カンビア県及びポートロコ県を含む北部州において、中央省庁の州事務所は州都であるマケニ市に立地している。ただし、農業を含む主要なセクターについては、県事務所を設立している。MOAFFS-カンビア県事務所では、農業セクターにおける中期支出計画案(MTEF)及び単年度の予算書案を作成している。同事務所内にて中期及び単年度における活動内容を定め、両予算案を県議会へ提出している。県議会にて各セクターの担当機関との協議を行ったうえ、県議会から財務省へ両予算案が提出される(基本的な予算措置の流れについては、第3-8節を参照)。農業セクターにおける県を対象とした物理的な計画(数量及び位置などを定めた計画)は策定されていない。

(2) 道路セクター:シエラレオネ道路公社 (Sierra Leone Road Authority)

公共事業・住宅・インフラ省(MOWHI: Ministry of Works, Housing and Infrastructure)の公共事業局(DOW: Department of Works)が道路の整備及び維持管理を所管していたが、1992年にシエラレオネ道路公社法 (SLRA Act) が制定され、右記業務の専任機関として1993年に SLRA が設立された。

道路は幹線道路(Class A)、補助幹線道路(Class B)、フィーダー道路(Class F)及び域 内道路(Local Road)から成る4つの階層に区分されている。基本的にSLRAがClass F以 上の道路の整備を担当し、Class F以下の道路の維持管理及びLocal Roadの整備は県議会が 担当する方針である。

- Class A: ①首都フリータウン、3 つの州都(マケニ、ボ、ケネマ)及び県都を 結ぶ幹線道路ならびに②国際幹線道路(総延長 2,140km)
- Class B: ①県都を結ぶ補助幹線道路ならびに②地域幹線道路、③Class A 道路と主要都市を結ぶ補助幹線道路(総延長 1,904km)
- Class F: 複数の村及びタウンと Class A 道路もしくは Class B 道路を結ぶフィーダー道路(総延長 4,152km)
- Local Road: 地方道路、小道及び都市内道路(総延長 3,104km)

道路開発計画が幹線道路及びフィーダー道路に策定されているが、SLRA の承諾を得られなかったため、計画内容は開示されなかった。現在の道路に関する取り組みは既存道路の

改修を重視しているが、将来的には Class A 及び Class B の道路については舗装化する意向である。

カンビア県及びポートロコ県において詳細な道路分布図は策定されておらず、開発計画 も作成されていない。ポートロコ県については道路台帳及び改善を要する道路リストは作 成されている。ただし、道路の区間が示されたものであり、延長及び位置については不明 である。両県の改修を想定している道路区間を下表に示す。

表 3.28 カンビア県及びポートロコ県における道路改修の候補区間

| 県 | カンビア県 | ポート | 口コ県 |
|----|----------------------------------|-----------------------------|---|
| 対象 | Kambia~Kamakwle | 【Buya Romende チーフダム】 | F 7K |
| 区間 | Madina~Kukuna~Konta | • Feredugu~Roktonlon | Robumba∼Kamasondo |
| | • Fanta~Madenmbe | ■ Gbomsamba∼Worreh Mapothe | Kamasondo ~ Magbafeith |
| | Magbema チーフダムの | • Feredugu~Kamasondo | - Kamasondo Wagoarenn |
| | | [Sandamagbolontor] | |
| | Masene 近辺の約 10km | • Mabanta~Kanteya | Gbaneh Loko Jct.∼Rogbeneh |
| | ◆ Old Custom Jct.~Fordia | • Sendugu~Magbolonthon | • Woreh Lol Jct.~Mathen |
| | | ■ Manais Jct. ~ Manais Town | Worth Eor Set. Wathen |
| | | [Masimera] | |
| | | Mathoirr~Masimra | ■ Kontha Line∼Masimra |
| | | Masafie Jct. ~ Mathoirr | • Masimra~Lunsar |
| | | Masafie Jct.∼Rokel | Kontha Line ~ Mabondorukor |

出典:カンビア県はSLRA-カンビア県事務所からの聞き取り。

出典:ポートロコ県はSLRA-ポートロコ県事務所の道路改修リストからの抜粋。

(3) 保健・衛生セクター:保健・衛生省(MOHS:Ministry of Health and Sanitation)

従来、マラリア及び HIV などの特定の疾病に対する戦略計画(Strategic Plan)が存在したが、全体を統括した国レベルの戦略が必要との認識に至り、国家保健セクター戦略計画(National Health Sector Strategic Plan)が 2008 年に策定された。同戦略計画の計画機関は将来的には 10 ヵ年を目指しているが、最初の計画であることと今後の改訂が必要であることの認識から $3\sim5$ ヵ年の中期的な計画として策定された。

戦略計画はビジョンを示したものであり、同計画を実施するために、各県において総合 県保健計画 (Comprehensive District Health Plan) を策定した。県計画は実施計画を意 図したものであり、単年度計画として 2008 年に作成した。保健・衛生省の県事務所による イニシアティブのもと、県議会、NGO 及び関係機関などのステークホルダーによる協議のも と、県計画は策定された。

(4)給水セクター:シエラレオネ給水公社(SLWC:Sierra Leone Water Company)

エネルギー・電力省 (Ministry of Energy and Power) の傘下である SLWC が国内の給水 事業を所管している。水セクター政策 (Water Sector Policy) が 2008 年に議会の承認を 経て策定されたが、給水に関する全国及び地域レベルのマスタープランは作成されていない。従来の水セクター政策(2005 年版)は住民参加の概念が不足していたため、同政策の改訂において盛り込まれた。

給水に関するマスタープランが存在しないため、重点地域を定めて計画的に整備していく状況には至っていない。SLWC としてはマスタープランの必要性を認識している。現状としては、給水に関する十分な資金が確保されていないため、資金は既存施設の維持管理を最優先として使用されており、新規開発はドナーなどによる外部資金に依存している。通常、ドナーは対象地域を選定したうえ、シエラレオネ側との協議を進めるため、シエラレオネ側はドナー側の提案に準じている状況である。ドナーが対象地域を特定していない場合には、県議会に対して対象地域を特定化するよう打診しており、中央側にて判断していることはない。

SLWC の地域事務所は 3 つの州都(Makeni、Bo、Kenema)に設立されており、県議会を含む関係者会議を月 1 回の頻度にて開催し、現在の問題点などの協議を行っている。地域事務所の職員数は 30 名程度であり、全国の給水施設を管理するには人員が不足している。資金面も不十分であることから、給水施設をコミュニティに譲渡とし、給水施設の維持管理をコミュニティに委ねている。

衛生の観点から、給水、汚水処理及び衛生教育の 3 つの活動を連携して実施する必要があるが、汚水処理及び衛生教育は MOHS の管轄となっている。世銀による給水と汚水処理を含めた案件では、SLWC が受入機関となるなど、工夫しているような状況である。

(5) 教育セクター:教育・青年・スポーツ省(MOEYS: Ministry of Education, Youth and Sport)

国レベルのアセスメント調査 (Country Assessment Survey) を不定期に行っている。同調査の結果をもとに、国内の教育に関する問題点を把握している。教育セクター政策 (Education Sector Policy) を策定しており、同政策には Way forward for Education Sector が含まれている。

(6) 地域開発計画に関する考察

1) 優先セクターについて

両県において道路及び農業が優先セクターとして上位に位置づけられている。県都及び市場からのアクセス性を向上させ、各ワードの農業を含めた開発ポテンシャルを高めるうえで、道路の改修は本プロジェクトの事業として可能性を有している。同事業の構成として、道路の改修を含めた次の3種類が想定される:①フィーダー道路の改修、②フィーダー道路とカルバート工の改修、③農業系拠点施設とフィーダー道路の改修。なお、カルバート工に特化した事業を考慮する場合には、施工場所が県内に分散し、各施工場所へのアクセス性が確保されない可能性のあることから、留意する必要がある。

なお、地方分権事務局によりカンビア県のワード委員会を対象として 2009 年 5 月に開催 されたワークショップでは、最優先セクターとして給水が位置づけられ、道路及び農業は 第2位及び第3位とされた。他方、詳細計画策定調査において県議会を対象としたワークショップでは既存開発計画と同様に道路、農業、教育及び保健などが優先セクターとして位置づけられている。住民レベル(ワード委員会)と県議会において給水に関する位置付けが異なっている。地方分権局によるワークショップは5日間に25のワードを対象として実施されており、短期間に十分に住民の意見を取り込めているか留意する必要がある。

2) 既存情報について

既存の開発計画(2008~2010年)は、基本的に前期(2005~2007年)に使用された 2004年時点のデータをもとに作成されている。人口統計については 2008年に実施された地方選挙をもとに参照することが可能である。各セクターの担当機関が基礎情報を所持している可能性は残されるものの、計画策定に必要な項目及び適切な時期に作成されていない可能性を有する。特に既存施設の分布を示した地図が整備されていないものと推察される。SLRA-ポートロコ県事務所の所持している地図は既存道路を網羅しておらず、本節(4)項に示した改修を要する道路の延長及び位置について整理されていない。本プロジェクトにおいては、計画策定の基礎となる統計及び地図情報の作成について留意する必要がある。地図情報の作成については、国土地理院より地形図(10万分の1)が発行されている。ただし、①カンビア県については品切れとなっている地区が存在し、②ワード委員会及び関係機関によりリソース・マップを作成した場合に位置関係が不明確な地図の作成される可能性のあることから、衛生画像の使用についても考慮することが望ましい。

3) 開発計画の予算額について

両県議会にて策定されている開発計画及び中期支出計画の必要額は、2008 年度における補助金を含めた歳入(実績)を超過している。両計画書は、①予算確保の観点から実績額以上の金額を計上する傾向にあること、②各セクターの担当機関からの希望額を十分に調整せずに取りまとめている傾向にあることなどが推察される。本プロジェクトでは計画の実現へ向けて、身の丈に合った計画書の策定が望ましい。

4) 開発計画の策定プロセスについて

県開発計画は各セクターを包括した計画として、各関係機関との調整が求められる。現在の短期開発計画及び中期支出計画は、住民及び各担当機関からの要望をとりまとめたものであり、実現性、具体性及び透明性において改善が求められる。したがって、現状における整備状況及び将来の整備目標などを客観的に示したうえ、計画を策定することが望ましい。

本プロジェクトでは各セクターにおける現状分析を数値に基づいて課題を抽出するとともに、現状分析に基づいた目標整備水準の設定が望ましい。第 2)項にて示した現況に関する統計及び地図情報を踏まえた現状分析を行う。さらに、目標整備水準の達成へ向けた優先プロジェクトの選定においては、裨益人口及び経済効果などの数値に基づいた検討を行う。開発計画の策定プロセスに関する概要を以下に列記する。下記の a)~c)については、

各セクターにおけるワークショップを開催するとともに、d)~e)においては全セクターによるワークショップの開催が想定される。

- a) 各セクターにおける現状分析及び課題の抽出
- b) 各セクターにおける目標整備水準の設定
- c) 各セクターにおける目標整備水準を達成するための短期整備水準の設定
- d) 短期整備水準へ向けた整備計画の立案
- e) 優先プロジェクトの選定(概算事業コスト、裨益人口及び経済効果などの検討)

3-8 地域開発に係る予算執行状況

3-8-1 地域開発に係る予算制度

中央政府から地方議会へ交付されている補助金として、行政補助金 (Administrative Grant)、権限移譲補助金 (DFG: Devolved Functions Grant) 及び地方開発補助金 (LGDG: Local Government Development Grant) の3種類が存在する。

行政補助金は、地方議会の行政活動及び管理業務を行うための資金を意図しており、議員の手当に加えて、地方議会の主要な人員の給与も含まれている。2009 年度からワード委員会に対する補助金が計上されるようになった。DFG は関連省庁から地方へ移譲された役割を果たすことを趣旨とし、最低限の運営及び維持管理を行うための資金とされている。DFG は各セクターに対して予算化されており、保健、教育、農業、廃棄物管理、地方給水及びその他(社会福祉、ジェンダー・児童関連、防火、スポーツ振興など)などのセクターが含まれる。県議会の聞き取りによれば、DFG の予算化におけるプロセスは本省主導で行われており、地元のニーズに基づいた計画策定が行われている状況でない。

LGDG は地方議会による開発プロジェクトの資金として交付されている。LGDG は道路特定 財源(Non-discretionary)と地方議会の裁量により使途を決定しえる非特定財源 (Discretionary)の2種類から構成されている。道路特定財源については、県内の対象と する道路の選定は県議会に委ねられている。

DFG 及び LGDF は、世銀、EU 及び DFID による資金援助である MDTF (Multi Donor Trust Fund) を原資としている。EU 及び DFID が財政支援を行い、世銀が運営管理を行っている。世銀による IRCBP プロジェクト (Institutional Reform and Capacity Building Project) において、財務省地方行政財務局 (Local Government Finance Department) を財務支援のユニットとして設置し、県議会の予算管理を行っている。同局によって作成された公式に従って、LGDG の予算額が算出され、MDTF から同局を経由して各県議会に拠出される仕組みである。

シエラレオネ政府は県の開発予算を MDTF に頼らざるを得ない状況であるが、MDTF による 資金援助は 2011 年まで継続することは確定しているものの、2012 年以降についてはワシン トン本部の評価により判断される予定である。2010 年若しくは 2011 年初旬に本部による評 価が行われ、2012 年以降の継続について判断される見込みである。

2009 年度における補助金の予算額及び第一四半期の執行額を下表に示す。補助金の予算 総額は約705億 SLL(約22百万 USD)であり、内訳として行政補助金は約59億 SLL(約2 百万 USD)、DFG は約 576 億 SLL(約 18 百万 USD)である。DFG のうち、教育セクターが最大の予算規模(補助金総額に対して 44%)を有し、保健(22%)及び農業(11%)が続く。シエラレオネの会計年度は 1 月~12 月であるが、第一四半期の拠出時期は 4 月まで大幅に遅れた。執行額は予算額の 10.3%に相当する 73 億 SLL(約 2 百万 USD)に留まっている。

LGFG は 70 億 SLL (約 2 百万 USD) であり、全国の開発プロジェクトを実施するうえで不十分な予算規模である。2009 年度の補助金予算額及び執行額を下表に示す。

表 3.29 2009 年度の補助金予算額及び執行額

| 項目 | | 予算 | 予算額 | | 第一四半期の執行額 | | |
|---------|--------|----------|-------|----------|-----------|------|--|
| | | (百万 SLL) | (%) | (百万 SLL) | (%) | (%) | |
| 行政補助金 | | 5,919 | 8.4 | 543 | 7.5 | 9.2 | |
| | ワード委員会 | | | 238 | | 0.0 | |
| 権限譲 | 保健 | 15,441 | 21.9 | 3,337 | 45.8 | 21.6 | |
| 補 助 | 教育 | 30,851 | 43.8 | 969 | 13.3 | 3.1 | |
| 金 | 農業 | 7,892 | 11.2 | 1,706 | 23.4 | 21.6 | |
| | 廃棄物管理 | 1,587 | 2.3 | 343 | 4.7 | 21.6 | |
| | 地方給水 | 805 | 1.1 | 174 | 2.4 | 21.6 | |
| | その他 | 981 | 1.4 | 211 | 2.9 | 21.5 | |
| | 小計 | 57,557 | 81.7 | 6,740 | 92.5 | 11.7 | |
| 地方開発補助金 | | 7,000 | 9.9 | | 0.0 | 0.0 | |
| 合計 | | 70,476 | 100.0 | 7,283 | 100.0 | 10.3 | |

出典: Summary of Total Grants Allocated to Local Councils for the Financial Year 2009。

出典: First Quarter Allocation to Local Council - 2009。

LGDG の過去 3 年度(2007 年度~2009 年度)における推移を下表に示す。予算額は 2007 年度の 100 億 SLL から 2009 年度の 70 億 SLL へと減少傾向にある。道路特定税源(Non-Discretionary)は、2007 年度及び 2008 年度ともに 30 億 SLL にて推移しているが、非特定財源(Discretionary)については 70 億 SLL から 54 億 SLL へと減少傾向にある。

LGDG の予算額は過去 3 年度において減少傾向であるが、執行額は 2007 年度の 41 億 SLL から 2008 年度の 63 億 SLL へ増加傾向にあり、執行率も同様に 41%から 75%へと改善傾向にある。

表 3.30 LGDG の予算額及び執行額(2007~2009 年度)

| 項目 | | 単位 | 2007 | 2008 | 2009 |
|-----|---------------------------|--------|--------|-------|-------|
| 予算額 | 非特定財源(Discretionary) | 百万 SLL | 7,000 | 5,408 | N/A |
| | 道路特定財源(Non-discretionary) | 百万 SLL | 3,000 | 3,000 | N/A |
| | 合計 | 百万 SLL | 10,000 | 8,408 | 7,000 |
| 執行額 | | 百万 SLL | 4,100 | 6,306 | N/A |
| | 予算額に対する割合 | (%) | 41 | 75 | N/A |

出典: 2007 年度は UNDP 作成の資料より。

出典:2008年度は財務省地方行政財務局作成資料より。

3-8-2 カンビア県及びポートロコ県の財政状況

カンビア県及びポートロコ県の 2008 年度における財務状況について予算額及び実績額を下表に示す。カンビア県の歳入は、実績額(約32億 SLL:約1.0百万 USD)が予算額(約25億 SLL:約0.8百万 USD)を超過している。自己資金において、実績額は予算額を下回ったものの、DFG 及び行政補助金などの補助金の実績額が予算額を上回ったことによるものである。

他方、ポートロコ県においては、予算額(約60億 SLL:約1.9百 USD)及び実績額(約40億 SLL:約1.3百 USD)ともに規模としてはカンビア県を上回っているものの、実績額は予算額を下回っている。

表 3. 31 カンビア県及びポートロコ県の財務状況 (2008 年度)

| 分類 | 項目 | 単位 | カン | ビア | ポート | , |
|----|-----------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 |
| 歳入 | 自己収入 | 百万 SLL | 209.5 | 109.9 | 224.6 | 129.2 |
| | 行政補助金 | 百万 SLL | 159.3 | 351.9 | 288.8 | 384.2 |
| | DFG | 百万 SLL | 1,689.7 | 2,007.2 | 4,670.7 | 3,085.4 |
| | LGDG | 百万 SLL | 400.1 | 356.1 | 809.8 | 392.1 |
| | ドナーによるプロジェクト資金 | 百万 SLL | 0.0 | 329.3 | 0.0 | 0.0 |
| | 合計 | 百万 SLL | 2,458.7 | 3,154.3 | 5,993.9 | 3,991.0 |
| | | (百万 USD) | 0.8 | 1.0 | 1.9 | 1.3 |
| 歳出 | 一般業務 | 百万 SLL | 376.0 | 326.6 | 513.4 | 403.1 |
| | DFG による各セクターの活動 | 百万 SLL | 1,639.9 | 875.2 | 4,670.7 | 2,916.9 |
| | LGDG による開発 | 百万 SLL | 400.1 | 144.4 | 600.0 | 51.2 |
| | ドナーによるプロジェクト実施 | 百万 SLL | 0.0 | 312.2 | 0.0 | 0.0 |
| | 合計 | 百万 SLL | 2,415.9 | 1,658.4 | 5,784.1 | 3,371.2 |
| | | (百万 USD) | 0.8 | 0.5 | 1.8 | 1.1 |
| 差額 | | 百万 SLL | 42.8 | 1,495.9 | 209.8 | 619.8 |
| | | (百万 USD) | 0.0 | 0.5 | 0.1 | 0.2 |

出典: Financial Statement FY2008 (Kanbia District Council) 。

出典: Financial Statement FY2008 (Port Loko District Council)。

注:1USD=3,170SLL、1USD=101.81 円。

カンビア県及びポートロコ県ともに歳入(実績ベース)における自己資金の割合は3%程度と低く、中央政府からの補助金に依存している状況にある。特に、セクター別に供与されるDFGの比率が高く、カンビア県では歳入の64%を占め、ポートロコ県では77%を占めている。

表 3.32 カンビア県及びポートロコ県の資金別歳入 (2008 年度)

| 項目 | 単位 | カンビア | | ポートロコ | |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 |
| 自己収入 | % | 8.5 | 3.5 | 3.7 | 3.2 |
| 行政補助金 | % | 6.5 | 11.2 | 4.8 | 9.6 |
| DFG | % | 68.7 | 63.6 | 77.9 | 77.3 |
| LGDG | % | 16.3 | 11.3 | 13.5 | 9.8 |
| ドナーによるプロジェクト資金 | % | 0.0 | 10.4 | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

出典: Financial Statement FY2008 (Kanbia District Council)。

出典: Financial Statement FY2008 (Port Loko District Council)。

自己資金において、両県ともに税収を予算計上しているが、実際には徴税がなされていない状況にある。チーフダム議会への予算不足から、パラマウントチーフが徴収した地方税はすべてチーフダム議会職員の人件費・間接経費の一部にあてられたためである。両県の自己資金(実績)はそれぞれ 1 億 SLL 超(約 35,000~41,000USD)と非常に限られた状況にあり、市場の場所代などが主な収入源となっている。

表 3.33 カンビア県及びポートロコ県の自己資金の内訳(2008年度)

| 項目 | 単位 | カンビア | | ポートロコ | |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 |
| Taxes | 百万 SLL | 144.0 | 0.0 | 159.3 | 0.0 |
| Property Rate | 百万 SLL | 0.0 | 0.0 | 6.3 | 0.0 |
| Fees & Charges | 百万 SLL | 24.7 | 27.2 | 17.8 | 129.2 |
| Licenses | 百万 SLL | 40.9 | 4.3 | 5.2 | 0.0 |
| Other Income | 百万 SLL | 0.0 | 78.2 | 36.0 | 0.0 |
| SHARP (HIV/AIDS) | 百万 SLL | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | 百万 SLL | 209.5 | 109.9 | 224.6 | 129.2 |

出典:Financial Statement FY2008 (Kanbia District Council) 。 出典:Financial Statement FY2008 (Port Loko District Council) 。

3-8-3 カンビア県及びポートロコ県の補助金の状況

(1)項及び(2)項に示したとおり、両県議会の予算は中央政府からの補助金に依存せざるを得ない状況にある。2009年度における補助金の地方議会別の予算額及び執行額(第一四半期のみ)を下表に示す。人口規模と同様にポートロコ県の予算額は上位(3位)に位置し、カンビア県は中位(10位)に位置している。補助金の最大予算額はフリータウンの約91億SLL(約3百万USD相当)である。

表 3.34 地方議会別の補助金の予算額及び執行額(2009年度)

| 地方議会 | | 予算 | 草額 | | 第一四半期執行額 | | | | |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|------|-------|------|--|
| | 行政 | 権限移譲 | 地方開発 | 合計 | 行政 | ワード | 権限移譲 | 合計 | |
| | | (DFG) | (LGDG) | | | 委員会 | (DFG) | | |
| | (百万 SLL) | (百万 SLL) | (百万 SLL) | (百万 SLL) | (百万 | (百万 | (百万 | (百万 | |
| | | | | | SLL) | SLL) | SLL) | SLL) | |
| Bo District | 358 | 2,599 | 383 | 3,340 | 15 | 20 | 300 | 335 | |
| Bo City | 249 | 2,109 | 339 | 2,696 | 16 | 6 | 195 | 217 | |
| Bombali District | 331 | 3,517 | 377 | 4,225 | 16 | 13 | 352 | 381 | |
| Makeni City | 231 | 981 | 273 | 1,485 | 14 | 7 | 121 | 142 | |
| Bonthe District | 263 | 1,154 | 295 | 1,711 | 13 | 9 | 145 | 167 | |
| Bonthe City | 202 | 728 | 230 | 1,160 | 13 | 6 | 120 | 139 | |
| Freetown City | 433 | 7,906 | 763 | 9,102 | 22 | 16 | 782 | 820 | |
| Kailahun District | 356 | 3,531 | 427 | 4,314 | 16 | 16 | 507 | 540 | |

| Kambia District | 304 | 3,205 | 369 | 3,878 | 16 | 10 | 414 | 440 |
|--------------------------------|-------|--------|-------|--------|-----|-----|-------|-------|
| Kenema District | 433 | 4,464 | 411 | 5,308 | 18 | 25 | 456 | 498 |
| Kenema City | 223 | 1,348 | 311 | 1,882 | 15 | 6 | 155 | 176 |
| Koinadugu District | 313 | 3,205 | 361 | 3,879 | 17 | 11 | 443 | 471 |
| Kono District | 332 | 2,417 | 326 | 3,075 | 16 | 15 | 300 | 331 |
| Koidu/New Sembehun City | 235 | 1,900 | 247 | 2,382 | 15 | 6 | 262 | 283 |
| Moyamba District | 355 | 3,726 | 347 | 4,428 | 16 | 20 | 430 | 466 |
| Port Loko District | 418 | 5,512 | 458 | 6,388 | 18 | 24 | 722 | 764 |
| Pujehun District | 292 | 2,688 | 361 | 3,341 | 15 | 10 | 335 | 360 |
| Tonkolili District | 331 | 4,730 | 401 | 5,462 | 17 | 11 | 509 | 536 |
| Western Area Rural District | 260 | 1,838 | 321 | 2,418 | 16 | 8 | 192 | 216 |
| Total | 5,919 | 57,557 | 7,000 | 70,476 | 305 | 238 | 6,740 | 7,283 |

出典: Summary of Total Grants Allocated to Local Councils for the Financial Year 2009。

出典: First Quarter Allocation to Local Council - 2009。

カンビア県の補助金の総額は約39億 SLL(約1百万 USD)であり、LGDG は約4億 SLL(約0.1百万 USD)である。補助金の内訳については、両県ともに教育セクターの予算額(カンビア県:15億 SLL、ポートロコ県:24億 SLL)が最大規模であり、保健セクター(10億 SLL、21億 SLL)、農業セクター(5億 SLL、7億 SLL)が続く。ただし、第一四半期における予算額に対する執行額の割合において、教育セクターは両県ともに3%を下回っている。その他のセクターについては20%を超過しており、教育セクターの執行の遅れが全体の執行率の低下を招く状況となっている。

ポートロコ県の総額は約 64 億 SLL(約 2 百万 USD)であり、LGDG は約 5 億 SLL(約 0.1 百万 USD)である。

表 3.35 カンビア県及びポートロコ県の補助金の構成 (2009年度)

| | 項目 | | 予算額 | | | 第一四半期の執行額 | | 執行額の割合 | |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-----------|------|-----------|-------|
| | 7月日 | | (百万 | SLL) | | (百万 | SLL) | (% | 6) |
| | | カン | ビア | ポー | トロコ | カンビア | ポート | カンビア | ポーロコ |
| | | | (%) | | (%) | 200 | ロコ | <i>ハン</i> | W. D. |
| 行政补 | 甫助金 | 304 | 7.8 | 418 | 6.5 | 26 | 42 | 8.5 | 10.1 |
| | ワード委員会 | | | | | 10 | 24 | | |
| | 保健 | 1,012 | 26.1 | 2,129 | 33.3 | 229 | 439 | 22.6 | 20.6 |
| 16.00 | 教育 | 1,486 | 38.3 | 2,440 | 38.2 | 41 | 60 | 2.8 | 2.5 |
| 権限 | 農業 | 514 | 13.3 | 679 | 10.6 | 113 | 146 | 22.0 | 21.5 |
| 移譲補助 | 廃棄物管理 | 57 | 1.5 | 88 | 1.4 | 12 | 19 | 21.6 | 21.6 |
| 金 | 地方給水 | 78 | 2.0 | 91 | 1.4 | 17 | 20 | 21.6 | 21.6 |
| | その他 | 59 | 1.5 | 85 | 1.3 | 13 | 18 | 21.5 | 21.5 |
| | 小計 | 3,205 | 82.6 | 5,512 | 86.3 | 424 | 702 | 13.2 | 12.7 |
| 地方 | 地方開発補助金 | | 9.5 | 458 | 7.2 | | | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | | 3,878 | 100.0 | 6,388 | 100.0 | 450 | 744 | 11.6 | 11.6 |

出典: Summary of Total Grants Allocated to Local Councils for the Financial Year 2009。

出典: First Quarter Allocation to Local Council - 2009。

カンビア県及びポートロコ県における LGDG の 2007 年度~2009 年度における推移を下表に示す。2007 年度~2008 年度における LGDG の執行額はカンビア県にて約 3 億 SLL であり、ポートロコ県にて約 3~4 億 SLL である。2007 年度及び 2008 年度ともに、予算額の執行率は 50%前後と低い。なお、両県の会計報告によると、両県ともに執行された補助金を使いきれていない。補助金の消化の遅れの主な原因は、財務省からの送金の遅れによる業者選定の手続きの遅れなどが上げられている。

表 3.36 カンビア県及びポートロコ県の LGDG の推移 (2007~2009 年度の歳入分)

| 年度 | 項目 | 単位 | カン | カンビア | | , |
|------|---------------------------------|--------|-------|--------|-------|----------|
| | | | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 |
| 2007 | 非特定財源(Discretionary Grant) | 百万 SLL | 348.5 | | 600.0 | - |
| | 道路特定財源(Non-Discretionary Grant) | 百万 SLL | 168.1 | | 209.8 | - |
| | 合計 | 百万 SLL | 516.5 | 266.0 | 809.8 | 258.6 |
| | (執行率) | (%) | | (51.5) | | (31.9) |
| 2008 | 非特定財源(Discretionary Grant) | 百万 SLL | 348.5 | 150.1 | 600.0 | - |
| | 道路特定財源(Non-Discretionary Grant) | 百万 SLL | 168.1 | 107.2 | 209.8 | - |
| | 合計 | 百万 SLL | 516.5 | 257.2 | 809.8 | 392.1 |
| | (執行率) | (%) | | (49.8) | | (48.4) |
| 2009 | 非特定財源(Discretionary Grant) | 百万 SLL | 369.0 | - | 458.0 | - |

出典:財務省地方自治財務局への聞き取りと収集資料より。

3-8-4 予算措置の流れ

予算措置の流れを以下に示す。各段階について、地方自治法による正規の流れを示した うえ、実態を補足する(下線部分)。正規の予定では8月~9月にかけて州の予算会議が行 われることとなっているが、実際には12月に行われている。

- ① ワード委員会がコミュニティに計画策定の働きかけを行い、各コミュニティの計画をまとめる。→ワード委員会は 2008 年の地方選挙後に設立されたものであり、ワード委員会の能力及び実態の把握には今後の詳細な調査と継続したモニタリングが必要である。
- ② ワード委員会がまとめた開発計画を県議会に持ち寄り、協議する。毎月開催されている県議会会議において、県議員がコミュニティの問題を適宜提議している。→各ワードのニーズについては、一律および定期的にコミュニティから集約しているというよりは、個人ベースで県議員に届いた問題について、県議会に申し伝えているという状況である。
- ③ 6月頃に県議会にて開発計画案(プロジェクト要請書: Project Call Circular)を 協議し、策定する。→<u>実際には12月に行われている。</u>
- ④ 7月から8月にかけて、財務省地方自治財務局と予算交渉を行う。財務省地方 自治財務局職員が各県および各州に赴き、1 週間程度の会議 (Consultative Meeting) を行う。→実際には12月に行われている。
- ⑤ 各県議会からの予算申請に対し、本省から予算限度額を提示し、各セクターの公式に応じて予算を割り振る。

- ⑥ 財務省との交渉で決定した年間予算と計画は県議会で協議され、承認される。
- ⑦ 承認された年間計画と予算は県議会から本省に報告される。→<u>実際には、県議</u>会から地方分権化事務局に報告されている。
- ⑧ 財務省地方自治財務局に予算案を提出し、承認を受ける。
- ⑨ その後、四半期ごとに一括して各県議会の口座に送金される。→<u>毎年第一四半期の送金は遅れており、4月以降に振り込まれている。また、予算執行率も100%</u>ではない。
- ⑩ 各県議会は議長、行政官、会計、各分野のオフィサーの署名があって、口座から支払いが行われる。

3-8-5 地域開発の予算に関する考察

各県議会の開発に関わる予算は中央政府から拠出される補助金 (LGDG) に依存している 状況である。全国に拠出されている LGDG の執行額は 41 億 SLL (2007 年度) から 63 億 SLL (2008 年度) と十分な規模とはいえない。 LGDG は道路特定財源と非特定財源から構成さ れており、県議会にて道路以外のセクターに使用可能な開発資金は非特定財源のみである。 LGDG の原資は MTDF であるが、2012 年以降の MTDF の継続については、世銀による評価 の判断を待たなければならない状況である。

県議会の自己資金を改善するためには、チーフダム議会の有する税収を県議会の予算へ取り込むことが肝要である。地方自治法の改正はチーフダム議会を取り込むことを意図しているが、改正の成否ならびに時期についての見通しは立ってない。

本プロジェクトにおいては、十分な開発予算を有さない県議会に対する資金支援が必要であるとともに、MTDFの 2012 年以降の見通しについて注視する必要がある。

3-9 調達制度等

3-9-1 調達制度

シエラレオネの公共機関による調達は、公共調達法(Public Procurement Act(2004 年))に準じて執り行われている。同法の実施細則として、公共調達規定(Regulation on Public Procurement)及び公共調達マニュアル(Public Procurement Manual)が定められており、National Public Procurement Authority(NPPA)が関連制度を整備している。

調達の方法は、調達する対象の種類及び金額などに応じて定められている。調達の対象とする種類は①機材、②工事及び③サービス(コンサルタント業務など)の 3 種類に分類されている。Public Procurement Act の関連制度の構成を下表に示す。

表 3.37 Public Procurement Act 及び関連制度

| 名称 | 摘要 |
|---|-------------------------|
| Act and Regulation | |
| Public Procurement Act | |
| Regulation on Public Procurement | |
| Public Procurement Manual | |
| Works | |
| Request for Quotation for Works | 25 百万 SLL 未満 |
| Procurement of Small Works User Guide | 25 百万 SLL 以上、150 百万 SLL |
| | 未満 |
| Standard Bidding Document for Small Works | 25 百万 SLL 以上、150 百万 SLL |
| | 未満 |
| Procurement of National Competitive Bidding User Guide | 150百万SLL以上、900百万SLL |
| | 未満 |
| Standard Bidding Document for National Competitive Bidding | 150百万SLL以上、900百万SLL |
| | 未満 |
| Procurement of International Competitive Bidding User Guide | 900 百万 SLL 以上 |
| Standard Bidding Document for International Competitive Bidding | 900 百万 SLL 以上 |
| Goods | |
| Request for Quotation for Goods: User Guide | 25 百万 SLL 未満 |
| Request for Quotation for Goods: Standard Bidding Document | 25 百万 SLL 未満 |
| Procurement of Goods: User Guide | 20 H/W BEB / Wind |
| Procurement for Goods: Standard Bidding Document | |
| Procurement of Simple Goods: User Guide | |
| Procurement of Simple Goods: Standard Bidding Document | |
| Local Purchase Order: User Guide for | |
| Local Purchase Order: Standard Bidding Document | |
| Local Purchase Order: General Conditions of Contract | |
| Service | |
| Request for Quotations for Services: User Guide | |
| Request for Proposals: User Guide | |
| Request for Proposals: Standard Bidding Document | |
| Complex Time Based Consultant Services Contract: User Guide | |
| Complex Time Based Consultant Services Contract: Standard Bidding Document | |
| Small Assignments Lump-Sum Payments: User Guide for Consulting Services | |
| Small Assignments Lump-Sum Payments: Contract for Consulting Services | |
| Lump-Sum Remuneration: User Guide for Consultant Services | 25 百万 SLL 超 |
| Lump-Sum Remuneration: Contract for Consultant Services | 25 百万 SLL 超 |
| Small Assignments for Time-Based Payments: User Guide for Consultant Services | |
| Small Assignments for Time-Based Payments: Contract for Consulting Services | |

出典: NPPA (http://www.publicprocurement.gov.sl)。

調達方法は基本的に公共調達法の付表 1 において、種類及び金額に応じて定められている。見積書をベースに選定する簡易な方法(Request for Quotation)は、建設工事であれば150百万 SLL 未満(約47,000USD)であり、機材及びコンサルタントサービスは60百万 SLL未満(約19,000USD)の案件に対して適用される。契約金額が建設工事において900百万 SLL未満(約284,000USD)、機材及びコンサルタントサービスにて600百万 SLL未満(約189,000USD)の場合には国内競争入札(NCB: National Competitive Bidding)が適用される。契約金額が国内競争入札の上限額を超過する場合には国際競争入札(ICB: International Competitive Bidding)が採用される。NCBにおける入札期間は最小4週間(法39条)であり、ICBでは最小6週間(法40条)となる。

契約金額に応じて、入札結果の公示ならびに承認権限者が定められている(法付表 1)。 入札結果の承認権限者を調達の種類別に下表に示す。また、建設工事の600百万 SLL 超(約189,000USD)の案件もしくは機材・コンサルタントサービスの300百万 SLL 超(約95,000USD)の場合には、官報及び新聞にて入札結果の公示が必要となる。

| ☆ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | |
|--|--------------|----------------|--|--|--|--|
| 調達の種類 | 契約金額(百万 SLL) | 承認者 | | | | |
| 機材 | 15 未満 | 調達ユニットもしくは調達部の | | | | |
| | | 長 | | | | |
| | 15 以上 60 未満 | 調達機関の長 | | | | |
| | 60 以上 | 調達委員会 | | | | |
| 建設 | 30 未満 | 調達ユニットもしくは調達部の | | | | |
| | | 長 | | | | |
| | 30 以上 100 未満 | 調達機関の長 | | | | |
| | 100以上 | 調達委員会 | | | | |
| コンサルタントサービス | 6未満 | 調達ユニットもしくは調達部の | | | | |
| | | 長 | | | | |
| | 6 以上 30 未満 | 調達機関の長 | | | | |
| | 30以上 | 調達委員会 | | | | |

表 3.38 入札結果の承認権限者

出典: Public Procurement Act (First Schedule)。

注:調達機関(Procuring Entity、法 2 条)は調達を意図する公共機関を意味し、調達ユニット及び調達部は 調達機関内に編成される部局(Procurement Unit、法 2 条及び 18 条)を指す。調達委員会(Procurement Committee、法 2 条及び 19 条)は調達機関に設置される内外の担当者及び有識者などにより編成され る委員会である。

県議会による調達手続きの主な流れを以下に示す。公共調達法における規定を基本とし、 県議会の調達担当官及び財務担当官の聞き取りを補足説明(下線部分)として記載する。 調達手続きは案件の種類及び規模により異なるため、下記の事項は建設工事の NCB を念頭 として示している。

① 調達機関において調達計画 (Procurement Plan) を作成する (法 29 条及び令 29 条)。→県議会が調達計画を作成する。

- ② 承認された事業実施のために、コンサルタントを選定する。
- ③ コンサルタントが積算、設計及び入札図書を作成する。(カンビア県ではゲストハウスの建設工事(NCB 案件)が進められている。同県にはコンサルタント企業が存在しないため、フリータウンから個人コンサルタントを調達し、入札図書、設計図書及び積算を実施した。)
- ④ 調達機関(県議会)が官報及び新聞(2紙以上)に入札を公示する(法48条、 令54条)。
- ⑤ 公示から所定の期間を設けたうえ、入札図書に示された日時及び場所にて応札を締め切り、調達機関(開札委員会: Bid Opening Committee)(令 66 条)が同日に開札する。→入札には調達委員会が立ち会う。同委員会の委員長 (Committee Chairperson) は行政官長 (Chief Administrator) が務め、財務担当官、調達担当官、セニアアドバイザー、関係省庁の担当官などが参加する。JICAの支援する案件の場合には JICA 関係者が参加することも可能である。
- ⑥ 調達機関により指名された評価委員会(Evaluation Committee)が応札図書を評価する(令67条)。応札図書が書式、情報及び署名などの所定の事項を満たしていることを確認したうえ、技術評価及び価格評価を行う。同委員会の人数は3名以上とし、案件の規模に応じて設定する。同評価委員会は評価報告書を作成し、入札結果の承認権限者へ提出する(法付表1)。→同委員会の委員は県議会の関係技術者などを含め、JICAの支援する案件の場合にはJICA関係者も同委員会に招聘される。評価結果は調達委員会へ報告される。調達委員会における承認を受けて、同委員会の委員長が入札結果を県議会議長に報告する。
- ⑦ 承認権限者による承認をもって、調達機関が選定候補業者を官報及び新聞に公示する(令 122 条)。同公示の後、調達機関が選定された業者へ正式に選定通知を送付する(令 123 条)。→公示の時期及び応札の締切、開札、評価期間、選定結果の公示などの時期については調達計画にて設定し、同計画に準じて取り進める。(ポートロコ県では 2009 年 5 月に公示した NCB 案件(学校建設事業)の調達計画を作成している。同計画によれば、新聞公示を 5 月 15 日に行い、入札図書の締切及び開札を 6 月 30 日に予定している。入札評価は 7 月末、選定結果の公示は 8 月末にそれぞれ予定されている。新聞公示から選定結果までの期間が長い状況にある。)
- ⑧ 入札結果に対する選定業者による確認をもって、選定通知から30日以内に調達機関及び選定業者において契約書に署名する(法57条)。→県議会議長が契約書に署名する。
- ⑨ 事業実施に際しては、対象地域のコミュニティと土地の提供について協議する。 また、コンサルタントに加えて、ワード委員会及びコミュニティが資材及び業 者を官とする。

本プロジェクトにてコミュニティプロジェクトにおける住民参加が想定されているところ、同様の調達状況について県議会担当者に確認を行った。カンビア県では、県議会が資機材を調達し、登録された住民組織(CBO: Community Based Organization)が工事を実施し

た事例が存在する。住民組織により実施された道路改修事業の概要は次のとおり。CBO が 県議会に登録し、CBO が県議会に工事内容の提案書を提出する。県議会は個人コンサルタ ントを調達し、同コンサルタントが工事内容の妥当性及び事業費の算出を行う。県議会は コンサルタントの作成した積算書をもとに、資機材調達の入札を実施する。県議会が選定 された調達業者から資機材を調達し、コンサルタントによる監理のもと建設工事を住民組 織が実施する。他方、ポートロコ県では住民組織による工事を実施した経験は有していな い。なお、公共調達法では、エンドユーザーである裨益者及びコミュニティの参画を定め ている(法 37 条 4 項)。

3-9-2 環境社会配慮

国家環境アクションプラン (National Environment Action Plan) が 1993 年に制定されたことを受け、環境保護法 (Environment Protection Act) が 2000 年に制定された。同法によれば、水資源開発、基盤施設整備及び工業開発などのプロジェクト実施者は環境影響評価 (EIA: Environmental Impact Assessment) ライセンスの取得が義務付けられている。

プロジェクト実施者は、土地・都市計画・環境省(Ministry of Lands, Country Planning and Environment)の環境保護局(Department of Environment Protection)に EIA ライセンスの発行を申請する。環境保護局長が環境保護委員会(National Environment Protection Board)との審議を行う。同委員会にて EIA の必要性の無いものと判断されれば、EIA ライセンスが発行される。EIA の必要性が認められた場合には、プロジェクト実施者は EIA を実施し、関係機関の縦覧及び一般市民への公開などを経て、EIA ライセンスが発行される。EIA ライセンスの発行に係る手続きの流れを以下に示す。

- 環境保護法の付表 1 に示されたプロジェクトを実施する場合、プロジェクト実施者は EIA ライセンスの取得が義務付けられる (14条)。
- プロジェクト実施者は環境保護局長へ EIA ライセンスの申請書を提出する (15 条)。
- 環境保護局長は、申請書の受領から2週間以内にEIAの必要性について環境保護委員会と協議する。EIAの必要性に関する判断基準は付表2に準ずる(16条)。
- 環境保護委員会における協議の結果、EIA の必要性が無いものと判断された場合には EIA ライセンスが発行される (17条)。
- 同協議の結果、EIAの必要性が確認された場合には、プロジェクト実施者は EIA を実施し、EIAの結果を環境保護局長へ提出する。EIAの構成は付表 3 に準ずる (18条)。
- 環境保護局長は、EIA の結果を関連機関に縦覧するとともに、新聞及び官報に各2回にわたって掲載し、一般市民のコメントを収集する。コメントは、新聞及び官報の最後の掲載から14日以内にとりまとめられ、環境保護局長へ提出される(19条)。
- 環境保護局長は EIA の結果及び収集されたコメントを環境保護委員会の審議 に諮り、EIA の結果が妥当と判断された場合には EIA ライセンスを発行する。

追加情報及び追加検討が必要と判断された場合には、プロジェクト実施者は21 日以内に追加情報及び追加検討の結果を提出する(20条)。

環境保護法の付表の内容を下表に示す。

表 3.39 環境保護法の付表 1~付表 3の内容

| (EIA ライセンスの必要なプロジェクト) 項目 ・再生可能な資源の改変 (例:農業、林業、放牧、農村開発、木材生産などに (伴う土地利用の改変) ・農水産業の改変 (例:新種 の作物、大規模な機械化、農薬の使用など) ・水資源開発 (例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、バイブライン、鉄道など) ・工業開発 (例:治金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・鉱業開発 (例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・廃棄物管理 (例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐区全聴及び開発 (例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐区を聴政なび開発 (例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐区を聴政なび開発 (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐区を聴政なび開発 (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐区を聴政なび開発 (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐区を聴政なび開発 (例: 茂本、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の | | | | |
|--|----|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| (例:農業、林業、放牧、農村開発、木材生産などに作う土地利用の改変) ・農水産業の改変 (例:新種の作物、大規模な機械化、農薬の使用など) ・水資源開発 (例:ダム、水路、灌漑、治本など) ・基盤施設整備 (例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、バイプライン、鉄道など) ・工業開発 (例:冶金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・鉱業開発 (例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・施業開発 (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・佐民 を変し (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・産・産業 を (の) | 分類 | (EIA ライセンスの必要なプ | | |
| 農村開発、木材生産などに (伴う土地利用の改変) 農水産業の改変(例:新種 の作物、大規模な機械化、 農薬の使用など) 水資源開発(例:ダム、水 路、灌漑、給水など) 基盤施設整備(例:道路、 橋梁、空港、港湾、送電線、パイプライン、鉄道など) 工業開発(例:治金、木材 加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・鉱業開発(例:探鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・蘇業物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・プロジェクトによる地域の他の環境質への影響を回避・防止・変更・軽減・矯正するための活動及び方法でプロジェクトによる植生及び動物相への影響・プロジェクトの代替案・プロジェクトの代替案・プロジェクトに使用される地域の自然資源・プロジェクトに使用される地域の自然資源をプロジェクトによる地域の自然資源をプロジェクトに使用される地域の自然資源をプロジェクトを実施しない場合の案・プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報をレビューは、一般・危険廃棄物処理など) | 項目 | ・再生可能な資源の改変 | • 住民への環境影響 | プロジェクトの位置 |
| 世う土地利用の改変) ・農水産業の改変(例:新種の作物、大規模な機械化、農薬の使用など) ・水資源開発(例:ダム、水路、灌漑、給水など) ・基盤施設整備(例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、バイブライン、鉄道など) ・工業開発(例:冶金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・鉱業開発(例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など)・住宅建設及び開発・遊戯、車両修理及び溶接に | | (例:農業、林業、放牧、 | ● プロジェクトの位置 | プロジェクトの目的など |
| 農水産業の改変(例:新種の作物、大規模な機械化、農薬の使用など) 水資源開発(例:ダム、水路、灌漑、給水など) 基盤施設整備(例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、バイブライン、鉄道など) 工業開発(例:冶金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ 放砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・ 企業物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・ 産業設及び開発・遊戯、東面修理及び溶接に ・ プロジェクトによる地域の地域への社会・経済・文化的な影響・協議を要する住民、組織及び省庁 ・ 佐民及び社会への影響を協議・協議・防止・変更・軽減・矯正するための活動及び方法・プロジェクトによる地域の自然資源・プロジェクトの代替案・プロジェクトの機構を設定したい場合の案・プロジェクトを実施しない場合の案・プロジェクトを実施しない場合の案・プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | 農村開発、木材生産などに | プロジェクトによる地域の | • プロジェクトによる環境へ |
| の作物、大規模な機械化、農薬の使用など) ・ 水資源開発 (例: ダム、水路、灌漑、給水など) ・ 基盤施設整備 (例: 道路、橋梁、空港、港湾、送電線、ハイプライン、鉄道など) ・ 工業開発 (例: 冶金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ 鉱業開発 (例: 採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・ 廃棄物管理 (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・ 住宅建設及び開発・遊戯、車両修理及び溶接に | | 伴う土地利用の改変) | 改変 | の直接的及び間接的影響 |
| 農薬の使用など) ・水資源開発(例:ダム、水路、灌漑、給水など) ・基盤施設整備(例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、パイプライン、鉄道など) ・工業開発(例:冶金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・飯業開発(例:探鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・産薬物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・産業財産の使用など) ・ プロジェクトによる植生及 び動物相への影響 ではいまる地域の自然資源 ではいまるの楽器の範囲 ではいまる関係の単加を対するといまないまないます。 では、「カスなど」 ・ では、「おんの楽では、組織及び名声では、組織及び名声では、組織及び名声では、組織及び名声では、単端、「本の影響を回避・防止・変更・軽減・矯正するための活動及び方法では、「カロジェクトの大替案・プロジェクトの代替案・プロジェクトの代替案・プロジェクトを実施しない場合の案・プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報をレビューするために必要となるその他の情報・クロでは、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな | | • 農水産業の改変(例:新種 | プロジェクトによる地域の | • 住民及び地域への社会・経 |
| ・水資源開発(例:ダム、水路、灌漑、給水など) ・基盤施設整備(例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、パイプライン、鉄道など) ・工業開発(例:治金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ 鉱業開発(例:探鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・産産融及び開発・遊戯、車両修理及び溶接に ・素観、レクリエーション、 計算に がは かいます がでは かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます | | の作物、大規模な機械化、 | エコシステムへの影響 | 済・文化的な影響 |
| 8、灌漑、給水など) ・基盤施設整備 (例:道路、 橋梁、空港、港湾、送電線、 パイプライン、鉄道など) ・工業開発 (例:冶金、木材 加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、 農産加工など) ・鉱業開発 (例:探鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・廃棄物管理 (例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・住宅建設及び開発・遊戯、車両修理及び溶接に | | 農薬の使用など) | プロジェクトによる地域の | • 協議を要する住民、組織及 |
| 基盤施設整備(例:道路、橋梁、空港、港湾、送電線、 プロジェクトによる植生及 び動物相への影響 ・ プロジェクトの規模 ・ プロジェクトの規模 ・ プロジェクトの規模 ・ 環境質への影響の範囲 ・ 環境質への影響の範囲 ・ 環境質への影響の範囲 ・ プロジェクトによる地域の 自然資源への負荷の増加 ・ 歯と変源への負荷の増加 ・ 他の活動及びプロジェクトを実施しない 自然資源への負荷の増加 ・ 他の活動及びプロジェクトを実施しない おらの案 ・ プロジェクトを実施しない おらの案 ・ プロジェクトを実施しない おらの案 ・ プロジェクトの潜在的影響 をレビューするために必要 となるその他の情報 ・ をレビューするために必要 となるその他の情報 ・ 遊戯、車両修理及び溶接に ・ 遊戯、車両修理及び溶接に | | • 水資源開発(例:ダム、水 | 景観、レクリエーション、 | び省庁 |
| 橋梁、空港、港湾、送電線、パイプライン、鉄道など) 工業開発(例:冶金、木材加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) 鉱業開発(例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) 廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) 佐宅建設及び開発 ブロジェクトによる植生及で動物圏 でプロジェクトに使用される地域の自然資源 でプロジェクトを実施しない場合の案 プロジェクトを実施しない場合の案 プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | 路、灌漑、給水など) | 科学、歴史、文化及びその | • 住民及び社会への影響を回 |
| パイプライン、鉄道など) 工業開発(例:治金、木材 か加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ プロジェクトの規模 やプロジェクトに使用される地域の自然資源への負荷の増加 も然資源への負荷の増加 場合の案 ・ が成り、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・ 廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄業物処理など) ・ 佐宅建設及び開発 を放動 を対している地域の自然資源 やプロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの代替案 やプロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの代替案 やプロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの代替案 ・ プロジェクトの代替案 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの代替案 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの情報 | | • 基盤施設整備(例:道路、 | 他の環境質への影響 | 避・防止・変更・軽減・矯 |
| 工業開発(例:治金、木材 加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ 数業開発(例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・ 廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・ 住宅建設及び開発 ・ プロジェクトによる地域の自然資源 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | 橋梁、空港、港湾、送電線、 | プロジェクトによる植生及 | 正するための活動及び方法 |
| 加工、化学、発電、セメント、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ 数業開発(例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・ 廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・ 住宅建設及び開発 ・ 遊戯、車両修理及び溶接に ・ 環境質への影響の範囲 ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | パイプライン、鉄道など) | び動物相への影響 | ● プロジェクトの代替案 |
| ト、石油精製、石油化学、農産加工など) ・ 鉱業開発 (例: 採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・ 廃棄物管理 (例: 汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・ 住宅建設及び開発 ・ 遊戯、車両修理及び溶接に ・ プロジェクトを実施しない場合の案 ・ プロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | ● 工業開発(例:冶金、木材 | • プロジェクトの規模 | プロジェクトに使用される |
| 農産加工など) ・鉱業開発(例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) ・廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ・住宅建設及び開発 ・遊戯、車両修理及び溶接に ・働の活動及びプロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | 加工、化学、発電、セメン | ● 環境質への影響の範囲 | 地域の自然資源 |
| 鉱業開発(例:採鉱、採石、砂、砂利、塩、泥炭、油、ガスなど) 廃棄物管理(例:汚水処理、ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) 住宅建設及び開発 遊戯、車両修理及び溶接に 他の活動及びプロジェクトの潜在的影響をレビューするために必要となるその他の情報 | | ト、石油精製、石油化学、 | プロジェクトによる地域の | プロジェクトを実施しない |
| 砂、砂利、塩、泥炭、油、 による累積的な影響 をレビューするために必要 となるその他の情報 ● 廃棄物管理(例:汚水処理、 ごみ埋立地、一般・危険廃棄物処理など) ● 住宅建設及び開発 ● 遊戲、車両修理及び溶接に | | 農産加工など) | 自然資源への負荷の増加 | 場合の案 |
| ガスなど) - 廃棄物管理 (例:汚水処理、 | | ● 鉱業開発(例:採鉱、採石、 | • 他の活動及びプロジェクト | • プロジェクトの潜在的影響 |
| 廃棄物管理(例:汚水処理、 ごみ埋立地、一般・危険廃 棄物処理など) 住宅建設及び開発 遊戯、車両修理及び溶接に | | 砂、砂利、塩、泥炭、油、 | による累積的な影響 | をレビューするために必要 |
| ごみ埋立地、一般・危険廃 棄物処理など) ● 住宅建設及び開発 ● 遊戯、車両修理及び溶接に | | ガスなど) | | となるその他の情報 |
| 乗物処理など) • 住宅建設及び開発 • 遊戯、車両修理及び溶接に | | • 廃棄物管理(例:汚水処理、 | | |
| 住宅建設及び開発遊戯、車両修理及び溶接に | | ごみ埋立地、一般・危険廃 | | |
| • 遊戯、車両修理及び溶接に | | 棄物処理など) | | |
| | | 住宅建設及び開発 | | |
| 係る施設整備 | | • 遊戯、車両修理及び溶接に | | |
| | | 係る施設整備 | | |
| • 中古車の輸入 | | • 中古車の輸入 | | |

出典: Environment Protection Act。

付表 1 に定められた EIA ライセンスの必要となるプロジェクトの種類は、環境保護の観点から広範となっており、基盤施設整備を含む如何なる開発行為も対象となりえる。付表 2

において、EIA の必要性の判断項目に数値的な判断基準が示されていないうえ、開発行為が新規あるいは改修による区分が定められていないため、小規模の開発も EIA の対象案件となりえる。

環境保護局環境担当官(Environment Officer)によれば、環境保護法の実施細則を示した 基準及びガイドラインは作成されていないため、付表 1 に該当する種類のプロジェクトは 環境保護局へ EIA ライセンスを申請し、環境保護委員会による審議を諮らなければならない。

本プロジェクトにおいて、インターワードのプロジェクトを実施するにあたり、環境保護局との事前協議を行うことが望ましい。EUによるフィーダー道路の改修事業では、既存道路の改修であり、土地収用及び周辺住民への影響が予見されないことから、EIAは実施されていない。本プロジェクトにおいても、改修を目的とし、土地収用ならびに周辺への影響が予見されない案件については、EIAライセンスは必要であっても、EIAは必要とされない可能性がある。

環境担当官によれば、EIA ライセンスの申請から EIA の必要性についての判断に要する 期間は順調であれば 2 週間程度ということであるが、申請時にプロジェクトを実施するうえでの EIA ライセンスの発行の必要となる時期を示すよう助言を受けた。

3-10 建設事情等

3-10-1 建設業者の実態及び能力

(1) 建設業者の登録制度

公共事業省(MOWHI: Ministry of Works, Housing & Infrastructure)において、建設業者の登録を行っている。建設業者は同登録により、プロジェクトの契約金額(Financial Class)及び工種(Work Category)の2つ観点から分類される。契約金額については、最高位のPremier Class から Financial Class IV までの5つの格付を設定し、各格付に応じて受注可能なプロジェクトの契約金額が定められている。Premier Class の契約金額は従来1,000百万 SLL以上であったが、近年の物価上昇などを反映し、2009年から1,250百万 SLL以上(約394,000USD)へ見直しとなった。2009年5月15日時点における格付別の登録企業数を下表に示す。Premier Classに3社が登録し、Class Iに25社が登録している。ただし、2006年及び2007年におけるPremier Classの登録企業数は11社である。建設業者の登録は毎年の更新となるため、公共事業省担当官(Senior Assistant Secretary)によれば各年の年末まで登録企業数は増加することになる。したがって、現時点のPremier Class の登録業者数は従来と同程度まで増加する可能性を有している。

表 3.40 建設業者の階級別の登録企業数及び応札可能金額

| 格付 | 応札可能な金額 | 年間登録手数料 | 登録企業数 |
|---------------------|-----------------|----------|-------|
| | (百万 SLL) | (百万 SLL) | (社) |
| Premier Class | 1,250 以上 | 2.0 | 3 |
| Financial Class I | 600 以上、1,250 未満 | 1.0 | 25 |
| Financial Class II | 350 以上、600 未満 | 0.6 | 120 |
| Financial Class III | 175 以上、350 未満 | 0.4 | 80 |
| Financial Class IV | 175 未満 | 0.3 | 10 |

出典: MOWHI。

注:登録業者数は 2009 年 5 月 15 日までのものである。登録は毎年更新であるため、年末まで企業数は増加することになる。

表 3.41 Premier Class の登録建設業者

| 年度 | 2006 及び 2007 | 2009 |
|-----|---|-----------------------------|
| 企業名 | Eacon International Ltd. | Eacon International Ltd. |
| | International Construction Company Ltd. | Breat Construction Limited |
| | Nimo Construction and Trading Enterprise Ltd. | Modeon Construction Co. Ltd |
| | Global Trade Industrial Investment Co. Ltd. | |
| | Global Services | |
| | Femi Turner Construction Co. Ltd | |
| | Modcon Construction Co. Ltd | |
| | Bao Ltd | |
| | Overseas Construction Systems Ltd | |
| | Regimanuel Gray (SL) Ltd | |

出典: MOWHI。

格付 (Financial Class) に応じて、建設業者の有すべき事項が規定されている。最上級である Premier Class については、事務所、技術者、設備及び売上高などに関する要件が定められている。 Premier Class に関する要件の一部を以下に列記する。

- 本社以外に事務、会計及びその他の部局を有する事務所を有すること。
- シエラレオネ技術者協会に登録された社員を有すること。
- ティッパー (3 台以上) 及びバン (4 台以上) の車両を有すること。
- 木工及び機械に関するワークショップを有すること。
- グレーダー、ローダー及び土工用機材を有すること。
- 年間売上高が 2,500 百万 SLL 以上であること。
- 材料の保管施設を有すること。

上述の格付に加えて、建設業者の受注可能な工種として、4種類のカテゴリーが設定されている。道路工事、土木工事、特殊な建築工事及び一般的な建築工事などから構成されている。なお、道路工事及び土木工事に対応可能な企業は Premier Class 及び Financial Class 1の企業のみとされている。

カテゴリ 内容 備考 工種 道路工事 道路工事(瀝青舗装を含む道路工事と含 Premier Class 及び Financial まないものの2種類に分類) Class 1 の企業のみに該当。 上水道、橋梁、下水道、特殊な基礎杭、 土木工事 Premier Class 及び Financial その他の主要な土木工事に関わる工事 Class 1 の企業のみに該当。 С 特殊な建築工事 高品質かつ特殊な形態及び設備を要す る建築工事 一般建築工事 外構を含む通常の建築工事

表 3.42 建設業者の工種別のカテゴリー

出典: MOWHI。

(2) 建設業者の現状

カンビア県議会の登録企業、調達担当官ならびに財務担当官からの紹介及びカンビア県での経験を有する建設業者を含めた 13 社を下表に示す。県議会に登録されている企業は 13 社中 8 社である。このうち、カンビア県に本社を構えている企業は 3 社 (Beeman 社、Landmark 社及び TJ 社)である。同 3 社のうち、MOWHI による登録の格付が確認された 2 社は Financial Class II であった。その他の格付の確認された 5 社については、Financial Class II もしくは Class III の企業であった。

ポートロコ県議会による事業を実施した建設業者を同表に示す。9 社のうちポートロコ県に本社若しくは支店を有する企業は5 社である。同5 社のうち格付の確認された企業3 社は Financial Class II もしくは Class III のであった。

表 3.43 カンビア県及びポートロコ県の建設業者

| No. | 企業名 | 本社所在地 | MOWHI | 県議会 | MOWHI |
|-------|---|-----------------------------------|-------|-----|-----------|
| | | | の登録 | の登録 | による格付 |
| [Kan | nbia District] | 1 | | | 1 |
| 1 | Al-Mahdi Construction and General Services | Freetown (Branch in Port Loko) | Yes | - | Class II |
| 2 | Beeman Building Service and Construction | Kambia | Yes | Yes | - |
| 3 | Conteh-U Engineering Services | Makeni | Yes | Yes | - |
| 4 | Digba Construction Enterprise | Mambolo | Yes | Yes | - |
| 5 | GEC Construction Services | Freetown | - | - | Class II |
| 6 | Jalmans Construction Company | Freetown | - | - | Class II |
| 7 | J-TEN Engineering Services | Freetown | - | - | Class II |
| 8 | Juray Construction Company | Freetown (Branch in Bo) | Yes | - | Class II |
| 9 | Kan Construction Enterprise | Port Loko | Yes | Yes | - |
| 10 | Landmark Construction and General Services | Kambia | Yes | Yes | Class II |
| 11 | Santmon Construction Enterprise | Port Loko | Yes | Yes | - |
| 12 | S.M. Construction and Building Materials | Freetown | Yes | Yes | - |
| 13 | TJ Construction Services and General Supplier | Kambia | Yes | Yes | Class III |
| [Port | Loko District] | 1 | | | 1 |
| 1 | Arben and Associates | Freetown (Branch in Port Loko) | Yes | Yes | Class II |
| 2 | Bank on Trading | Freetown | - | - | - |
| 3 | C-Kan Ent | Port Loko | - | - | - |
| 4 | Daiim Construction | Port Loko | - | - | - |
| 5 | Idex Enterprise | Freetown | - | - | - |
| 6 | Jai Construction | Port Loko | Yes | Yes | Class II |
| 7 | Tibuma Investment Enterprise | Port Loko | Yes | Yes | Class III |
| 8 | Two Boy Ent. | Makeni | - | - | - |
| 9 | Wuni Construction Enterprise | Kambia | - | - | - |

出典:カンビア県は県議会からの聞き取り及び業者リストなど。 出典:ポートロコ県は県議会の既往案件の発注業者リストなど。

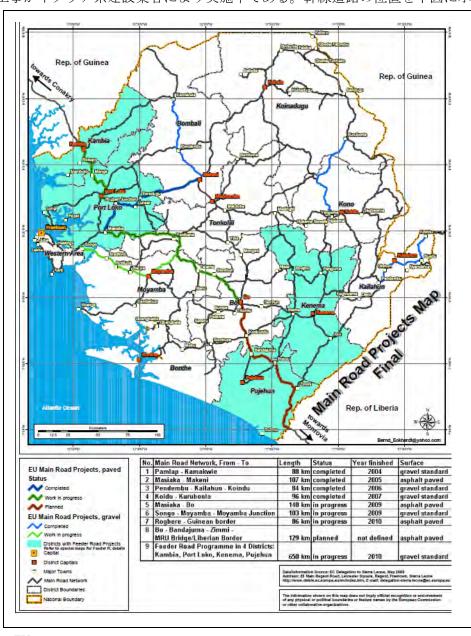
上表に示された建設業者のうち、10 社についてプロファイリングを実施した。プロファイリングの結果は添付資料 1 に示す。いづれの企業も Financial Class II もしくは III に属し、資本金は 50~300 百万 SLL である。コンクリートミキサーなどの簡易な建設機材を有しているが、ほとんどの企業の保有機材は車両程度とされており、重機は有していない状況にある。

(3) EUによる道路改修事業の現状

EUによる資金援助により幹線道路の改修工事及びフィーダー道路の改修工事が実施されている。両改修工事の対象地域にはカンビア県及びポートロコ県が含まれている。シエラレオネの建設事情を把握するため、改修工事に関する調査を行った。

1) 幹線道路の改修事業

幹線道路の改修事業はフリータウンを起点としてギニア及びリベリアへ結ぶ国際道路の整備に加えて、地方部の幹線道路を対象としている。ポートロコ県及びカンビア県を縦断する区間(Rongberi Junction~カンビアまでの76km及びカンビア~ギニア国境までの9km)については、セネガル系建設業者(CSE社)が実施している。当初、イタリア系建設業者が担当していたが、工事中断となった経緯があり、2009年3月にセネガル系建設業者が受注し、工事を再開した。工期は24ヵ月とされている。建設機材は国外からすべて調達しており、シエラレオネの現地業者は参加していない。また、Masiaka~Bo間の148kmの道路改修工事がイタリア系建設業者により実施中である。幹線道路の位置を下図に示す。



出典:EU。

図 3.44 EUによる幹線道路の改修事業

2) フィーダー道路の改修事業

カンビア県、ポートロコ県、ケネマ県及びプジェフン県を含む 4 県を対象としたフィーダー道路の改修事業が実施されている。本事業はフィーダー道路の改修を目的としているが、EU 担当者によれば本質的な目的は現地業者の育成とされている。対象道路の総延長は650kmであり、カンビア県の対象道路の延長は150kmであり、ポートロコ県については164kmである。対象道路の位置図を下図に示す。

各県の対象道路は各々2つのロットに分割され、合計8社が工事を実施している。カンビア県の一部を担当している Landmark 社を除いて、建設業者はフリータウンに拠点を構えている企業が大勢を占めている。各企業の格付は1社の Premier を除いて、Class II もしくは Class III である。各ロットの建設業者、道路延長及び契約金額を下表に示す。2008年4月に各社との契約書の署名が行われ、2008年9月に事業開始の通知が各社へ行われた。工事期間は2008年9月から18カ月とされている。事業の全体的な監理はEU及びシエラレオネ道路公社(SLRA: Sierra Leone Road Authority)が行っている。

EU 及び SLRA によれば、建設業者の資金力及び設備の両面において整っておらず、いずれのロットにおいても工事進捗は予定を下回っている状況である。設備については、SLRA の Mechanical Service Unit において、建設機材のレンタルを行っているが、機材は維持管理が不十分であり、コストがかかるようであり、本プロジェクトでは活用されていない。

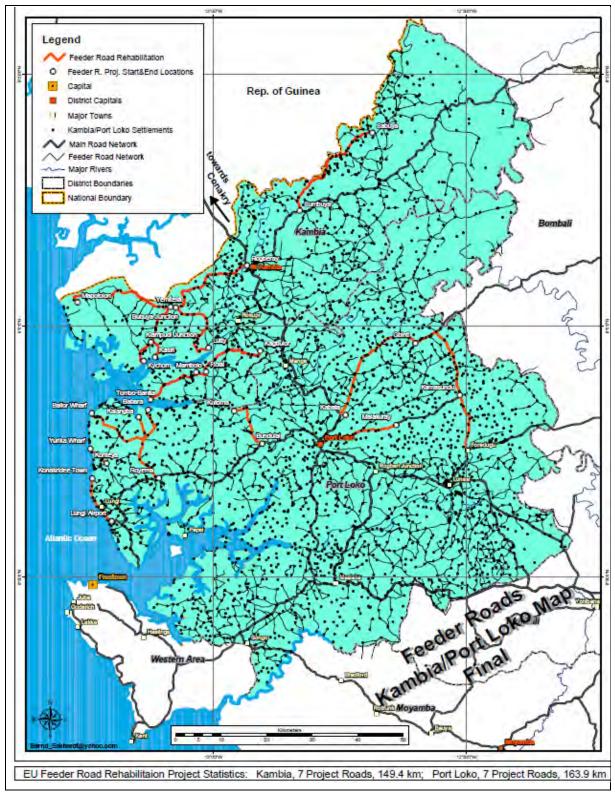
カンビア県の Lot-2 (総延長 112.5km、幅員 6m) を担当し、カンビアに本社を有する Landmark 社についてヒアリングを行った。同社担当者によれば、Bubuya Junction - Koyam Junction - Rosino 区間(19.8km)及び Kambia~Mapotolon 区間(50km)はほぼ作業を終了しており、雨期前後にかけて排水施設の整備へ着手する予定である。(EU の資料によれば、2009 年 2 月末時点の完成率は 10%であり、単純計算した場合の道路延長は 11km となる。ただし、5 月初旬に現地踏査した際には、道路表面は円滑に走行できる状態にあり、カルバート工及び側溝が着手されていない状況であった。)同社が担当しているロットにおいて、西側の道路の整備は進行しているものの、イスラエル系建設業者(SEG: Sierra Engineering Group)が JV サブとして参加しており、同社から建設機材が提供されている。SEG 社はボにワークショップを構え、建設機材を保管しているとともに、同社の事務所には工事工程表などが掲示されていることから、SEG 社が実際に工事を動かしている印象である。SEG 社の格付は Class I である。

表 3.45 EU フィーダー道路改修事業の建設業者

| 対象県 | 建設業者 | 本社所在地 | 道路延長 | 契約金額 | 格付 |
|------|--|--------|-------|--------|----------|
| | | | (km) | (000€) | |
| カンビア | Landmark | カンビア | 112.5 | 1,085 | Class II |
| | TIDA | フリータウン | 36.9 | 986 | - |
| ポートロ | BFS (Benoalove Funaplat Statac | フリータウン | 71.4 | 625 | Class I |
| コ | Consortium) | | | | |
| | Sunshine | フリータウン | 92.5 | 746 | Class I |
| ケネマ | Bicostime Sierra Leone | - | 96.0 | 924 | Class II |
| | Nimo Construction & Trading Enterprise | フリータウン | 87.7 | 695 | Premier |
| プジェフ | Bullom Construction & General Enterprise | - | 71.1 | 613 | Class II |
| ン | Willoughb's Construction Services | - | 78.4 | 561 | - |

出典:EU及びSLRAからの聞き取り。

出典:格付については MOWHI の 2007 年版登録業者リスト及び聞き取り。



出典:EU。

図3.46 EUによるカンビア県及びポートロコ県のフィーダー道路の修復事業

フィーダー道路の改修費用の概算を把握するため、Landmark 社の契約書及び BQ 表をもとに金額の構成を下表のとおり整理した。契約金額は約 1.0 百万 $_{f c}$ であり、カルバート工を含む道路整備の $1{\rm km}$ 当たりの平均単価は約 115 万円である。ただし、建設業者、施工監理コンサルタント及び EU 担当者などによれば、物価上昇及び為替相場の影響により、同単価は不足気味の傾向にある。IMF の World Economic Outlook(2008 年 10 月版)によれば、シエラレオネの過去 3 年間における物価上昇率 は 12.1%(2005 年)、9.5%(2006 年)及び 11.7%(2007 年)にて推移しており、続く 2 年間の上昇率は 15.3%(2008 年)及び 13.9%(2009年)と推計されている。本プロジェクトにおいては、上記の単価に物価上昇などを含めた金額を採用することが望ましい。

また、契約条件書の一般条件は NPAA(National Procurement Authority)による標準契約条件書ではなく、ACP()-EC Council of Ministries Decision No 3(1990 年 3 月 29 日付)を採用し、特記条件にて調整している。

表 3.47 カンビア県フィーダー道路改修事業の概要及び建設費 (ロット No.2)

| 項目 | 単位 | 区間 | | | | |
|---------------|------------|--|--|-----------------------|---------------------|-----------|
| | | Wolay Yakgban - Gbonkomari a Junction | Bubuya Junction - Koyam Junction -Rosino | Kambia - Mapotolon | Sumbuya - Sabuya | 合計 |
| 延長 | km | 14.4 | 19.8 | 50.0 | 28.3 | 112.5 |
| 建設費 | | | | | | |
| 準備工事 | • | 1,780.0 | 88,905.0 | 1,816.0 | 1,827.0 | 94,328.0 |
| 土工など | • | 40,593.6 | 52,351.2 | 135,710.0 | 74,825.2 | 303,480.0 |
| 舗装 | • | 47,858.4 | 65,805.7 | 166,176.0 | 94,057.2 | 373,897.3 |
| 側溝 | • | 13,592.8 | 11,840.2 | 39,009.7 | 27,417.9 | 91,860.5 |
| カルバート 1 | • | 16,583.4 | | 8,978.6 | 15,140.9 | 40,702.9 |
| カルバート2 | • | 6,833.8 | | 9,195.8 | | 16,029.6 |
| カルバート3 | • | 6,377.2 | | 6,703.5 | | 13,080.7 |
| カルバート4 | • | | | 6,560.2 | | 6,560.2 |
| カルバート5 | • | | | 5,843.8 | | 5,843.8 |
| カルバート6 | • | | | 4,533.4 | | 4,533.4 |
| カルバート7 | • | | | 5,328.2 | | 5,328.2 |
| カルバート8 | • | | | 4,876.0 | | 4,876.0 |
| カルバート9 | • | | | 8,628.2 | | 8,628.2 |
| カルバート 10 | • | | | 7,244.6 | | 7,244.6 |
| 交通標識 | • | 1,520.0 | 855.0 | 4,180.0 | 2,660.0 | 9,215.0 |
| 合計 | • | 135,139.2 | 219,757.1 | 414,784.0 | 215,928.2 | 985,608.4 |
| | 000 円 | 17,699.2 | 28,781.6 | 54,324.3 | 28,280.1 | 129,085.1 |
| 単価 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 全体 | 000 円/km | 1,229 | 1,454 | 1,086 | 999 | 1,147 |
| 道路、側溝及び交通標識のみ | 000 円/km | 958 | 1,454 | 909 | 929 | 1,016 |
| カルバートのみ (平均) | 000 円/unit | 1,301 | | 889 | 1,983 | 1,056 |

出典:フィーダー道路改修事業の契約書(カンビア県のロット No. 2)。

(4) 建設業者の能力に関する考察

上(2)及び(3)に示したとおり、カンビア県及びポートロコ県に拠点を構える建設業者はFinancial Class II以下の企業である。EUの幹線道路の改修事業は国外の企業により実施されており、国内企業により実施されているフィーダー道路の工事進捗は芳しくない状況である。ただし、EUのフィーダー道路は現地企業の育成を目的としており、SLRA担当者から工事進捗の改善された企業としてPremier ClassのNimo社を紹介されたことに加えて、工事の進捗しているロットにはClass Iの企業が支援している。右記の事項を踏まえ、インターワードのプロジェクトを実施するに際しては、フリータウンに拠点を構えるPremier Classの企業を視野に入れることが必要である。フリータウンに拠点を構えるPremier Classの3つの企業について情報収集を行った。

- MoDCoN 社: 2001 年に設立され、約 150 名の社員を有し、35 名の技術者と職人などを含む約 100 名の職員が在籍している。フリータウンに本社を設け、マケニに地域事務所を有している。過去 3 年間(2005~2007 年)における単年度の売上高は76 億~90 億 SLL(約 2.4 百万~2.5 百万 USD)である。建築系の多数の工事実績を有している。
- Nimo 社: 1989 年に設立された。過去3年間(2006~2008年)における単年度の売上高は101億~180億 SLL(約3.2百万~5.7百万 USD)である。EUによるケネマ県のフィーダー道路の改修工事、London Mining社(英国系鉄鉱石採掘企業)のアクセス道路整備などの受注実績を有する。SLRAフィーダー道路局長から推薦のあった企業である。
- Sierra Construction System 社: 1983 年に創立され 25 年以上の実績を有する。本社をフリータウンに有し、レバノンに支社 (Sierra Trading & International Construction Systems Limited) を開設している。土木及び建築における工事実績を有し、特に建築系においてはシエラレオネ銀行及びシエラレオネ商業銀行などの中高層建築物の経験を有している。

本プロジェクトにおいてインターワード・プロジェクトを検討するに際し、以下の事項 についての配慮することが望ましい。

- フリータウンに拠点を構える Premier Class の企業について、建築系及び土木系 の業務実績を有する企業の存在が確認された。ただし、EU 事業にて現地企業 の育成を目的としているとおり、現地企業の成長段階である。
- インターワードの案件については、①単年度契約になることが想定されること、②雨期(6月~9月頃)に工事を行えないことなどを踏まえて設定することが望ましい。例えば、①インターワード・プロジェクトをロット分けし、②雨期明けから着工できるよう設計及び業者選定の計画を立て、③工期に余裕を持たせるなど、現地企業の能力に応じた規模及び工程への工夫が求められる。現地企業の資金力が万全ではないところ、Bondを設定したうえ、Advance Paymentを手厚くすることについても配慮が求められよう。
- また、現時点において県議会に必要とされる能力は、プロジェクト資金が限られていることなどから、NCB 案件を適切に形成し、発注し、実施することで

ある。したがって、インターワード・プロジェクトの規模としては、NCB 案件に相当するものが想定される。

• 県開発計画にて NCB 案件を超過する規模の広域事業の必要性が認められた場合には、本プロジェクトとは別途にコミュニティ開発無償資金協力などの他の事業スキームを考慮することが望ましい。

3-10-2 コンサルタントの実態及び能力

(1) 土木系コンサルタント

建設業におけるコンサルタントの登録機関として技術系と建築系の 2 種類の組織が存在する。技術系では、Sierra Leone Institution of Engineer(SLIE)と Sierra Leone Institution of Professional Engineer(SLIPE)の 2 つの組織が存在する。SLIE は技術系専門家の登録を行っており、SLIPE は技術系の職務を行っている専門家及び企業の登録を行っている。シエラレオネにおいて、土木に関するコンサルタント業務を行う専門家及び企業は、SLIPE への登録が必要となる。現在、SLIPE には個人もしくは個人企業を除いて、25 の企業が登録している。同企業には土木系及び機械・電気系の企業が含まれる。同企業の規模は $5\sim10$ 名程度である。

SLIPE に登録するためには、卒業証書などの証明書に加えて技術者としての経歴が必要となる。経歴の年数についての明確な定めはないが、3~5 年程度が目安となる。企業として登録する場合には、財務状況に関する証明書が必要となる。

(2) 建築系コンサルタント

建築系の専門家及び企業の登録は、Sierra Leone Institution of Architect (SLIA) と Institution of Professional Architect (SLIPA) の 2 つの組織が行っている。基本的な考え方は SLIE 及び SLIPE と同様である。現在、SLIPA には 14 の企業が登録している。企業の規模は $2\sim3$ 名程 度の小規模なものであり、フリータウンに立地している。プロジェクトの規模などに応じて、構造及び設備などの専門家と建築家がチームを結成し、建築家による監理のもと業務を実施している。

表 3.48 建築系コンサルタントの登録企業(アルファベット順)

| No. | 企業名 |
|-----|--------------------------------------|
| 1 | AES |
| 2 | Architectural & Engineering Services |
| 3 | D.O.B. Dunny |
| 4 | D.T.1 |
| 5 | Darnugol/Associates |
| 6 | EDA |
| 7 | IDEAS Partnership |

No.企業名8J.A. Partnership9Jarrett Yaskey/Garber & Associates10Jenkins Johnson/GAT Mason and Associates11Melmac Associates12Olu Wright & Carton-Carew13Realini Bader14TEDA

出典: SLIPA。

(3) コンサルタントの能力に係る考察

シエラレオネの土木系及び建築系コンサルタント企業の規模は小さい。人員を増やした 場合、安定した受注を確保することが困難なためである。したがって、プロジェクトベー スにて他社もしくは個人から人材を調達し、プロジェクト・チームを編成することが通常 である。

カンビア県及びポートロコ県にはコンサルタント企業が存在しないため、必要に応じてフリータウンから個人コンサルタントなどが調達されている。本プロジェクトにおいても、インターワード・プロジェクトの規模に応じて個人もしくは企業のコンサルタントをフリータウンから調達することになろう。

EUのフィーダー道路の予備設計及び優先道路の選定はフリータウンのコンサルタント企業が実施している。道路に関しては、SLRAにおいて設計・施工監理を内部消化する場合もあるが、規模の大きな案件については外部のコンサルタントを調達する傾向にあり、土木に関するコンサルタント企業が存在する。EUの事業に参画したコンサルタント企業について以下に示す。

- EDA 社 (Edward Davies & Associates): EU 事業において対象道路の選定及び予備設計を実施した。1973 年の創設であり、7 名の土木技術者を含む 20 名の職員を有する。世銀、UNDP、アラブ経済開発クウェート基金(KFAED: Kuwait Fund for Arab Economic Development)及び SLRA などによる道路案件、給水案件などを担当した経験を有する。さらに、本年には JICA(シエラレオネ・フィールド・オフィス)から現況道路調査を受注した実績を有する。
- ICS 社 (International Construction Service): EU 事業においてカンビア県のフィーダー道路の施工監理を担当している。2 名の土木技術者を含む7名の職員に加え、道路技術者、環境専門家、構造技術者などを含む6名の嘱託技術者を有する。KFAED、国際開発協会(IDA: International Development Association)などによる道路案件ならびに上下水道案件の経験を有する。

以上

付属資料

- 1. 討議議事録 (Record of Discussion)
- 2. 協議議事録 (Minutes of Meeting)

Record of Discussion

between

Japan International Cooperation Agency

Authorities Concerned of the Government of Republic of Sierra Leone

Japanese Technical Cooperation

for

The Project for Capacity Development for Comprehensive District Developments in the Northern Region of Sierra Leone

With reference to the technical cooperation project concerning "Capacity Development for Comprehensive District Developments in the Northern Region of Sierra Leone (hereinafter referred to as "the Project")", the Mission Team of Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") exchanged views and had a series of discussions with the authorities concerned of the Government of Republic of Sierra Leone and other relevant organizations with respect to desirable measures to be taken by JICA and the government of Sierra Leone for the successful implementation of the Project.

The government of Sierra Leone and JICA agreed on the matters referred to in the document attached hereto.

Freetown, Sierra Leone, 1st October, 2009

Deputy Resident Representative Ghana Office

Japan International Cooperation Agency

Wittness

Mr. S. S. A. Sankoh

Chairperson for Kambia District Council

Minister for Internal Affairs, Local Government and Rural Development The Government of Sierra Leone

Chairperson for Port Loko District Council

ATTACHMENT

I. Cooperation between the Government of Sierra Leone and JICA

The Project will be implemented in accordance with the Project Master Plan which is given in Annex 1.

II. Measures to be taken by the Japanese side

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, Japanese Side will take, at its own expenses, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme in Japan.

1. Dispatch of experts

JICA will provide the services of experts as listed in Annex 2. The composition of the JICA experts may be changed in the process of the Project.

2. Provision of equipment

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex 3.

3. Training of Sierra Leonean counterpart personnel in Japan or the third countries

JICA will receive the Sierra Leonean counterpart personnel connected with the Project for technical training in Japan or the third countries according to the identified necessity.

III. Measures to be taken by the Sierra Leonean side

- 1. The Government of Sierra Leone will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
- 2. The Government of Sierra Leone will ensure that the technologies and knowledge acquired by Sierra Leonean nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Sierra Leone.
- 3. The Government of Sierra Leone will grant the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex 4 to the JICA's experts as listed in Annex 2 and their families, which are no less favorable than those accorded to experts of third countries working in Sierra Leone.
- 4. The Government of Sierra Leone will take the necessary measures to receive and use the equipment provided by JICA listed in Annex 3 and equipment, machinery and materials carried in by the JICA's experts listed in Annex 2.
- 5. The Government of Sierra Leone will take necessary measures to ensure that the technologies and knowledge acquired by the Sierra Leone counterpart personnel from technical training in Japan or the third countries will be utilized effectively in the implementation of the Project.
- 6. In accordance with the laws and regulations in force in Sierra Leone, the Government of Sierra Leone will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Services of the Sierra Leonean counterpart personnel as listed in Annex 5;
 - (2) Office spaces, buildings and facilities as listed in Annex 6;

Jam Jam

Q

Of V

- (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA listed in Annex 3;
- (4) Means of transport and travel allowances for the JICA's experts for official travel within Sierra Leone; and
- (5) Suitably furnished accommodation for the JICA's experts and their families.
- 7. In accordance with the laws and regulations in force in Sierra Leone, the Government of Sierra Leone will take necessary measures to meet:
 - (1) Expenses necessary for the transportation within Sierra Leone of the Equipment listed in Annex 3 as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Custom duties, internal taxes and any other charges, imposed in Sierra Leone on the Equipment listed in Annex 3;
 - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. Administration of the Project

- 1. The Designated Deputy Minister of Internal Affairs, Local Government and Rural Development, as a Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
- 2. The Permanent Secretary, the Director of Local Government Department and the Director of Rural Development Department, Ministry of Internal Affaires, Local Government and Rural Development (hereinafter referred to as "MIALGRD") and the JICA Project Leader, will be immediate responsible for the administration and implementation of the Project, including the preparation and conduction of technical and methodological matters of the Project.
- 3. The JICA experts will give necessary technical guidance and advice to the Sierra Leonean counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
- 4. Chairpersons of the district councils of Kambia District and Port Loko District will be responsible for the coordination among ward committees and communities, and for the institutional strengthening of the district councils and the ward committees.
- 5. For the effective and successful implementation of the Project, the Joint Coordination Committee (hereinafter referred to as "JCC") and Steering Committees (hereinafter referred to as "SC") will be established as coordination mechanisms for implementation of the Project. Their functions and composition are described in Annex 7 and Annex 8.

V. Joint Evaluation

The evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Sierra Leonean authorities concerned during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. Claims against JICA's experts

The Government of Sierra Leone undertakes to bear claims, if any arise, against the JICA's experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Sierra Leone except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the JICA's experts.



VII. Mutual Consultation

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. Measures to Promote Understanding of and Support for the Project

For the purpose of promoting understanding of and support for the Project among the people of Sierra Leone, the Government of Sierra Leone will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Sierra Leone.

IX. Implementation Area of the Project

The Project will be implemented in the geographic area of Kambia District and Port Loko District as shown in Annex 9.

X. Duration of Cooperation

The duration of the Project will be five years.

Annex 1: The Project Master Plan

Annex 2: List of JICA Experts

Annex 3: List of Machinery and Equipment provided by JICA

Annex 4: Privileges, Exemptions and Benefit for JICA Experts

Annex 5: List of Sierra Leonean Counterparts

Annex 6: List of office spaces, facilities and other inputs provided by the Government of Sierra Leone

Annex 7: Joint Coordination Committee (JCC)

Annex 8: Steering Committees (SC)

Annex 9: Implementation Area of the Project

X -M

Annex 1: Project Master Plan

1. Overall Goal

- (1) Disseminate the district development model to be consolidated through this project overall districts in Sierra Leone.
- (2) Improve socio-economic situation in Kambia and Port Loko districts by:
 - 1) Implementation of district development projects by budget the government of Sierra Leone including grants from other donors.
 - 2) Implementation of development projects with community's initiatives.

2. Project Purpose

Strengthen the system to implement district development effectively and efficiently in Kambia and Port Loko districts.

3. Outputs of the Project

- (1) Identify issues on current practices for district development in Kambia and Port Loko districts.
- (2) Formulate effective and efficient district development model through implementation of pilot activities in Kambia and Port Loko districts.
- (3) Capacities of MIALGRD, district councils in Kambia and Port Loko districts, ward committee members and community are developed for district development management.

4. Activities of the Project

- (1) Identify issues on current practices for district development in Kambia and Port Loko districts.
 - 1) Collect, review and analyze legal issues, regulations and existing manuals concerning district development in MIALGRD and district councils.
 - 2) Collect and arrange basic information on Kambia and Port Loko districts.
 - 3) Collect and analyze the present institutional capacity, systems, roles of district council, ward committee and community in Kambia and Port Loko districts.
 - 4) Analyze the present district development plan and process of its formulation in Kambia and Port Loko districts.
 - 5) Survey and analyze application/dissemination of ECDC (Education and Community Development Committee) model developed in the past JICA development study in Kambia district.
- (2) Formulate effective and efficient district development model through implementation of pilot activities in Kambia and Port Loko districts.
 - 1) Formulate framework of district development model and outline of district development handbook.

- 2) Conduct workshop in Kambia and Port Loko districts to share framework of district development model with stakeholders.
- 3) Conduct capacity assessment in Kambia and Port Loko districts.
 - 3)-1Conduct capacity assessment on ward committee and community through implementation of pilot activity.
 - 3)-2 Conduct capacity assessment on district council through implementation of pilot activity.
- 4) Formulate district development model through implementation of pilot activity at community level and district level in Kambia and Port Loko districts.
- 5) Identify issues and necessary consideration through implementation of pilot activity and formulate district development handbook.
- 6) Organize dissemination seminar on district development handbook to MIALGRD, district councils, donors and NGOs.
- (3) Capacities of MIALGRD, district councils in Kambia and Port Loko districts, ward committee members and community are developed for district development management.
 - 1) Review existing training programme and training materials.
 - 2) Formulate the existing training programme and training materials.
 - 3) Conduct training on district development in Kambia and Port Loko districts with the formulated programme and materials as mentioned in Activity (3)-2).
 - 4) Modify the training programme and training materials based on results of capacity assessment conducted as mentioned in Activity (2).
 - 5) Conduct training on district development in Kambia and Port Loko districts with the modified programme and materials as mentioned in Activity (3)-4).
 - 6) Conduct OJT of district council staff, ward committee members and community in Kambia and Port Loko districts through implementation of pilot activity as mentioned in Activity (2).
 - 7) Conduct study tour in Kambia and Port Loko and neighboring districts.
 - 8) Conduct OJT of MIALGRD officials through monitoring the pilot activity as mentioned in Activity (2).
 - 9) Conduct training on how to use district development handbook to MIALGRD official and district council staff in Kambia, Port Loko and other districts.

& A

Annex 2: List of JICA Experts

- (1) Project Leader / Regional Development
- (2) Project Coordinator
- (3) Community development
- *JICA experts will be dispatched depending on the necessity of the Project. The Japanese side has a plan to dispatch experts in the above fields to ensure the smooth implementation of the Project. The composition of the fields may be changed in the process of the Project.

Mr And

Annex 3: List of Machinery and Equipment provided by JICA

The planned machinery and equipment are listed as follows;

- (1) Computers and accessories
- (2) Office Equipment
- (3) Vehicles
- (4) Motorcycles

The number and detailed specifications of machinery and equipment will be defined based on the result of the baseline survey that will be conducted during the Project, and also will be agreed upon between both sides; however, consumable materials will not be provided. The machinery and equipment provided by the Project will be used exclusively for the Project activities.

Other machinery, equipment and materials regarded as necessary for effective implementation of the Project will also be defined through the Project.

Spo

Ø.

Annex 4: Privileges, Exemptions and Benefit for JICA Experts

- 1. Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from aboard.
- 2. Exemption from import duties and any other charges in respect of personal and household effects including one motor vehicle per expert which may be brought into Sierra Leone from abroad.
- 3. In case of emergency, the Government of Sierra Leone will use available means to obtain medical and other necessary assistance for the JICA experts and their families.

In M



Annex 5: List of Sierra Leonean Counterparts

1. Project Director:

The Designated Deputy Minister of Internal Affaires, Local

Government and Rural Development

2. Project Manager:

Permanent Secretary

Director of Local Government Department, MIALGRD

Director of Rural Development Department, MIALGRD

3. The Ministry of Internal Affaires, Local Government and Rural Development

(1) Officials of Local Government Department

- (2) Officials of Rural Development Department
- (3) Administrative Officials

4. Kambia District Council

- (1) Chairperson
- (2) Deputy Chairperson
- (3) Chief Administrator
- (4) Deputy Chief Administrator
- (5) Other Officials

5. Port Loko District Council

- (1) Chairperson
- (2) Deputy Chairperson
- (3) Chief Administrator
- (4) Deputy Chief Administrator
- (5) Other Officials

6. Other

Other personnel mutually agreed upon as necessary

So Am

Annex 6: List of Office Spaces, Facilities and Other Inputs Provided by the Government of Sierra Leone

- 1. Office spaces and necessary facilities (desk, chair, etc.) for the JICA experts in MIALGRD, Kambia District Council and Port Loko District Council.
- 2. Lecture rooms and meeting rooms necessary for the Project
- 3. Reference materials such as statistics data, legal documents and maps necessary for the implementation of the Project
- 4. Other facilities mutually agreed upon as necessary for the implementation of the Project.

JA AM

10

M

Annex 7: Joint Coordination Committee

1. Function

Joint Coordination Committee will be held when necessity arises and at least once a year in order to fulfill the followings;

- (1) To approve the annual work plan of the Project based on the Plan of Operation within the framework of the R/D;
- (2) To evaluate the result of the annual work plan and overall progress of the Project; and
- (3) To review and exchange opinions on major issues at that arises during the implementation of the Project:

2. Chairperson and Members

(1) Chairperson:

Deputy Minister, MIALGRD

(2) Vice chairperson:

Permanent Secretary, MIALGRD

Director of Local Government, MIALGRD Director of Rural Development, MIALGRD

(3) Members:

Sierra Leonean Side

Representative of Ministry of Finance and Economic Development

Representative of Ministry of Health and Sanitation

Representative of Ministry of Agriculture, Forestry and Food Security

Representative of Ministry of Education, Youth and Sports

Representative of Ministry of Works, Housing and Infrastructure

Director of Decentralization Secretariat

Chairperson, Kambia District Chairperson, Port Loko District Chief Administrator, Kambia District Chief Administrator, Port Loko District

Japanese Side

Representative of JICA JICA Project Leader

Any other person recommended by JICA

(4) Observer

Representatives of Development Partners such as UNDP, World Bank

My Am

And the second s

Annex 8: Steering Committees

1. Functions

The Steering Committees in Kambia District and Port Loko District will discuss and coordinate the implementation of the Project at district level, and it will exchange information regarding the Project. The detailed functions and the schedule of the Steering Committees will be defined after the Project has begun.

2. Chairperson and members

(1) Chairperson:

Chairperson of District Council

(2) Vice Chairperson:

Deputy Chairperson of District Council

(3) Members

Sierra Leonean side

Chief Administrator

Deputy Chief Administrator

Chairpersons of each sectors' committee

Other Administrative Officials of the District Council

Representative of Sierra Leone Road Authority at the District

Director of District Agriculture Office

District Medical Officer

Director of District Education Office

Director of District Social Welfare and Youth Office

Japanese Side

JICA Project Leader

Other JICA experts

Any other persons recommended by JICA

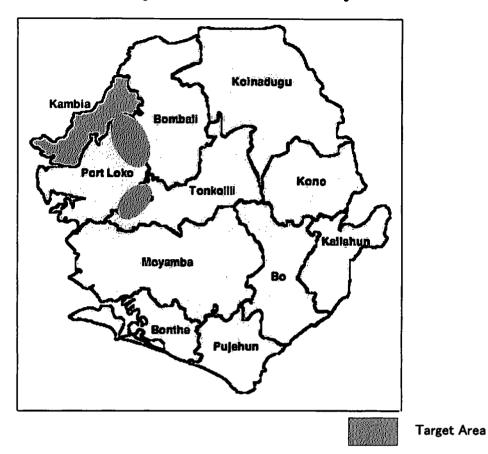
(4) Observer:

Coach from Decentralization Secretariat





Annex 9: Implementation Area of the Project



RAMBIA DISTRICT - SIERRA LEONE

PORT LOKO DISTRICT - SIERRA LEONE

Grince

Realts

Realts

Margania

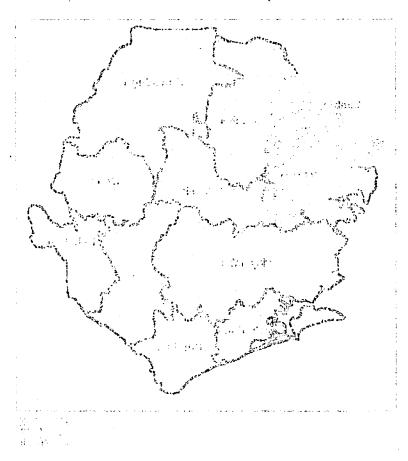
* All chiefdom of Kambia District and 3 Chiefdom (Sanda Magbolonthor, Masimera, Buya Romende) are the target area.

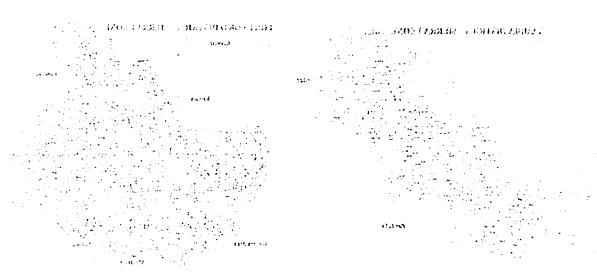
Mr Ay

13

M

the joy's on to have a commonwish of the consider





All chedden of kantas a to a forence energy addition of and objects to a design of the control o

Minute of Meetings between The JICA Mission Team and

The Authorities Concerned of The Government of Republic of Sierra Leone

The Project for Capacity Development for Comprehensive District Developments in the Northern Region of Sierra Leone

In response to the request of the Government of the Republic of Sierra Leone, the Mission Team (hereinafter referred to as "The Mission"), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") headed by Mr. Hitoshi SATO, visited and carried out the survey in the Republic of Sierra Leone from the 23rd September 2009 to the 1st October 2009, with the purpose of determining the details for the Project for Capacity Development for Comprehensive District Developments in the Northern Region of Sierra Leone (hereinafter referred to as "the Project").

During the survey in the Republic of Sierra Leone, the Mission exchanged views and had a series of discussions with authorities related, and with respect to Project Design Matrix (PDM) and Plan of Operations (PO) for the successful implementation of the Project.

As a consequence of the meeting, the Mission and related Sierra Leonean authorities agreed to recommend to their respective governments the matters referred to the documents attached hereto.

Freetown, Sierra Leone, 1st October, 2009.

Deputy Resident Representative Ghana Office

Japan International Cooperation Agency

Witness

Chairperson for Kambia District Council

Hon. Dauda Sulaiman Kamara

Minister for Internal Affairs, Local Government

and Rural Development

Mr. Ahmid Munir Fofanah

Chairperson for Port Loke District Council

ATTACHMENT

1. Project Design Matrix (PDM)

Both sides agreed on the Project Design Matrix (PDM) referred to Attachment 1 summarizing the contents of the Project.

2. Plan of Operations (POs)

Both sides agreed on the Plan of Operations (POs) referred to Attachment 2.

Attachment

Attachment 1: Project Design Matrix (PDM)

Attachment 2: General Plan of Operations of the Project (POs)

<u>M</u>

A Project Title: Capacity Development for Comprehensive District Developments in the Northern Region of Sierra Leone Period: Nov 2009 - Nov 2014

Target areas: Kambia District(7chiefdoms) and Port Loko district (3 chiefdoms)

Counterpart: Ministry of Internal Affairs, Local Government and Rural Development, District Councils

| Narrative Summary | Verifiable Indicators | Means of Verification | Subjurgers A fuel and leading |
|---|--|--|---|
| [Overall Goal] 1. Disseminate the district develonment model to be consolidated through this project suggest district in | y MIALGRD | •Interviews •Sanistics on the districts | |
| Signal Leag. | | Project Report | |
| 2. Improve socio-economic situation in Kambia and Port Loko districts by: | project in Sierra Leone. | MIALGRD Reports | |
| 2.1 Implementation of district development projects by budget of the Sierra Leonean government including grants | is the | - Ounce comous reports | |
| from other donors. 2.2 Implementation of development projects with community's initiatives. | districts. | | |
| [Project Purpose] | ormulate | *District Development Plan in each | |
| Strengthen the system to implement district development effectively and efficiently in Kambia and Port Loko | the plan in the districts. | district. | |
| districts. | Implementation of district development project in the district. I bilization of the handbook for formulation of district development when | District council's documents. | |
| | | *Project Reports | *The government of Stern Leone keep supporting |
| | *Coordination between ward committee and community, and between | Interviews | *District development budget such as LGDF is allocated every |
| | offices of each sector | -Questionnaire | year. |
| | such as education, health, public works, etc. | | |
| | *Monitoring formulation of district development plan and implementation | | |
| Output | | *District Development Plan in each | *Community and ward committee maintain initiatives for district |
| 1. Identify issues on current practices for district development in Kambia and Port Loko districts. | trict development | district. | |
| - | | District council's documents. | replaced in coming election. |
| 2. Formulate effective and efficient district development model through implementation of pilot activities in | evelopment | *Desired offices documents | |
| Kambia and Port Loko districts. | imode by district council others and ward committee members. | *Interviews | |
| | | •Questionnaire | |
| | 2.3.1 process of preparation and implementation of the activities | | |
| | a. appropriateness of selection of pilot projects such as | | |
| | transparency/accountability. | | |
| | b. implementation of pilot projects such as accounting, the number of | | |
| | contract, the number of established group for its operation and maintenance. | | |
| | 2.3.2 performance of ward committee and community a the number of used development when and its neutrants | | |
| | b framency of workshow/meeting held for formulation of ward | | |
| | development plan, the number of participants and varieties of participants | | |
| | c the number of implemented pilot projects | | |
| | d. financial control by pilot projects | | |
| | e. the number of established group through pilot activities | | |
| _ | 2.3.3 Performance of district council | | |
| (| Interinder of workshop on paid activities and the number of participants for each corneion. | | |
| | b district councils comments and its contents in the money of | | |
| - | implementation of pilot projects | | |
| | 2.3.4 Formulation process of ward development plan and district | | |
| | development plan | | |
| | a the number of formulated resource maps | | |
| | b. the number of conducted workshop | | |
| | c. type, content and frequency of meeting with ward committee | | |
| | and quarted council | | |
| | type, content and frequency of meeting with district council and district office for each sector | | |
| | | | |
| | 2.4 Identified issues and considerations when to formulated district development plan and when to implement district development majorite | | |
| | 2.5 Approval of district development handbook by MIALGRD and district | | |
| | council. | | |
| | 2.6 MIALGRD's utilization of district development handbook for training | | |
| | and seminar 2.7 The number of districts to attend district development seminar | | |
| | organized by the project. | | |
| | 2.8 Progress in district development based on district development | | |
| | handbook in other districts | | |
| | | | |





| 3.3 The number of participants in trainings from district development management, community are developed for district development management, committee and community representative and their characteristics of ATP management of pilot activity and contents of the activities utilized for OIT. 3.5 The number and the characteristics of district councils staff, ward committee and community to participated in OIT. 16. Innocembers and community to participated in OIT. 16. Innocembers and community to participated in OIT. 16. Innocembers and community to participated in OIT. |
|---|
| Inputs |
| Kambia and Port Loko district development model through implementation of pilot activities in Kambia and Port Loko districts. 2.1 Comduct workshop in Kambia and Port Loko districts to share framework of district development model with stakeholders. 2.2 Conduct capacity assessment in Kambia and Port Loko districts. 2.3 Conduct capacity assessment on ward committee and community through implementation of pilot activity. 2.3 Conduct capacity assessment on district council through implementation of pilot activity. 2.5 Conduct capacity assessment on district council through implementation of pilot activity at community level and district development model through implementation of pilot activity and formulate district development handbook to MIALGRD, district councils, donors and NGOs. 2. Conquate framework of district development handbook to MIALGRD, district councils, donors and NGOs. |
| and community are developed for district development management. 3.1 Review existing training programme and training materials. 3.2 Formulate the training programme and training materials on district development. 3.3 Conduct training on district development in Kambia and Port Loko districts with the formulated programme and training materials as mentioned in Activity 3.2 3.4 Modify the training programme and training materials based on results of capacity assessment conducted as mentioned in Activity 3.2 3.5 Conduct raining on district development in Kambia and Port Loko districts with the modified programme and materials as mentioned in Activity 3.4. 3.5 Conduct OJT of district council staff, ward committee members and community in Kambia and Port Loko district survey in Kambia and Port Loko and neighboring districts. 3.7 Conduct OJT of MIALGRD officials through monitoring the pilot activity as mentioned in Activity 2. 3.8 Conduct OJT of MIALGRD officials through monitoring the pilot activity as mentioned in Activity 2. 3.9 Conduct training on how to use district development handbook to MIALGRD official and district council staff in Kambia, Port Loko and other districts. |



